



毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

目 次

規 則

- ◇川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(第57号) 3606
- ◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第58号) 3606
- ◇川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第59号) 3607

告 示

- ◇産業廃棄物処理施設設置許可の申請に伴う申請書等の縦覧(第502号)..... 3612
- ◇自転車等の撤去と保管(第503号)..... 3612
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第504号)..... 3613
- ◇道路区域の変更(第505号)..... 3615
- ◇道路の供用開始(第506号)..... 3615
- ◇道路区域の変更(第507号)..... 3615
- ◇指定自立支援医療機関の指定(第508号) 3615
- ◇指定自立支援医療機関の指定内容の変更(第509号)..... 3616
- ◇指定自立支援医療機関の指定の更新(第510号)..... 3620
- ◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第511号)..... 3620
- ◇自転車等の撤去と保管(第512号)..... 3621
- ◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第513号)..... 3621
- ◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第514号)..... 3621
- ◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第515号)..... 3621
- ◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第516号)..... 3621

- ◇港湾施設の名称、位置、規模等(第517号)..... 3622
 - ◇定期予防接種の実施(第518号)..... 3622
 - ◇予防接種の業務を行う医師(第519号) 3622
- 公 告
- ◇公募型プロポーザルの実施(第1036号) 3637
 - ◇開発行為に関する工事の完了(第1037号) 3638
 - ◇開発行為に関する工事の完了(第1038号) 3638
 - ◇一般競争入札の執行(第1039号) 3638
 - ◇一般競争入札の執行(第1040号) 3640
 - ◇条例環境影響評価審査書の公告(第1041号) 3643
 - ◇開発行為に関する工事の完了(第1042号) 3653
 - ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第1043号) 3653
 - ◇一般競争入札の執行(第1044号) 3653
 - ◇開発行為に関する工事の完了(第1045号) 3664
 - ◇一般競争入札の執行(第1046号) 3664
 - ◇一般競争入札の執行(第1047号) 3666
 - ◇一般競争入札の執行(第1048号) 3668
 - ◇一般競争入札の執行(第1049号) 3669
 - ◇一般競争入札の執行(第1050号) 3671
 - ◇一般競争入札の執行(第1051号) 3672
 - ◇一般競争入札の執行(第1052号) 3673
 - ◇一般競争入札の執行(第1053号) 3675
 - ◇一般競争入札の執行(第1054号) 3677
 - ◇一般競争入札の執行(第1055号) 3678
 - ◇一般競争入札の執行(第1056号) 3680
 - ◇一般競争入札の執行(第1057号) 3681
 - ◇一般競争入札の執行(第1058号) 3683
 - ◇一般競争入札の執行(第1059号) 3685
 - ◇一般競争入札の執行(第1060号) 3687
 - ◇一般競争入札の執行(第1061号) 3687
 - ◇一般競争入札の執行(第1062号) 3689

◇開発行為に関する工事の完了(第1063号).....	3690	◇川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程(第23号).....	3711
◇一般競争入札の執行(第1064号).....	3690	◇川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第24号).....	3717
◇一般競争入札の執行(第1065号).....	3692	◇川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程(第25号).....	3717
◇開発行為に関する工事の完了(第1066号).....	3695	上下水道局告示	
◇一般競争入札の執行(第1067号).....	3695	◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第37号).....	3717
◇一般競争入札の執行(第1068号).....	3696	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第38号).....	3717
◇道路位置の廃止(第1069号).....	3696	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第39号).....	3718
◇一般競争入札の執行(第1070号).....	3697	上下水道局公告	
◇開発行為に関する工事の完了(第1071号).....	3698	◇一般競争入札の執行(第76号).....	3718
公告(調達)		◇一般競争入札の執行(第77号).....	3719
◇一般競争入札の執行(第277号).....	3698	◇一般競争入札の執行(第78号).....	3723
◇一般競争入札の執行(第278号).....	3700	◇一般競争入札の執行(第79号).....	3724
◇落札者等の公示(第279号).....	3702	上下水道局公告(調達)	
◇一般競争入札の公告(第280号).....	3702	◇一般競争入札の公告(第29号).....	3728
◇落札者等の公示(第281号).....	3704	交通局規程	
◇落札者等の公示(第282号).....	3704	◇川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程(第28号).....	3731
税公告		◇川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程(第29号).....	3740
◇納税通知書の公示送達(第116号).....	3704	◇川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程(第30号).....	3740
◇市税過誤納金等還付(充当)通知書の公示送達(第117号).....	3704	◇川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程(第31号).....	3740
◇交付要求通知書の公示送達(第118号).....	3705	◇川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第32号).....	3745
◇差押調書(謄本)の公示送達(第119号).....	3705	◇川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第33号).....	3745
◇督促状の公示送達(第120号).....	3705	交通局公告(調達)	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第121号).....	3705	◇落札者等の公示(第11号).....	3745
◇差押調書(謄本)の公示送達(第122号).....	3705	交通局訓令	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第123号).....	3705	◇川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令(第5号).....	3745
訓 令		病院局規程	
◇川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令(第6号).....	3705	◇川崎市病院局企業職員の初任給、昇	
◇川崎市職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令(第7号).....	3706		
上下水道局規程			
◇川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第20号).....	3711		
◇川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程(第21号).....	3711		
◇川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程(第22号).....	3711		

格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程（第14号）……………	3746	◇川崎市職員共済組合定款の一部変更（第2号）……………	3787
◇川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程（第15号）……………	3756	区公告	
◇川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程（第16号）……………	3756	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（川崎区第140号）……………	3787
◇川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程（第17号）……………	3757	◇介護保険料に係る督促状の公示送達（川崎区第141号）……………	3787
◇川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規定の一部を改正する規程（第18号）……………	3761	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（川崎区第142号）……………	3787
◇川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（第19号）……………	3761	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（川崎区第143号）……………	3787
◇川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程等の一部を改正する規程（第20号）……………	3761	◇住民票の職権消除（幸区第49号）……………	3787
◇川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程（第21号）……………	3763	◇印鑑登録の抹消（幸区第50号）……………	3788
病院局公告		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（幸区第51号）……………	3788
◇一般競争入札の執行（第41号）……………	3763	◇国民健康保険料に係る差押調書（臈本）の公示送達（幸区第52号）……………	3788
◇一般競争入札の執行（第42号）……………	3765	◇国民健康保険料に係る差押調書（臈本）の公示送達（幸区第53号）……………	3788
消防局訓令		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（中原区第47号）……………	3788
◇川崎市消防局公文書管理規程の一部を改正する訓令（第11号）……………	3768	◇介護保険料に係る督促状の公示送達（中原区第48号）……………	3788
◇川崎市消防職員服務規程の一部を改正する訓令（第12号）……………	3771	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達（中原区第49号）……………	3788
◇川崎市消防職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令（第13号）……………	3771	◇介護保険料の滞納処分に係る書類の公示送達（中原区第50号）……………	3789
監査公表		◇国民健康保険料に係る差押調書の公示送達（中原区第51号）……………	3789
◇監査の結果について（第9号）……………	3776	◇住民票の職権消除（中原区第52号）……………	3789
人事委員会規則		◇印鑑登録の抹消（中原区第53号）……………	3789
◇川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第17号）……………	3782	◇住民票の職権消除（高津区第62号）……………	3789
◇川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第18号）……………	3782	◇印鑑登録の抹消（高津区第63号）……………	3790
職員共済組合規則		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（高津区第64号）……………	3790
◇川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則（第1号）……………	3782	◇介護保険料に係る督促状の公示送達（高津区第65号）……………	3790
職員共済組合規程		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達（高津区第66号）……………	3790
◇川崎市職員共済組合貸付規則施行規程の一部を改正する規程（第2号）……………	3782	◇国民健康保険料等に係る差押調書の公示送達（高津区第67号）……………	3790
職員共済組合告示		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達（宮前区第32号）……………	3790
		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（多摩区第42号）……………	3791
		◇住民票の職権消除（多摩区第43号）……………	3791
		◇印鑑登録の抹消（多摩区第44号）……………	3791
		◇介護保険料に係る督促状の公示送達	

(麻生区第44号)	3791
◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
送達(麻生区第45号)	3791
正 誤	
◇第1,851号	3791

規 則

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年9月16日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第57号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例
の一部の施行期日を定める規則

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第26号)附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、令和4年10月1日とする。

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第58号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支
給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)」を「(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

第3条第4項第4号中「をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)」を「(第2項第4号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第59号

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年川崎市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）を次のように改める。

第 1 号様式

(表)

特定医療費支給認定申請書

		<input type="checkbox"/> 新規		<input type="checkbox"/> 転入		
(太枠内のみ記入してください。)		(該当する□内にレ印を記入してください。)				
患者に関する事項	フリガナ氏名			個人番号		
				生年月日	年 月 日	
	郵便番号	〒	—	日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	— —	
	住所	川崎市 区				
		今年の1月1日現在の住所		前年の1月1日現在の住所		
	医療保険	保険者名			保険者番号	
		被保険者氏名			被保険者証の 記号及び番号	
			患者との続柄		生活保護 受給の有無	有・無
	指定難病の名称					
	自己負担上限額の特例(申請する場合は、該当する□内にレ印を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器等装着	<input type="checkbox"/> 軽症高額該当	<input type="checkbox"/> 高額かつ長期 (高額難病治療継続者)		
医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等該当の有無(申請中の場合を含む。)	有・無	有の場合、受給者番号				
課税対象とならない収入(障害年金、遺族年金等)の有無	有・無	有の場合、その種類				

世帯に関する事項	フリガナ氏名	患者との続柄	生年月日	個人番号
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
※ 住所が患者と異なる場合又は今年(申請日の属する月が1月から6月までの場合は、前年)の1月1日現在の住所が市外の場合は、別紙「支給認定基準世帯員補足事項」を提出してください。				
患者と同じ医療保険に属する者のうち、指定難病の特定医療費の支給認定を受けた患者に該当する者(申請中の場合を含む。)	フリガナ氏名		受給者番号	
	フリガナ氏名		受給者番号	
	フリガナ氏名		受給者番号	
	フリガナ氏名		受給者番号	

区役所受付印	健康福祉局受付印
--------	----------

※ 裏面も必ず記入してください。

事務処理欄(この欄は記入しないでください。)	要確認	臨個票	保険証	番号確認	身元確認	代理確認	該当者のみ	軽症高額該当	高額かつ長期	他特定医療費等証明	課税対象外収入	税証明
		有・無	有・無									

第2号様式(表)を次のように改める。

第2号様式

(表)

区役所受付印	健康福祉局受付印
--------	----------

特定医療費支給認定申請書(更新用)

※ 既に印字されている部分に修正がある場合は、当該部分を赤字で修正し、それ以外は記入してください。

患者に関する事項	受給者番号			個人番号										
	フリガナ氏名			生年月日			年			月			日	
	郵便番号	〒	—		日中連絡がとれる電話番号(携帯電話番号も可)			—			—			
	住所													
	医療保険	保険者名			保険者番号									
		被保険者氏名			被保険者証の号及び番号									
			患者との続柄			生活保護受給の有無								
	指定難病の名称													
	自己負担上限額の特例(申請する場合は、該当する□内にレ印を記入してください。)	<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着	<input type="checkbox"/>	軽症高額該当	<input type="checkbox"/>	高額かつ長期(高額難病治療継続者)							
	医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等該当の有無(申請中の場合を含む。)	有・無		有の場合、受給者番号										
課税対象とならない収入(障害年金、遺族年金等)の有無	有・無		有の場合、その種類											

世帯に関する事項	フリガナ氏名	患者との続柄	生年月日	個人番号
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

※ 住所が患者と異なる場合又は今年の1月1日現在の住所が市外の場合は、別紙「支給認定基準世帯員補足事項」を提出してください。

世帯に関する事項	患者と同じ医療保険に属する者のうち、指定難病の特定医療費の支給認定を受けた患者に該当する者(申請中の場合を含む。)	フリガナ氏名	受給者番号
		フリガナ氏名	受給者番号
	患者と同じ医療保険に属する者のうち、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に該当する者(申請中の場合を含む。)	フリガナ氏名	受給者番号
		フリガナ氏名	受給者番号

※ 裏面も必ず記入してください。

事務処理欄(この欄は記入しない。)	要確認	臨個票	保険証	番号確認	身元確認	代理確認	該当者のみ	軽症高額該当	高額かつ長期	他特定医療費等証明	課税対象外収入	税証明
		有・無	有・無									

第8号様式(表) 中

「

指定医療機関	名 称	
	所在地	
	名 称	
	所在地	
	名 称	
	所在地	
	名 称	
	所在地	
	名 称	
	所在地	

」

を

「

指定医療機関	

」

に改め、同様式(裏)注意事項第6項及び第7項を次のように改める。

- 6 この証で受診できる医療機関等は、難病法に規定する指定医療機関です。
- 7 この証に記載された氏名、住所、加入している医療保険等に変更があったときは、速やかに、この証を添えて、区の担当窓口又はこの証に記載された問合せ先(以下「窓口等」という。)にその旨を届け出てください。

第13号様式を次のように改める。

第 1 3 号 様 式

特定医療費支給認定変更申請書

(宛先) 川崎市長

年 月 日

申請者
住 所
氏 名

難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

受 給 者 番 号							
患 者	氏 名						
	住 所	〒					
	日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	—			—		
保 護 者 (患者が 18歳未 満の場合 に記入)	氏 名		患者と の続柄				
	住 所	〒		※ 患者と同じ場合は記入不要です。			
	日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	—			—		

変更事項 (変更を申請する事項のみ記入してください。)

自己負担上限額に関する事項 (該当するものに○印を付けて ください。)	高額難病治療継続者としての認定の申請	有 ・ 無
	人工呼吸器装着者としての認定の申請	有 ・ 無
	患者が医療費支給認定に係る小児慢性疾患児童等に該当 (申請中の場合を含む。)	有 ・ 無
	患者と同じ医療保険に加入している者が、指定難病の特定医療費の支給認定を受けた患者又は医療費支給認定に係る小児慢性疾患児童等に該当 (申請中の場合を含む。)	有 ・ 無
	生 活 保 護 の 受 給	有 ・ 無
	そ の 他 (変更内容を記入してください。)	[]
指 定 難 病 の 名 称		<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 抹消
		<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 抹消

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

告 示

川崎市告示第502号

産業廃棄物処理施設設置許可の申請に伴う申請書等の縦覧について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置許可の申請がありましたので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、当該設置許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供します。

令和4年9月20日

川崎市長 福田紀彦

- 1 申請年月日
令和3年3月1日
- 2 申請の概要
 - (1) 申請者
 - ア 氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）
株式会社デイ・シイ
代表取締役 神長 俊樹
 - イ 住所（法人にあっては事務所又は事業所の所在地）
川崎市川崎区浅野町1番1号
 - (2) 施設の設置場所
川崎市川崎区浅野町1番1号
 - (3) 施設の種類
廃プラスチック類の焼却施設
産業廃棄物の焼却施設
 - (4) 施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず
- 3 縦覧の概要
 - (1) 場所
川崎区役所、田島支所及び市役所第3庁舎（環境局生活環境部廃棄物指導課）
 - (2) 期間
令和4年9月20日（火）から令和4年10月20日（木）まで
ただし、土曜日及び日曜日、並びに国民の祝日に関する法律及びその他の法令で定める休日を除く。

縦覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

4 意見書の提出

この産業廃棄物処理施設の設置に関して利害関係を有する者は、法第15条第6項の規定により、次のとおり生活環境の保全上の見地からの意見書を川崎市長に提出することができる。

(1) 提出期間

令和4年9月20日（火）から令和4年11月4日（金）まで

(2) 提出先

環境局生活環境部廃棄物指導課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（市役所第3庁舎16階）

ファクシミリ 044-200-3923

電子メール 30haiki@city.kawasaki.jp

（電話番号 044-200-2594）

川崎市告示第503号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和4年9月20日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用
 - 自転車 2,500円
 - 原動機付自転車 5,000円
 - 自動二輪車 10,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第504号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届
出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和4年9月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定する区域

川崎市川崎区大川町2番32（別図のとおり）

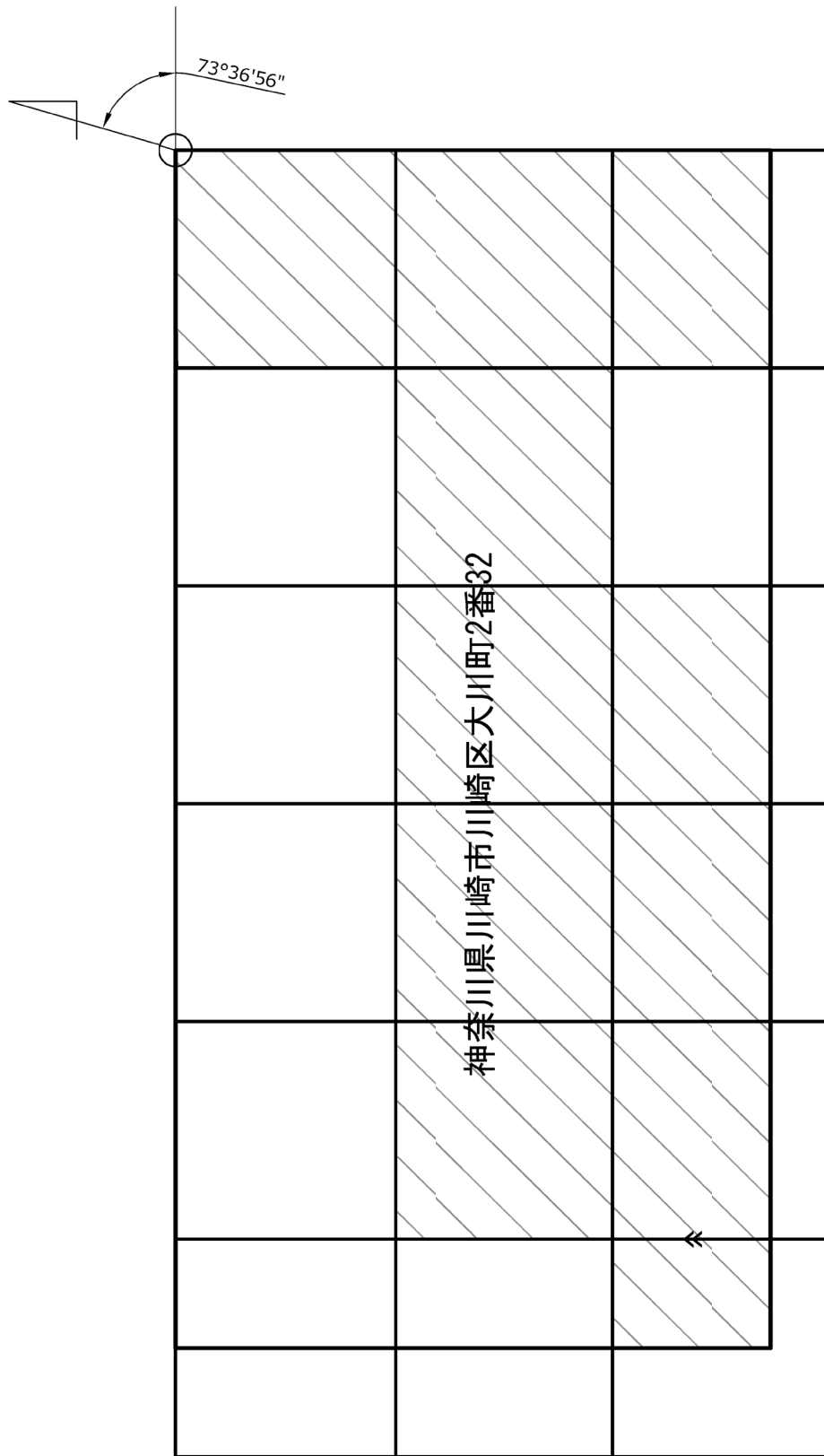
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ベンゼン、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

4 当該区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。



 指定する区域

別図 指定する区域

川崎市告示第505号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年9月21日から令和4年10月6日まで一般の縦覧に供します。

令和4年9月21日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	宿河原第54号線	川崎市多摩区宿河原6丁目1219番2先	4.00	2.00	隅切り部
		川崎市多摩区宿河原6丁目1219番2先			
新	宿河原第54号線	川崎市多摩区宿河原6丁目1219番4先	4.00	2.00	隅切り部
		川崎市多摩区宿河原6丁目1219番4先			
旧	宿河原第70号線	川崎市多摩区宿河原6丁目1219番1先	3.64	65.36	
		川崎市多摩区宿河原6丁目1219番1先			
新	宿河原第70号線	川崎市多摩区宿河原6丁目1219番5先	4.00	65.36	
		川崎市多摩区宿河原6丁目1219番16先			

川崎市告示第506号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年9月21日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年9月21日から令和4年10月6日まで一般の縦覧に供します。

令和4年9月21日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
宿河原第54号線	川崎市多摩区宿河原6丁目1219番4先	隅切り部
	川崎市多摩区宿河原6丁目1219番4先	
宿河原第70号線	川崎市多摩区宿河原6丁目1219番5先	
	川崎市多摩区宿河原6丁目1219番16先	

川崎市告示第507号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年9月21日から令和4年10月6日まで一般の縦覧に供します。

令和4年9月21日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	下作延第4号線	川崎市高津区下作延6丁目1813番1先	1.82	49.61	
		川崎市高津区下作延6丁目1815番1先			
新	下作延第4号線	川崎市高津区下作延6丁目1813番1先	1.82	21.14	
		川崎市高津区下作延6丁目1815番1先			

川崎市告示第508号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日号外法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として、次のとおり指定します。

令和4年9月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 新規指定

(1) 薬局

No.	医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	開設者名称	開設者氏名	指定年月日	管理薬剤師氏名
1	セントラル薬局 武蔵小杉	川崎市中原区新丸子町727-3	育成医療・更生医療	株式会社グリーンエイト	代表取締役 田中 宏和	令和4年2月1日	高橋 良平
2	クオール薬局 小田急向ヶ丘遊園駅前	川崎市多摩区登戸2045-5 向ヶ丘遊園駅南口店舗1階101号	育成医療・更生医療	クオール株式会社	代表取締役 柄澤 忍	令和4年8月1日	土屋 愛
3	ひまりファーマシー 小田栄店	川崎市川崎区小田栄2-3-1 コーナンPRO小田栄店2階	育成医療・更生医療	株式会社レイニア	代表取締役 齋藤 秀明	令和4年8月1日	森川 直樹
4	調剤薬局ツルハドラッグ 川崎駅前大通り店	川崎市川崎区砂子2-6-26	育成医療・更生医療	株式会社ツルハ	代表取締役社長 八幡 政浩	令和4年8月1日	野崎 篤志

5	スギ薬局 在宅調剤センター宮崎台店	川崎市宮前区宮崎1-9-1 宮崎台ビューグリーン地下1階	育成医療・更生医療	株式会社 スギ薬局	代表取締役 榊原 栄一	令和4年8月1日	小菅 尊
6	アイセイハート薬局 宮前平店	川崎市宮前区小台2-5-1 ティモネ宮前平102	育成医療・更生医療	株式会社A&M	代表取締役 網 良一	令和4年8月1日	元山 莉那
7	クリエイト薬局 登戸新町店	川崎市多摩区登戸新町123-1	育成医療・更生医療	株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬 泰三	令和4年8月1日	及川 赳矢
8	クリエイト薬局 川崎星ヶ丘店	川崎市多摩区菅北浦4-11-8	育成医療・更生医療	株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬 泰三	令和4年8月1日	森田 美保
9	かもめ薬局 川細矢上店	川崎市幸区矢上13-5	育成医療・更生医療	トライアドジャパン株式会社	代表取締役 石本 裕一	令和4年6月1日	相馬 美歩

(2) 訪問看護

No.	医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	事業者名称	代表者氏名	指定年月日
1	ONE TEAM訪問看護ステーション	川崎市幸区北加瀬1-34-8 KKFハイム201	育成医療・更生医療	株式会社 Be Diamonds	代表取締役 高林 愛	令和4年8月1日
2	あつぷる訪問看護ステーション溝の口	川崎市高津区下作延2-7-41 コロナーデ溝口207	育成医療・更生医療	株式会社 セレモニア	代表取締役社長 鈴木 康伸	令和4年8月1日
3	訪問看護ステーションジョイフルライフ	川崎市麻生区上麻生7-43-18-403	育成医療・更生医療	株式会社 ジョイフルライフ	代表取締役 佐々木 恵美	令和4年8月1日

2 医療機関コード変更に伴う新規指定

(1) 薬局

No.	医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	開設者名称	開設者氏名	指定年月日	管理薬剤師氏名
1	フジ薬局 三田本店	川崎市多摩区三田1-14-5 エステート内田ビル1F	育成医療・更生医療	株式会社 フジ薬局	代表取締役 井上 功	令和4年5月6日	岡 美智子
2	いずみ薬局	川崎市多摩区中野島4-8-1	育成医療・更生医療	-	高橋 賢二	令和2年10月1日	日下石 里佳

川崎市告示第509号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日号外法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として、次のとおり指定内容を変更します。

令和4年9月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称の変更(病院・診療所)

No.	医療機関名称	新開設者名称	新開設者氏名	新開設者住所	旧開設者名称	旧開設者氏名	旧開設者住所	自立支援医療の種類	変更年月日
1	なかじまクリニック	医療法人 社団 権仁会	理事長 惟村 公郁	川崎市川崎区 中島3-9-9	-	木村 美根雄	川崎市川崎区 中島3-9-9	育成医療・更生医療	令和3年11月1日
2	AOI 国際病院	医療法人 社団 葵会	理事長 新谷 幸義	千葉県柏市小青田1-3-12	医療法人 社団 葵会	理事長 新谷 幸義	千葉県柏市小青田1-3-2 医療法人社団 葵会 柏たなか病院 内3階事務室	育成医療・更生医療	令和4年2月10日

2 主として担当する医師又は歯科医師の変更

No.	医療機関名称	所在地	担当する医療種類	新医師氏名	旧医師氏名	自立支援医療の種類	変更年月日
1	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区 菅生2-16-1	(02)耳鼻咽喉科に関する医療	小森 学	肥塚 泉	育成医療・更生医療	令和4年4月1日
2	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区 菅生2-16-1	(07)脳神経外科に関する医療	村田 英俊	田中 雄一郎	育成医療・更生医療	令和4年4月1日

3	聖マリアンナ 医科大学病院	川崎市宮前区 菅生2-16-1	(08)心臓脈管外 科に関する医療	更生医療)宮入 剛・ 明石 嘉浩 育成医療) 麻生 健太郎・明石 嘉浩	更生医療)宮入 剛・ 明石 嘉浩 育成医療) 近田 正英・明石 嘉 浩	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日
4	聖マリアンナ 医科大学病院	川崎市宮前区 菅生2-16-1	(01)眼科に関す る医療	徳田 直人	高木 均	育成医療・ 更生医療	令和4年 6月9日
5	川崎市立 川崎病院	川崎市川崎区 新川通12-1	(07)脳神経外科 に関する医療	片山 真	今西 智之	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日
6	川崎市立 川崎病院	川崎市川崎区 新川通12-1	(08)心臓脈管外 科に関する医療	灰田 周史	井上 慎也	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日

3 薬局の名称又は所在地の変更

No.	新医療機関名称	新所在地	旧医療機関名称	旧所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
1	ドラッグセイムス 川崎梶ヶ谷店	川崎市高津区梶ヶ谷 6-8-1	スマイル薬局 梶ヶ谷店	川崎市高津区梶ヶ谷 6-8-1	育成医療・更生医療	令和4年3月30日

4 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称の変更(薬局)

No.	医療機関名称	新開設者名 称	新開設者 氏名	新開設者住所	旧開設者 名称	旧開設者 氏名	旧開設者住所	自立支援 医療の種類	変更 年月日
1	ポピー薬局 稲田堤店	株式会社 ポピー	代表取締役 武内 春美	川崎市多摩区 菅 2-15-5 -1F	有限会社 ポピー	取締役 武内 春美	川崎市多摩区菅 2-15-5-1 F	育成医療・ 更生医療	令和3年 9月13日
2	かもめ薬局 柿生店	トライアド ジャパン株 式会社	代表取締役 石本 裕一	相模原市南区 相模大野3- 14-20	トライアド ジャパン株 式会社	代表取締役 竹内 尚子	相模原市南区相 模大野3-14- 20	育成医療・ 更生医療	令和4年 5月25日
3	川崎コスモス 薬局	一般社団法 人メディホ ープかなが わ	代表理事 佐久間 誠	藤 沢 市 藤 沢 854-11	一般社団法 人メディホ ープかなが わ	代表理事 佐久間 誠	横浜市神奈川区 鶴屋町3-35- 1 第2米林ビ ル6階	育成医療・ 更生医療	令和4年 2月1日
4	川崎すみれ 薬局	一般社団法 人メディホ ープかなが わ	代表理事 佐久間 誠	藤 沢 市 藤 沢 854-11	一般社団法 人メディホ ープかなが わ	代表理事 佐久間 誠	横浜市神奈川区 鶴屋町3-35- 1 第2米林ビ ル6F	育成医療・ 更生医療	令和4年 2月1日
5	川崎薬局	一般社団法 人メディホ ープかなが わ	代表理事 佐久間 誠	藤 沢 市 藤 沢 854-11	一般社団法 人メディホ ープかなが わ	代表理事 佐久間 誠	横浜市神奈川区 鶴屋町3-35- 1 第2米林ビ ル6階	育成医療・ 更生医療	令和4年 2月14日
6	そよかぜ 薬局	一般社団法 人メディホ ープかなが わ	代表理事 佐久間 誠	藤 沢 市 藤 沢 854-11	一般社団法 人メディホ ープかなが わ	代表理事 佐久間 誠	横浜市神奈川区 鶴屋町3-35- 1 第2米林ビ ル6階	育成医療・ 更生医療	令和4年 2月1日
7	大師薬局	一般社団法 人メディホ ープかなが わ	代表理事 佐久間 誠	藤 沢 市 藤 沢 854-11	一般社団法 人メディホ ープかなが わ	代表理事 佐久間 誠	横浜市神奈川区 鶴屋町3-35- 1 第2米林ビ ル6階	育成医療・ 更生医療	令和4年 2月1日
8	フジ薬局 長沢店	株式会社 フジ薬局	代表取締役 井上 功	川崎市多摩区 三田4-1- 3	株式会社 フジ薬局	代表取締役 井上 学	川崎市多摩区三 田4-1-3	育成医療・ 更生医療	令和4年 1月8日
9	フジ薬局 大学病院前店	株式会社 フジ薬局	代表取締役 井上 功	川崎市多摩区 三田4-1- 3	株式会社 フジ薬局	代表取締役 井上 学	川崎市多摩区三 田4-1-3	育成医療・ 更生医療	令和4年 1月8日
10	フジ薬局 柿生店	株式会社 フジ薬局	代表取締役 井上 功	川崎市多摩区 三田4-1- 3	株式会社 フジ薬局	代表取締役 井上 学	川崎市多摩区三 田4-1-3	育成医療・ 更生医療	令和4年 1月8日
11	フジ薬局 オーパ店	株式会社 フジ薬局	代表取締役 井上 功	川崎市多摩区 三田4-1- 3	株式会社 フジ薬局	代表取締役 井上 学	川崎市多摩区三 田4-1-3	育成医療・ 更生医療	令和4年 1月8日

12	フジ薬局 登戸駅ビル店	株式会社 フジ薬局	代表取締役 井上 功	川崎市多摩区 三田4-1-3	株式会社 フジ薬局	代表取締役 井上 学	川崎市多摩区三 田4-1-3	育成医療・ 更生医療	令和4年 1月8日
13	フジ薬局 新百合ヶ丘駅 前店	株式会社 フジ薬局	代表取締役 井上 功	川崎市多摩区 三田4-1-3	株式会社 フジ薬局	代表取締役 井上 学	川崎市多摩区三 田4-1-3	育成医療・ 更生医療	令和4年 1月8日
14	ファーコス 薬局中央	株式会社 ユニスマイル	代表取締役 白 成澤	東京都千代田 区神田練堀町 68-1 ムラ タヤビル3階	株式会社 ファーコス	代表取締役 白 成澤	東京都千代田区 神田練堀町68- 1 ムラタヤビ ル3階	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日
15	ファーコス薬 局 かしの木	株式会社 ユニスマイル	代表取締役 白 成澤	東京都千代田 区神田練堀町 68-1 ムラ タヤビル3階	株式会社 ファーコス	代表取締役 白 成澤	東京都千代田区 神田練堀町68- 1 ムラタヤビ ル3階	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日
16	なかじま薬局	株式会社 ユニスマイル	代表取締役 白 成澤	東京都千代田 区神田練堀町 68-1 ムラ タヤビル3階	株式会社 ファーコス	代表取締役 白 成澤	東京都千代田区 神田練堀町68- 1 ムラタヤビ ル3階	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日
17	東門前薬局	株式会社 ユニスマイル	代表取締役 白 成澤	東京都千代田 区神田練堀町 68-1 ムラ タヤビル3階	株式会社 ファーコス	代表取締役 白 成澤	東京都千代田区 神田練堀町68- 1 ムラタヤビ ル3階	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日
18	ファーコス薬 局 川崎大島	株式会社 ユニスマイル	代表取締役 白 成澤	東京都千代田 区神田練堀町 68-1 ムラ タヤビル3階	株式会社 ファーコス	代表取締役 白 成澤	東京都千代田区 神田練堀町68- 1 ムラタヤビ ル3階	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日
19	ファーコス薬 局 たちばな	株式会社 ユニスマイル	代表取締役 白 成澤	東京都千代田 区神田練堀町 68-1 ムラ タヤビル3階	株式会社 ファーコス	代表取締役 白 成澤	東京都千代田区 神田練堀町68- 1 ムラタヤビ ル3階	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日
20	すみれ薬局 駅前店	晃栄ブラン ニング株式 会社	代表取締役 田代 雅也	東京都品川区 小山3丁目27 番1号	晃栄ブラン ニング株式 会社	代表取締役 宮川 榮	東京都品川区小 山3丁目27番1 号	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日
21	鋼管通薬局	株式会社 メディカル サポート	代表取締役 血澤 康志	東京都中央区 日本橋本町2 -8-12	株式会社 メディカル サポート	代表取締役 興野 清	東京都中央区日 本橋本町2-8 -12	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月15日
22	イロドリ薬局 千年店	株式会社ブル ペン	代表取締役 瀧上 君枝	川崎市高津区 千年623-1 小宮ビル	株式会社ブル ペン	代表取締役 瀧上 君枝	川崎市中原区新 丸子2-926- 15 マノア武蔵 小杉501	育成医療・ 更生医療	令和4年 5月17日

5 管理薬剤師の変更

No.	医療機関名称	所在地	新薬剤師名	旧薬剤師名	自立支援 医療の種類	変更 年月日
1	ひまわり調剤 平間薬局	川崎市幸区下平間39	森 大洋	内田 令奈	育成医療・ 更生医療	令和3年 12月1日
2	クリエイト薬局 宮前土橋店	川崎市宮前区土橋1-21-11ビル・ベルディア 1階	清村 真貴子	竹川 唯	育成医療・ 更生医療	令和3年 9月11日
3	クリエイト薬局 川崎鷺沼店	川崎市宮前区鷺沼1-18-11 ニューウェル1 階	本間 小百合	田口 裕美	育成医療・ 更生医療	令和3年 11月11日
4	クオール薬局 武蔵小杉南店	川崎市中原区市ノ坪127-24 クレール武蔵小杉 1階	佐藤 友希	須藤 達也	育成医療・ 更生医療	令和4年 2月1日
5	ひまわり調剤 さいわい薬局	川崎市幸区大宮町2-8	長谷川 美鈴	森 大洋	育成医療・ 更生医療	令和2年 12月1日
6	鋼管通薬局	川崎市川崎区鋼管通1-3-1 サンフラワー ビル1F	中澤 唯木	松下 嘉宏	育成医療・ 更生医療	令和4年 3月1日
7	薬樹薬局 川崎	川崎市川崎区新川通11-8 アオキガーデンヒル新川通1階	川合 望海	星野 慶太	育成医療・ 更生医療	令和3年 12月23日

8	日本調剤 川崎東薬局	川崎市川崎区田町2-10-37	岡部 可菜子	木村 美奈子	育成医療・ 更生医療	令和3年 6月1日
9	日本調剤 川崎中央薬局	川崎市川崎区新川通10-22	甲斐 明子	清水 修	育成医療・ 更生医療	令和3年 8月1日
10	日本調剤 小杉町薬局	川崎市中原区小杉町3-441-1	本多 絢子	高橋 義紀	育成医療・ 更生医療	令和2年 7月1日
11	日本調剤 こすぎ薬局	川崎市中原区小杉町1-513	谷崎 勝利	大矢 維人	育成医療・ 更生医療	令和3年 1月1日
12	日本調剤 宮崎台薬局	川崎市宮前区宮崎2-10-3 さくら坂ビル1 F	山内 崇義	高橋 大輔	育成医療・ 更生医療	令和3年 9月1日
13	アイランド薬局 新丸子店	川崎市中原区小杉町1-528-6 三浦ビル1階	史陀 由恵	齋藤 通子	育成医療・ 更生医療	令和4年 2月22日
14	調剤薬局 ツルハドラッグ 新城駅前店	川崎市中原区上新城2-14-23 アドヴァンス スクエア武蔵新城A-2	田那部 勇貴	吉原 達哉	育成医療・ 更生医療	令和4年 3月16日
15	すみれ薬局 駅前店	川崎市中原区木月1-27-10	高木 基陽	岡村 恵理子	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日
16	たま薬局	川崎市多摩区菅北浦2-2-23	三宅 千恵	佐藤 明子	育成医療・ 更生医療	令和4年 3月16日
17	アットファーマシー 新城店	川崎市高津区千年新町14-12	永野 英恵	福高 祥恵	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日
18	アイン薬局 鋼管通店	川崎市川崎区鋼管通1-2-2	簗島 良子	竹澤 秀文	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日
19	SFC薬局 貝塚店	川崎市川崎区貝塚2-5-19 ハイツ内田1階	阿部 真子	松本 豊	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日
20	クリエイト薬局 川崎向ヶ丘遊園店	川崎市多摩区登戸1854 伊藤ビル1階	野々山 友亮	及川 赳矢	育成医療・ 更生医療	令和4年 3月17日
21	イオン薬局イオンス スタイル上麻生	川崎市麻生区上麻生4-3-1 イオンスタイ ル上麻生1階	大出 はるか	加納 奎佑	育成医療・ 更生医療	令和4年 3月26日
22	フィットケアエクス プレス 川崎ダイス 店薬局	川崎市川崎区駅前本町8 川崎ダイス1階	齊藤 和樹	津田 浩治	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月21日
23	アイン薬局 高津店	川崎市高津区溝口1-17-6 ラピスラズリ1F	金田 啓子	佐々木 真高	育成医療・ 更生医療	令和4年 5月1日
24	アイセイ薬局 宮崎台店	川崎市宮前区宮崎2-10-2 1階	小山 祥一	藤塚 恵理子	育成医療・ 更生医療	令和4年 5月1日
25	イオン薬局イオンス スタイル新百合ヶ丘	川崎市麻生区上麻生1-19	加藤 通孝	義田 督	育成医療・ 更生医療	令和4年 3月26日
26	日本調剤 菅生薬局	川崎市宮前区菅生2-16-1	高橋 義紀	小野寺 陽亮	育成医療・ 更生医療	令和3年 10月1日
27	日本調剤 宮崎台薬局	川崎市宮前区宮崎2-10-3 さくら坂ビル1 F	峰野 順子	山内 崇義	育成医療・ 更生医療	令和3年 12月1日
28	日本調剤 新武蔵小杉薬局	川崎市中原区小杉町1-529-2 K&Wガーデ ン1階	竹重 周	東藤 秀則	育成医療・ 更生医療	令和4年 2月1日
29	日本調剤 武蔵小杉駅前薬局	川崎市中原区新丸子東3-1302 4階	川畑 知世	蛭田 剛俊	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日
30	アイン薬局 川崎浅田店	川崎市川崎区浅田3-7-19	佐藤 加奈子	杉木 沙織	育成医療・ 更生医療	令和4年 6月1日
31	ファークロス薬局 かしの木	川崎市宮前区有馬3-13-5	米山 和寿	鈴木 悠希	育成医療・ 更生医療	令和4年 6月6日

6 訪問看護ステーションの名称又は所在地の変更

No.	新医療機関名称	新所在地	旧医療機関名称	旧所在地	自立支援 医療の種類	変更 年月日
1	医療法人社団三医会 訪問看護ステーション 長沢ひまわり	川崎市多摩区长沢 1-27-7 2階	医療法人社団三医会 訪問看護ステーション 長沢ひまわり	川崎市多摩区长沢1- 27-6 第5松沢マン ション104号	育成医療・ 更生医療	令和4年 4月1日

7 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称の変更(訪問看護)

No.	医療機関名称	新開設者名称	新開設者氏名	新開設者住所	旧開設者名称	旧開設者氏名	旧開設者住所	自立支援医療の種類	変更年月日
1	ソフィアメディ訪問看護ステーション溝口	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 伊藤 綾	東京都品川区西五反田1-3-8	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 濱口 慶太	東京都品川区西五反田1-3-8	育成医療・更生医療	令和4年4月1日
2	ソフィアメディ訪問看護ステーション元住吉	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 伊藤 綾	東京都品川区西五反田1-3-8	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 濱口 慶太	東京都品川区西五反田1-3-8	育成医療・更生医療	令和4年4月1日
3	ソフィアメディ訪問看護ステーション鹿島田	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 伊藤 綾	東京都品川区西五反田1-3-8	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 濱口 慶太	東京都品川区西五反田1-3-8	育成医療・更生医療	令和4年4月1日
4	ソフィアメディ訪問看護ステーション宮前	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 伊藤 綾	東京都品川区西五反田1-3-8	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 濱口 慶太	東京都品川区西五反田1-3-8	育成医療・更生医療	令和4年4月1日
5	ソフィアメディ訪問看護ステーション麻生	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 伊藤 綾	東京都品川区西五反田1-3-8	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 濱口 慶太	東京都品川区西五反田1-3-8	育成医療・更生医療	令和4年4月1日
6	ガイア訪問看護ステーション 鷺沼	株式会社ガイアメディケア	代表取締役社長 山口 隆	東京都中央区日本橋大伝馬町6-8	株式会社ガイアメディケア	代表取締役社長 柳 真一	東京都中央区日本橋大伝馬町6-8	育成医療・更生医療	令和4年2月24日

川崎市告示第510号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日号外法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として、次のと

おり指定を更新します。

令和4年9月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 薬局

No.	医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	開設者名称	開設者氏名	指定年月日	管理薬剤師氏名
1	クリエイト薬局 マリアンナ医大前店	川崎市多摩区长沢2-20-40	育成医療・更生医療	株式会社クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬 泰三	令和4年2月1日	田口 翔大
2	日生薬局 元住吉店	川崎市中原区木月住吉町3-10 アーク元住吉1F	育成医療・更生医療	ミアヘルサ株式会社	代表取締役 青木 勇	令和4年2月1日	高井 友子
3	ポビー薬局 稲田堤店	川崎市多摩区菅2-15-5 1F	育成医療・更生医療	株式会社 ポビー	代表取締役 武内 春美	令和4年2月1日	横田 彩香
4	ひまわり調剤 平間薬局	川崎市幸区下平間39	育成医療・更生医療	ひまわり調剤薬局株式会社	代表取締役 山崎 守	令和4年2月1日	森 大洋
5	向日葵薬局	川崎市多摩区登戸3167-8 ウインドヒル101	育成医療・更生医療	有限会社 葵調剤薬局	代表取締役 安室 千草	令和4年8月1日	鞠子 京子
6	薬樹薬局 宮崎台	川崎市宮前区神木2-2-1 宮崎台メディカルプラザA棟1階	育成医療・更生医療	薬樹株式会社	代表取締役 入江 充	令和4年8月1日	里脇 未緒
7	フジ薬局 新百合山手通り店	川崎市麻生区万福寺6-7-2 メディカルモリノビル1F	育成医療・更生医療	株式会社 フジ薬局	代表取締役 井上 功	令和4年8月1日	藤井 優香
8	かもめ薬局 柿生店	川崎市麻生区上麻生5-40-3	育成医療・更生医療	トライアドジャパン株式会社	代表取締役 石本 裕一	令和4年8月1日	岩田 誠大

川崎市告示第511号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利

用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長	6件
イ 病院事業管理者	1件
ウ 教育委員会	2件

(2) 外部提供

ア 市長	19件
イ 病院事業管理者	1件
ウ 消防長	1件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第512号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和4年9月27日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

川崎市告第513号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

令和4年9月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第514号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和4年9月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第515号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和4年9月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第516号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和4年9月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第517号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から適用する。

令和4年9月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

別表18事務所附帯施設の表中

名称	位置	構造	面積
川崎コンテナ荷役機械置場	川崎区東扇島92番地	グラベルベッド舗装、アスコン舗装、コンクリート版	2,465
川崎コンテナシャーシー置場	川崎区東扇島84番地、92番地及び93番地	インターロッキングブロック、アスコン舗装	12,584

を

名称	位置	構造	面積
川崎コンテナ荷役機械置場	川崎区東扇島92番地	グラベルベッド舗装、アスコン舗装、コンクリート版	2,682
川崎コンテナシャーシー置場	川崎区東扇島84番地、92番地及び93番地	アスコン舗装	13,412

に改める。

別表23駐車施設の表中

名称	位置	面積
千鳥町第1駐車場	川崎区千鳥町24番地	平方メートル 1,722
川崎コンテナ駐車場	川崎区東扇島92番地	1,716
東扇島東駐車場	川崎区東扇島60番地	16,861

を

名称	位置	面積
千鳥町第1駐車場	川崎区千鳥町24番地	平方メートル 1,722
川崎コンテナ駐車場	川崎区東扇島92番地	1,716
東扇島東駐車場	川崎区東扇島60番地	16,861
川崎コンテナトラクターヘッド置場	川崎区東扇島93番地	394

施設名	姓	名	〒	住所1	住所2
日本鋼管病院	祝田	靖	210-0852	川崎市川崎区鋼管通1-2-1	
総合新川橋病院	内海	通	210-0013	川崎市川崎区新川通1-15	
太田総合病院	太田	史一	210-0024	川崎市川崎区日進町1-50	
総合川崎臨港病院	小田	一郎	210-0806	川崎市川崎区中島3-13-1	

に改める。

川崎市告示第518号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年9月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ
- 2 実施期間
令和4年10月1日から令和4年12月31日まで
- 3 実施機関
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 実施対象者
 - (1) 接種日に65歳以上の者
 - (2) 接種日に60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するもの
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第519号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う令和4年度インフルエンザ予防接種については、別表に掲げる場所で同表に掲げる医師等が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和4年9月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

第一病院	方波見	剛	210-0021	川崎市川崎区元木2-7-2	
川崎協同病院	田中	久善	210-0833	川崎市川崎区桜本2-1-5	
川崎市立川崎病院	野崎	博之	210-0013	川崎市川崎区新川通12-1	
AOI国際病院	古川	良幸	210-0822	川崎市川崎区田町2-9-1	
馬嶋病院	馬嶋	正和	210-0024	川崎市川崎区日進町24-15	
宮川病院	宮川	政久	210-0802	川崎市川崎区大師駅前2-13-13	
相澤整形外科	相澤	策郎	210-0813	川崎市川崎区昭和1-2-12	
青山クリニック	青山	眞一	210-0805	川崎市川崎区伊勢町25-3	
あべクリニック	阿部	秀樹	210-0007	川崎市川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
阿部医院	阿部	能明	210-0014	川崎市川崎区貝塚1-9-10	
門前外科医院	阿保	雅也	210-0812	川崎市川崎区東門前1-14-4	
東扇島診療所	新井	理之	210-0869	川崎市川崎区東扇島78	福利厚生センター2F
飯塚医院	飯塚	和弘	210-0848	川崎市川崎区京町2-14-2	
いしいクリニック乳腺外科	石井	誠一郎	210-0006	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル10FB
いしい医院	石井	貴士	210-0833	川崎市川崎区桜本2-4-9	
いしごろ耳鼻科	石黒	隆一郎	210-0022	川崎市川崎区池田1-6-3-3F	
川崎大師いしまる内科クリニック	石丸	尚	210-0831	川崎市川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
稲葉医院	稲葉	周作	210-0006	川崎市川崎区砂子1-5-22	
かわさきデイケア・クリニック	今井	聡	210-0015	川崎市川崎区南町1-8	林ビル川崎1F
入江医院	入江	宏	210-0006	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル
うすい整形外科医院	薄井	利郎	210-0006	川崎市川崎区砂子2-2-10	第2園ビル
アルトクリニック	大澤	慶成	210-0837	川崎市川崎区渡田3-4-12	
おおしま内科	大島	康男	210-0007	川崎市川崎区駅前本町14-6	マヴェル川崎3階・4階
川崎おおつか内科・消化器内科	大塚	征爾	210-0006	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル4F
大塚眼科クリニック	大塚	宏之	210-0007	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーパーク7F
おさふね耳鼻咽喉科	長舩	宏隆	210-0803	川崎市川崎区川中島1-12-11	サンウイスタリア1F
野末整形外科歯科内科	小澤	穰	210-0846	川崎市川崎区小田5-1-3	
川崎小児科・内科	小山	美佳	210-0007	川崎市川崎区駅前本町14-1	DKビル2F
元木町眼科・内科	方波見	隆史	210-0844	川崎市川崎区渡田新町2-1-1	
なかじまクリニック	木村	美根雄	210-0806	川崎市川崎区中島3-9-9	
熊谷医院	倉田	典子	210-0846	川崎市川崎区小田5-28-15	
京町診療所	倉田	眞行	210-0848	川崎市川崎区京町2-15-6	神和ビル
京町クリニック	栗須	修	210-0848	川崎市川崎区京町1-9-11	
黒坂医院	黒坂	きょう子	210-0848	川崎市川崎区京町2-8-17	
協同ふじさきクリニック	桑島	政臣	210-0804	川崎市川崎区藤崎4-21-2	
市電通りごうだクリニック	郷田	素彦	210-0853	川崎市川崎区田島町23-1	ラヴィーレ浜川崎1階
ナビタスクリニック川崎	河野	一樹	210-0007	川崎市川崎区駅前本町26-1	アトレ川崎8F
後藤医院	後藤	雅彦	210-0813	川崎市川崎区昭和2-16-16	
さくら中央クリニック	櫻井	与志彦	210-0817	川崎市川崎区大師本町9-11	
ささきクリニック	佐々木	博一	210-0022	川崎市川崎区池田1-6-3	2階
川崎クリニック	宍戸	寛治	210-0024	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビルディング 6.7.8階
柴田医院	清水	泉	210-0847	川崎市川崎区浅田3-10-12	
鈴木医院	鈴木	真	210-0822	川崎市川崎区田町1-6-15	
川崎すずき内科クリニック	鈴木	竜司	210-0014	川崎市川崎区貝塚1-15-4	ESTA BILDING 3階
川崎七福診療所	大黒	学	210-0843	川崎市川崎区小田栄2-3-1	コーナン小田栄店2階
大師診療所	高村	彰夫	210-0816	川崎市川崎区大師町6-8	
高良医院	高良	憲光	210-0834	川崎市川崎区大島3-15-17	
竹内クリニック	竹内	明男	210-0848	川崎市川崎区京町2-24-4	セーブル川崎京町ハイライズ111
昭和医院	田添	貴史	210-0825	川崎市川崎区出来野7-20	
田辺医院	田邊	裕明	210-0836	川崎市川崎区大島上町1-10	

川崎健診クリニック	塚田	一義	210-0007	川崎市川崎区駅前本町10-5	クエ川崎7階・8階
こうかんクリニック	石橋	正史	210-0852	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	
川崎ひのわクリニック	中野	寿美	210-0001	川崎市川崎区本町1-8-2	トラストビル3階
港町つばさクリニック	永野	智久	210-0807	川崎市川崎区港町5-2	リヴァリエ棟104号
真木クリニック	永光	雄造	210-0006	川崎市川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 4階
野田医院小児科内科眼科	野田	美恵子	210-0804	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
畑医院	畑	章一	210-0012	川崎市川崎区宮前町5-1	
花田内科胃腸科医院	花田	徹野	210-0834	川崎市川崎区大島4-16-1	
平安医院	平安	良博	210-0804	川崎市川崎区藤崎4-19-15	
川崎駅前クリニック	古川	智洋	210-0007	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーパーク6F
増田耳鼻咽喉科	増田	康一	210-0848	川崎市川崎区京町1-9-11	大森ビル2F
松田内科医院	松田	文男	210-0003	川崎市川崎区堀之内10-24	
三島クリニック	三島	雅辰	210-0007	川崎市川崎区駅前本町5-2	大星川崎ビル6F
川崎大師みずの耳鼻咽喉科	水野	浩美	210-0802	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ川崎大師表参道102
内科小児科宮島医院	宮島	真之	210-0022	川崎市川崎区池田2-7-4	
村上外科医院	村上	俊一	210-0834	川崎市川崎区大島1-5-14	
村山整形外科	村山	均	210-0802	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ川崎大師表参道2F
森田クリニック	森田	裕人	210-0834	川崎市川崎区大島5-10-5	
安岡クリニック	安岡	昇二	210-0006	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル7F
安士医院	安士	達夫	210-0851	川崎市川崎区浜町1-22-6	
山下整形外科	山下	方也	210-0835	川崎市川崎区追分町5-2	青木楽山堂ビル2F
悠翔会在宅クリニック川崎	山路	仁	210-0014	川崎市川崎区貝塚1-15-4	エステビルディング7F
川崎グランハートクリニック	山本	慧	210-0841	川崎市川崎区渡田向町15-2	
かわさき診療所	山本	保天	210-0006	川崎市川崎区砂子2-6-2	川崎三恵ビル10階
由井クリニック	由井	史樹	210-0014	川崎市川崎区貝塚2-4-19	
第一クリニック	横峯	憲吾	210-0844	川崎市川崎区渡田新町2-3-5	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	吉邨	博孝	210-0851	川崎市川崎区浜町1-7-6	
和田内科医院	和田	齊	210-0812	川崎市川崎区東門前3-1-6	
渡辺外科内科医院	渡辺	健児	210-0834	川崎市川崎区大島2-17-16	
キノメディッククリニック川崎	渡邊	嘉久	210-0804	川崎市川崎区藤崎3-6-1-1F	
栗田病院	竹林	裕直	212-0054	川崎市幸区小倉2-30-13	
田村外科病院	田村	哲郎	212-0005	川崎市幸区戸手1-9-13	
鹿島田病院	月川	賢	212-0058	川崎市幸区鹿島田1-21-20	
川崎幸病院	山本	晋	212-0014	川崎市幸区大宮町31-27	
青木整形外科	青木	晴彦	212-0011	川崎市幸区幸町4-18	
さいわい鹿島田クリニック	朝倉	裕士	212-0027	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎
生駒クリニック	生駒	光博	212-0055	川崎市幸区南加瀬4-27-6	
石永医院	石永	隆成	212-0053	川崎市幸区下平間130	
植村内科医院	植村	信之	212-0023	川崎市幸区戸手本町1-44-5-1F	
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	内山	崇	212-0055	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル2階
大野クリニック	大野	直規	212-0013	川崎市幸区堀川町580	ソリッドスクエア西館2F
パークシティクリニック	大森	慎太郎	212-0054	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック棟217
おさないクリニック	長内	佳代子	212-0016	川崎市幸区南幸町2-80	KS紅屋ビル4F
柁原医院	柁原	啓一	212-0054	川崎市幸区小倉3-23-4	
小倉かとう内科	加藤	義郎	212-0054	川崎市幸区小倉5-19-23	クロスガーデン川崎209号
鎌田医院	鎌田	健司	212-0055	川崎市幸区南加瀬4-30-2	
木村整形外科	木村	記行	212-0054	川崎市幸区小倉1-3-14	
くちかた整形外科	朽方	秀人	212-0027	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎3F
川崎くらかた胃腸内科	倉形	秀則	212-0024	川崎市幸区塚越4-314-2	

黒瀬クリニック	黒瀬	恒幸	212-0022	川崎市幸区神明町2-1-1	
小泉クリニック	小泉	実意子	212-0022	川崎市幸区神明町2-9-5	
川崎リウマチ・内科クリニック	小井戸	則彦	212-0014	川崎市幸区大宮町1310	ミュージアム川崎222
小林クリニック	小林	英之	212-0016	川崎市幸区南幸町2-80	
鈴木医院	小柳	順子	212-0022	川崎市幸区神明町2-14-7	
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	坂本	園子	212-0055	川崎市幸区南加瀬3-25-1	
佐々木内科クリニック	佐々木	明德	212-0003	川崎市幸区小向町3-21	
三條医院	三條	明良	212-0011	川崎市幸区幸町2-697	
川崎鶴見血管外科クリニック	渋谷	慎太郎	212-0014	川崎市幸区大宮町5-6	コ・リナ・ビル4階
新川崎耳鼻咽喉科医院	庄司	祐介	212-0058	川崎市幸区鹿島田2-24-11	コア小島1階
南加瀬しらい整形外科クリニック	白井	利明	212-0055	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール3階
川崎幸クリニック	杉山	孝博	212-0016	川崎市幸区南幸町1-27-1	
千梨内科クリニック	関	江里子	212-0053	川崎市幸区下平間359	レオV201
関クリニック	関	文雄	212-0011	川崎市幸区幸町3-7	
第二川崎幸クリニック	関川	浩司	212-0021	川崎市幸区都町39-1	
関口医院	関口	博仁	212-0052	川崎市幸区古市場1-21	
高取内科医院	高取	正雄	212-0056	川崎市幸区矢上13-6	
高橋クリニック	高橋	薫	212-0057	川崎市幸区北加瀬2-7-20	
メディ在宅クリニック	高橋	保正	212-0056	川崎市幸区矢上2-7	
南加瀬ファミリークリニック	滝澤	憲一	212-0055	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール2F
たくま幸クリニック	詫摩	哲郎	212-0054	川崎市幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野1F
いきいきクリニック	武知	由佳子	212-0016	川崎市幸区南幸町2-34-2	川崎クリスチャンセンター1F
ナカオカクリニック	中岡	康	212-0053	川崎市幸区下平間38	
中村クリニック泌尿器科	中村	薫	212-0014	川崎市幸区大宮町1310	ミュージアム川崎227
川崎南部在宅診療所	中村	努	212-0055	川崎市幸区南加瀬2-8-15	新川崎ロイヤルレス1F-B
中村整形外科	中村	信之	212-0052	川崎市幸区古市場1-21	
川崎セツルメント診療所	西村	真紀	212-0052	川崎市幸区古市場2-67	
南武医院	西脇	博一	212-0053	川崎市幸区下平間205	
あいホームケアクリニック	塗木	裕也	212-0021	川崎市幸区都町37-10	さいわい都町ビル1階
橋爪医院	橋爪	誠	212-0005	川崎市幸区戸手2-3-12	
はとりクリニック	羽鳥	裕	212-0058	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル3F
南加瀬耳鼻咽喉科クリニック	平間	真理子	212-0055	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール1F
介護老人保健施設千の風・川崎	廣瀬	好文	212-0003	川崎市幸区小向町15-25	
藤田医院	藤田	健一	212-0016	川崎市幸区南幸町2-21 2F	
ゆみメディカルクリニック	北條	裕美子	212-0012	川崎市幸区中幸町1-18-5 2F	
けいクリニック	正村	謙二	212-0016	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル3F
ましも内科循環器内科	真下	好勝	212-0016	川崎市幸区南幸町2-26-12	
田中小児科医院	榊井	志保	212-0024	川崎市幸区塚越2-217	
川崎中央クリニック	市村	真也	212-0022	川崎市幸区神明町2-68-7	
まつくら整形外科	松倉	陽一	212-0016	川崎市幸区南幸町2-21-7 1F	
まつの内科クリニック	松野	久子	212-0032	川崎市幸区新川崎5-2	シンガモール3F
松葉医院	松葉	育郎	212-0024	川崎市幸区塚越2-159	
まつやまクリニック	松山	恭輔	212-0053	川崎市幸区下平間341	レオIII 2F
みつや内科診療所	三廻	信之	212-0025	川崎市幸区古川町120	
新川崎むらせ内科循環器内科	村瀬	達彦	212-0057	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
森田医院	森田	由里	212-0016	川崎市幸区南幸町3-14	
さいわい整形外科	山本	憲一	212-0005	川崎市幸区戸手1-2-1	みゆきコーポラス1F
横山クリニック	横山	勲	212-0014	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
よしかわ耳鼻咽喉科	吉川	琢磨	212-0027	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎3F
米田医院	米田	直人	212-0012	川崎市幸区中幸町3-13	
京浜総合病院	岩崎	浩	211-0044	川崎市中原区新城1-2-5	
日本医科大学武蔵小杉病院	谷合	信彦	211-8533	川崎市中原区小杉町1-383	

川崎市立井田病院	伊藤	大輔	211-0035	川崎市中原区井田2-27-1	
関東労災病院	根本	繁	211-8510	川崎市中原区木月住吉町1-1	
回生医院	秋丸	大理	211-0043	川崎市中原区新城町2-10	
あむろ内科クリニック	安室	尚樹	211-0001	川崎市中原区上丸子八幡町796	
綾部内科クリニック	綾部	晃久	211-0025	川崎市中原区木月1-23-7	
荒田内科クリニック	荒田	浩久	211-0005	川崎市中原区新丸子町747	グランド新丸子II 1F
もとすみ皮膚科	飯田	秀雄	211-0025	川崎市中原区木月1-21-7	小山ワールドビル2F
新丸子皮膚科・アレルギー科クリニック	生富	公明	211-0005	川崎市中原区新丸子町748	1F
池田整形外科	池田	崇	211-0053	川崎市中原区上小田中3-23-34	
すぎのこ皮膚科クリニック	石地	尚興	211-0063	川崎市中原区小杉町1-524-2	M・H武蔵小杉シャーマン201
どうどう小児科・アレルギー科	一城	千都絵	211-0004	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4F
上杉クリニック	上杉	毅彦	211-0041	川崎市中原区下小田中1-15-33	
うちだこどもクリニック	内田	啓司	211-0045	川崎市中原区上新城2-14-23	アドヴァンスステア武蔵新城1F
内田クリニック	内田	竜生	211-0016	川崎市中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
宇藤内科医院	宇藤	浩	211-0022	川崎市中原区荻宿24-37	
新城皮膚科	海野	俊雄	211-0044	川崎市中原区新城4-10-1	
江島整形外科クリニック	江島	正春	211-0033	川崎市中原区木月祇園町14-16-115	
えじり子供クリニック	江尻	和夫	211-0005	川崎市中原区新丸子町734-1	アベニオ新丸子1F
大迫内科クリニック	大迫	宏次	211-0044	川崎市中原区新城2-15-2	
元住吉こころみクリニック	高橋	広和	211-0025	川崎市中原区木月1-28-5	グランドプラザD元住吉3F
おおたクリニック	大田	勝弘	211-0025	川崎市中原区木月1-28-5	グランドプラザD元住吉2F
新丸子整形外科	大坪	材	211-0004	川崎市中原区新丸子東1-831	KAHALAEAST 1 2F
岡島クリニック	岡島	一雄	211-0064	川崎市中原区今井南町21-35-102	ルミエール南II 1階A
前田記念武蔵小杉クリニック	小川	千恵	211-0063	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉STビル6F
おくせ医院	奥瀬	紀晃	211-0053	川崎市中原区上小田中1-26-1	ハイムチェリーB101
在宅療養支援クリニック かえでの風 かわさき中央	奥田	健太郎	211-0006	川崎市中原区丸子通1-413	ウイブ新丸子101
武蔵小杉おさだ内科	長田	陽介	211-0016	川崎市中原区市ノ坪449-3	
前田医院	小関	克彦	211-0005	川崎市中原区新丸子町765	
おばな内科クリニック	小花	光夫	211-0045	川崎市中原区上新城2-4-8	
もとすみ内科・胃腸内科クリニック	片桐	秀元	211-0025	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビル1階
加藤順クリニック	加藤	順一	211-0063	川崎市中原区小杉町3-441-1	エントピア安藤2F
こすぎ耳鼻咽喉科クリニック	金井	憲一	211-0063	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セント武蔵小杉A棟3階
平間クリニック	金谷	通	211-0012	川崎市中原区中丸子589-11	
亀谷内科クリニック	亀谷	麒興隆	211-0012	川崎市中原区中丸子361	
かわいクリニック武蔵小杉	河井	誠	211-0005	川崎市中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
神田クリニック	神田	東人	211-0067	川崎市中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F
菊岡内科医院	菊岡	正和	211-0014	川崎市中原区田尻町35	
武蔵小杉ハートクリニック	菊池	有史	211-0004	川崎市中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F
なかはら内科クリニック	岸	智	211-0041	川崎市中原区下小田中3-30-3	
北村医院	北村	修一	211-0025	川崎市中原区木月2-14-6	
やまと診療所武蔵小杉	木村	一貴	211-0011	川崎市中原区下沼部1760	
武蔵新城プレストクリニック	國又	肇	211-0045	川崎市中原区上新城2-4-5	
久保田クリニック	久保田	勇人	211-0033	川崎市中原区木月祇園町15-1	
武蔵小杉くれ耳鼻咽喉科	呉	晃一	211-0004	川崎市中原区新丸子東3-1100-14	2F
元住吉くろさき呼吸器内科 クリニック	黒崎	裕一郎	211-0025	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビル1F
ますみ皮膚科	黒澤	真澄	211-0041	川崎市中原区下小田中2-16-1	福康ビル1F
武蔵クリニック	小谷	富男	211-0045	川崎市中原区上新城1-4-8	メゾンサンライズ107
こだま診療所	児玉	文雄	211-0011	川崎市中原区下沼部1886	セントラルハイツ I 101

新城女性のクリニック	後藤	妙恵子	211-0045	川崎市中原区上新城2-11-29 4階	
小林医院	小林	洋一	211-0015	川崎市中原区北谷町31	
武蔵小杉整形外科	小谷野	康彦	211-0063	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス2F
こやま耳鼻咽喉科アレルギー科 クリニック	小山	守	211-0005	川崎市中原区新丸子町765	
ごんどう整形外科	権藤	宏	211-0044	川崎市中原区新城3-2-13	ラヴィスタ5F・6F
丸子クリニック	住	静香	211-0004	川崎市中原区新丸子東1-840	ダイバース新丸子1F
さかい医院	堺	浩之	211-0064	川崎市中原区今井南町9-34	
さかね内科クリニック	坂根	健志	211-0051	川崎市中原区宮内2-12-1	
さかもと内科クリニック	坂本	和彦	211-0035	川崎市中原区井田1-36-3	
さとうクリニック	佐藤	牧	211-0063	川崎市中原区小杉町3-8-6	ブリスト武蔵小杉1F
住吉診療所	佐藤	温	211-0025	川崎市中原区木月3-7-3	
澤口内科クリニック	澤口	健太郎	211-0033	川崎市中原区木月祇園町14-16	グランビジオ元住吉116
武蔵中原しくらクリニック	四蔵	朋之	211-0042	川崎市中原区下新城2-1-38	キューブルIII101
柴崎整形外科	本橋	克利	211-0063	川崎市中原区小杉町1-529-15	
島脳神経外科整形外科医院	島	浩史	211-0036	川崎市中原区井田杉山町29-10	
清水医院	清水	歩	211-0065	川崎市中原区今井仲町12-12	
神保内科クリニック	神保	芳宏	211-0041	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原クリニックビル1F
小杉内科ファミリークリニック	助川	慎一郎	211-0012	川崎市中原区中丸子13-21	LROCKS 2階
むさし小杉内科クリニック	鈴木	健修	211-0004	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
すずき耳鼻咽喉科クリニック	鈴木	敏幸	211-0035	川崎市中原区井田1-36-3	
すずむらクリニック	鈴木	健太	211-0041	川崎市中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
平間耳鼻咽喉科医院	須藤	光	211-0015	川崎市中原区北谷町693	マルヨシビル1F
春原内科クリニック	春原	経彦	211-0044	川崎市中原区新城3-2-13	
コスギモモンズクリニック	高木	誠	211-0063	川崎市中原区小杉町2-228-1 W 3	
さくらクリニック 武蔵小杉内科・小児科	高田	茂	211-0004	川崎市中原区新丸子東3-1100-14	フーティアム武蔵小杉2F
たかはし内科	高橋	正光	211-0041	川崎市中原区下小田中1-3-6	JOJビル1F
高見整形外科	高見	博	211-0064	川崎市中原区今井南町21-35-101	ルミエール南II 1階(B)・ 2階(B)
元住吉クリニック	高村	和大	211-0025	川崎市中原区木月2-12-18	
田口小児科医院	田口	宏和	211-0065	川崎市中原区今井仲町10-18	
竹本小児科医院	竹本	桂一	211-0036	川崎市中原区井田杉山町13-48	
田代耳鼻咽喉科医院	田代	直樹	211-0025	川崎市中原区木月1-31-6	
田中耳鼻咽喉科クリニック	田中	一仁	211-0041	川崎市中原区下小田中2-4-29	トバダナ武蔵番館1F
田中内科クリニック	田中	洋一	211-0004	川崎市中原区新丸子東1-774	
たむらクリニック	田村	義民	211-0066	川崎市中原区今井西町12-14	柳田ビル1F
だんのうえ眼科クリニック	檀之上	和彦	211-0053	川崎市中原区上小田中3-23-34	メイ中原ビル3F
塚原クリニック	塚原	浩章	211-0063	川崎市中原区小杉町1-529	STEPS- 3 1F
つちや内科・循環器内科	土屋	勝彦	211-0053	川崎市中原区上小田中5-2-7	クレシア武蔵中原1F
ポプラメディカルクリニック	寺田	江里	211-0053	川崎市中原区上小田中3-29-2	ザ・クリスティパークコート1F
小杉外科内科医院	寺戸	孝之	211-0068	川崎市中原区小杉御殿町2-88	
徳植医院	徳植	純也	211-0025	川崎市中原区木月1-2-24	
豊崎医院	豊崎	信雄	211-0025	川崎市中原区木月1-31-10	
わたたに医院	豊田	隆世	211-0011	川崎市中原区下沼部1747	
中島クリニック	中島	啓介	211-0034	川崎市中原区井田中ノ町8-36	
中島医院	池上	英	211-0044	川崎市中原区新城3-5-1	
中橋メディカルクリニック	中橋	栄太	211-0015	川崎市中原区北谷町51-9	
中村医院	中村	泰昭	211-0011	川崎市中原区下沼部1930-2	
二宮内科小児科クリニック	二宮	嵩寛	211-0015	川崎市中原区北谷町693	
野口クリニック	野口	肇	211-0024	川崎市中原区西加瀬16-10	メディカルプレイス元住吉
のなみクリニック	沼波	良太	211-0063	川崎市中原区小杉町1-547-83	
はらクリニック	原	浩二	211-0053	川崎市中原区上小田中6-26-3	2F- 2

新城整形外科	原田	俊隆	211-0044	川崎市中原区新城4-1-4	
はる内視鏡クリニック	春山	晋	211-0045	川崎市中原区上新城2-11-25	3F
ヒロクリニック	廣澤	彰	211-0004	川崎市中原区新丸子東1-826	新丸子東口ビル1F
ふじむら耳鼻咽喉科	藤村	昭子	211-0045	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城マイカルビル2F
古矢整形外科医院	古矢	仁	211-0024	川崎市中原区西加瀬4-12	
ほしおか内科・消化器内科 クリニック	星岡	賢英	211-0037	川崎市中原区井田三舞町3-5	
むさし整形外科	本庄	雄司	211-0041	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原クリニックビル2F
武蔵中原まちいクリニック	町井	克行	211-0053	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F
松本クリニック	松本	正智	211-0006	川崎市中原区丸子通2-441	
サンマルコクリニック	南	史朗	211-0004	川崎市中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F
みのわ耳鼻咽喉科	養輪	仁	211-0063	川崎市中原区小杉町3-257-4	小杉第二山協ビル2F
宮尾クリニック	宮尾	直彦	211-0025	川崎市中原区木月1-6-14	
みやぎ内科クリニック	宮城	憲一	211-0025	川崎市中原区木月3-25-10	
宮崎医院	宮崎	彰	211-0044	川崎市中原区新城3-13-8	
こすぎ駅前クリニック	宮脇	誠	211-0004	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
新丸子ペインクリニック内科	宗像	和彦	211-0006	川崎市中原区丸子通2-682	エデフィスAN101号室
むらた内科クリニック	村田	亜紀子	211-0063	川崎市中原区小杉町3-1501	セント武蔵小杉A棟1階
毛利医院	毛利	誠	211-0025	川崎市中原区木月3-5-33	
もくぼ内科クリニック	李保	敦子	211-0021	川崎市中原区木月住吉町2-25	エパビル2-4階
キャップスククリニック武蔵小杉	森下	あおい	211-0016	川崎市中原区市ノ坪449-3	シティタワー武蔵小杉
山出内科	柳澤	尚紀	211-0005	川崎市中原区新丸子町727-1	
山口外科	山口	裕史	211-0005	川崎市中原区新丸子町745-3	
山越泌尿器クリニック	山越	昌成	211-0063	川崎市中原区小杉町3-252	朝日パリオ武蔵小杉104
やまだ内科クリニック	山田	修司	211-0045	川崎市中原区上新城1-2-28-201	
山高クリニック	山高	浩一	211-0041	川崎市中原区下小田中2-33-39	
こすぎ皮ふ科	山本	亜偉策	211-0063	川崎市中原区小杉町3-432	尾村ビル1階・2階
はなまるクリニック	山本	英世	211-0063	川崎市中原区小杉町2-313	ボン・テュール小杉1階
ハウズクリニック渡辺内科	渡邊	富博	211-0051	川崎市中原区宮内1-8-3	
渡辺こども診療所	渡邊	慎	211-0004	川崎市中原区新丸子東1-788	
虎の門病院分院	宇田川	晴司	213-8587	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	
ハートフル川崎病院	大坪	明子	213-0006	川崎市高津区下野毛2-1-3	
総合高津中央病院	中村	良司	213-0001	川崎市高津区溝口1-16-7	
帝京大学医学部附属溝口病院	原	眞純	213-8507	川崎市高津区二子5-1-1	
片倉病院	豊島	秀男	213-0014	川崎市高津区新作4-11-16	
子母口整形外科	青柳	充	213-0023	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール2F
新城・新作こどもクリニック	赤尾	見春	213-0014	川崎市高津区新作4-12-6	FMビル2F
いずみ泌尿器科皮フ科	泉	博一	213-0022	川崎市高津区千年301-1	グラントコスモ千歳203
溝のロクリニック	井出	真弓	213-0001	川崎市高津区溝口1-12-20	ウエストキャニオンビルII 2F
にし医院	伊藤	園子	213-0034	川崎市高津区上作延151-4	
伊藤医院	伊藤	達也	213-0026	川崎市高津区久末1894	
梶ヶ谷耳鼻咽喉科	巖	文雄	213-0013	川崎市高津区末長1-40-1-103	姿見台スカイハイツ
溝の口慶友クリニック	岩田	憲治	213-0011	川崎市高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノ口ビル4F
高津内科クリニック	上田	裕司	213-0002	川崎市高津区二子3-33-20	
内田内科	内田	和仁	213-0032	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア1F
優ウィメンズクリニック	大井	理恵	213-0001	川崎市高津区溝口3-7-1	フロントビル4F
大久保クリニック	大久保	賢治	213-0029	川崎市高津区東野川2-36-5	
千年診療所	大関	一裕	213-0021	川崎市高津区千年新町29-5	
子母口耳鼻咽喉科医院	岡坂	吉記	213-0023	川崎市高津区子母口970-1	
かたおか小児科クリニック	片岡	正	213-0015	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
久地診療所	喜瀬	守人	213-0032	川崎市高津区久地4-19-8	
木下耳鼻咽喉科医院	木下	俊之	213-0033	川崎市高津区下作延6-5-11	

桐村医院	桐村	拓明	213-0022	川崎市高津区千年200- 5	
国島医院	國島	友之	213-0033	川崎市高津区下作延 3-22- 7	
二子新地ひかりこどもクリニック	久保田	亘	213-0004	川崎市高津区諏訪 1- 3-15	FMフラット1F
木暮クリニック	木暮	悦子	213-0033	川崎市高津区下作延 2- 4- 3	
プレストケア高津	小林	隆司	213-0002	川崎市高津区二子 5- 2- 1	中興・ 2 3階
高津駅前クリニック	神崎	真実	213-0002	川崎市高津区二子 5- 2- 5	井上ビル2A
久地さとう医院	佐藤	浩則	213-0031	川崎市高津区宇奈根637- 5	
猿谷耳鼻咽喉科医院	猿谷	昌司	213-0001	川崎市高津区溝口 3-10-38	猿谷ビル1F
野川整形外科	嶋崎	宣孝	213-0029	川崎市高津区東野川 1- 7- 9	メディカルクリア野川1F
しまむらクリニック	嵩村	健	213-0023	川崎市高津区子母口497- 2	子母口クリニックモール1F
鈴木医院	鈴木	宗紀	213-0001	川崎市高津区溝口 2-18-46	
洲之内内科	洲之内	建二	213-0001	川崎市高津区溝口 1-13-16-102	
住永クリニック	住永	雅司	213-0001	川崎市高津区溝口 2- 6-26	アスマヤ栄橋ビル2F
そめや内科クリニック	染谷	貴志	213-0013	川崎市高津区末長 1-45- 1	秋本ビル1階
みぞのくちファミリークリニック	高木	博	213-0011	川崎市高津区久本 3-14- 1- 1F	
田園二子クリニック	高崎	啓孝	213-0001	川崎市高津区溝口 2-16- 5	アビエー溝の口ビル2F
高橋内科医院	高橋	重人	213-0004	川崎市高津区諏訪 1- 9- 1	諏訪平壺番館101
武井クリニック	武井	裕	213-0033	川崎市高津区下作延 2- 7-26	シティフォーラム溝ノ口101号
坂戸診療所	竹内	啓哉	213-0012	川崎市高津区坂戸 1- 6-18	
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	竹野	景海	213-0014	川崎市高津区新作 3- 1- 4	
窪田医院	田中	美砂子	213-0002	川崎市高津区二子 5-10- 1	
田中クリニック	田中	柳水	213-0029	川崎市高津区東野川 2-36- 5	久末メディカルビレッジA棟1F
溝の口駅前皮膚科	玉城	有紀	213-0001	川崎市高津区溝口 2- 9-12	マルビロビル6- 2F
KSPクリニック	俵	美河	213-0012	川崎市高津区坂戸 3- 2- 1	KSPビル西503
つるや内科クリニック	鶴谷	孝	213-0011	川崎市高津区久本 1- 6- 5	
高山クリニック	豊田	哲鎬	213-0011	川崎市高津区久本 3- 2- 3	ヴェルヴェー溝の口1F
長瀬クリニック	長瀬	良彦	213-0033	川崎市高津区下作延 3- 3-10	スルバリエ梶ヶ谷2F
梶が谷駅前内科クリニック	長町	誠嗣	213-0013	川崎市高津区末長 1- 9- 1	スタリオ梶が谷MALL 6F
成宮医院	成宮	達善	213-0029	川崎市高津区東野川 1-17- 5	
あおば内科クリニック	難波	康夫	213-0015	川崎市高津区梶ヶ谷 6- 2- 8	
溝の口胃腸科・内科クリニック	野崎	雄一	213-0012	川崎市高津区坂戸 1- 6-20	ハイランド・ベィ溝の口1F
椿クリニック	野中	勇志	213-0033	川崎市高津区下作延 2- 4- 6	溝口鈴木歯科ビル2F
はじかの医院	初鹿野	誠彦	213-0005	川崎市高津区北見方 3- 6-35-A	
ハタカズコ婦人クリニック	秦	和子	213-0021	川崎市高津区千年新町28- 9	
はっとりファミリークリニック	服部	隆志	213-0005	川崎市高津区北見方 2-16- 1	高津ゆうあいメディカルモール1F
梶ヶ谷クリニック	羽生	健	213-0013	川崎市高津区末長 1-23-17	梶ヶ谷Jビル1F
千年ファミリークリニック	林	ゆき子	213-0022	川崎市高津区千年637- 4	グランド・カールトセ1階
ゆめこどもクリニック	林	毅陸	213-0029	川崎市高津区東野川 2-36- 4	久末メディカルビレッジB棟2F
廣津医院	廣津	伸夫	213-0011	川崎市高津区久本 3- 6- 1-212	
福住医院	福住	亮雄	213-0013	川崎市高津区末長 3-12- 3	
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	谷口	雄一郎	213-0001	川崎市高津区溝口 4- 1-17	SKD高津駅前ビルI 3F
福西内科クリニック	福西	康夫	213-0029	川崎市高津区東野川 1- 7- 9	メディカルクリア野川2F
メディクスクリニック溝の口	南	陸彦	213-0033	川崎市高津区下作延 5-11-12	
宮川内科医院	宮川	浩	213-0001	川崎市高津区溝口 1- 6- 1	
三輪内科おなかクリニック	三輪	純	213-0001	川崎市高津区溝口 5-24- 8	ライフ溝口店2F
村川内科クリニック	村川	裕二	213-0032	川崎市高津区久地 4-24- 5	新川屋センタービル2階
もぎたて耳鼻咽喉科	茂木立	学	213-0011	川崎市高津区久本 1- 2- 5	関口第一ビル4階401
森クリニック	森	久美子	213-0026	川崎市高津区久末 9- 1	
二子クリニック	山田	恭司	213-0002	川崎市高津区二子 1-11-15	

山本整形外科医院	山本	茂樹	213-0013	川崎市高津区末長1-8-20	
山本医院	山本	均	213-0023	川崎市高津区子母口728-4	
津田山クリニック	横山	護	213-0033	川崎市高津区下作延6-4-1	
渡辺クリニック	渡辺	茂	213-0033	川崎市高津区下作延2-9-10	
生田病院	岡田	昇	214-0037	川崎市多摩区西生田5-24-1	
武田病院	武田	龍太郎	214-0014	川崎市多摩区登戸3193	
登戸プライマリケアクリニック	赤川	直之	214-0014	川崎市多摩区登戸1856-10	松鷹ビル101号
あさい内科医院	浅井	洋貴	214-0014	川崎市多摩区登戸538	
稲田堤メディカルクリニック	安彦	篤	214-0001	川崎市多摩区菅2-15-5	
五十嵐レディースクリニック	五十嵐	豪	214-0036	川崎市多摩区南生田4-6-6	南生田クリニックモビル1F
中野島小児科クリニック	池上	香	214-0012	川崎市多摩区中野島6-22-9	
池田小児科医院	生駒	雅昭	214-0012	川崎市多摩区中野島3-15-15	
多摩脳神経外科	諫山	和男	214-0014	川崎市多摩区登戸1654	
大森医院	石川	信子	214-0036	川崎市多摩区南生田7-20-21	
石田整形外科	石田	保夫	214-0039	川崎市多摩区栗谷3-1-6	セ・ウイステリア1F
石原内科医院	石原	浩	214-0021	川崎市多摩区宿河原3-10-3	セルソイト
伊藤耳鼻咽喉科クリニック	伊藤	博喜	214-0037	川崎市多摩区西生田3-9-3	クレール読売ランド前202～203
井上医院	井上	奈津彦	214-0021	川崎市多摩区宿河原4-25-2	
あいクリニック産婦人科・小児科	上野	紀子	214-0006	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
たま耳鼻咽喉科	及川	貴生	214-0014	川崎市多摩区登戸1842	M's core 1F
大串整形外科	金澤	臣晃	214-0014	川崎市多摩区登戸1801-1	瑞穂第一ビル2F
大倉消化器科外科クリニック	大倉	聡	214-0006	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
中野島糖尿病クリニック	大津	成之	214-0012	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルビルA 2F
稲田小児科医院	大出	集	214-0008	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	
多摩ファミリークリニック	大橋	博樹	214-0013	川崎市多摩区登戸新町337	エニビル1F
桜クリニック	岡野	公一	214-0014	川崎市多摩区登戸3292	グランシャリオ1F
岡野内科医院	岡野	敏明	214-0014	川崎市多摩区登戸1737	
かじもと整形外科	梶本	陽司	214-0021	川崎市多摩区宿河原4-28-8	エスポワール宿河原1F
登戸内科・脳神経クリニック	加茂	力	214-0013	川崎市多摩区登戸新町434	
岸内科胃腸科医院	岸	忠宏	214-0037	川崎市多摩区西生田2-2-5	
あかりクリニック	岸本	厚子	214-0014	川崎市多摩区登戸2066-1 101	
木下医院	木下	藤英	214-0013	川崎市多摩区登戸新町98	
登戸きむら皮フ科クリニック	木村	聡子	214-0014	川崎市多摩区登戸3356-1	ルークス1F-A
木村耳鼻咽喉科	木村	元俊	214-0012	川崎市多摩区中野島6-26-1	フジヨシヤム2F
かえでファミリークリニック	櫛笥	永晴	214-0023	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
向ヶ丘久保田内科	久保田	章	214-0014	川崎市多摩区登戸2708-1	YMビル3F・4F
久保田診療所	久保田	風生	214-0021	川崎市多摩区宿河原4-21-23	
公文内科クリニック	公文	大輔	214-0014	川崎市多摩区登戸1792-2	アムレスト向ヶ丘1階
黒須内科クリニック	黒須	知二	214-0035	川崎市多摩区長沢4-2-9	グリーンウエール松澤207
こう内科クリニック	洪	基哲	214-0014	川崎市多摩区登戸2766-5	SKビル101
中野島北口コガワクリニック	古河	哲哉	214-0012	川崎市多摩区中野島6-26-2	F&Fハイム2F
コクボ診療所	國保	久光	214-0021	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	
多摩クリニック	桜井	淳	214-0011	川崎市多摩区布田2-24	
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	櫻井	丈	214-0014	川崎市多摩区登戸2662-1	ブライズ向ヶ丘遊園3F
ささき腎泌尿器科クリニック	佐々木	秀郎	214-0014	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸301
清水小児科クリニック	清水	晃	214-0001	川崎市多摩区菅6-13-20	
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	荘司	光彦	214-0003	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
しんたに耳鼻咽喉科クリニック	新谷	敏晴	214-0014	川崎市多摩区登戸3356-1	
すずき内科クリニック	鈴木	健吾	214-0014	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスター向ヶ丘遊園208
たまふれあいクリニック	鈴木	忠	214-0014	川崎市多摩区登戸1763	ライオンデパート向ヶ丘2階

コハル内科	鈴木	春彦	214-0001	川崎市多摩区菅4-1-1	コントライ101号
鈴木内科医院	鈴木	雅之	214-0013	川崎市多摩区登戸新町188	
須田メディカルクリニック	須田	直史	214-0036	川崎市多摩区南生田4-20-2	
読売ランド前すわクリニック	諏訪	敏之	214-0037	川崎市多摩区西生田1-8-1-102	
関口内科医院	関口	信哉	214-0001	川崎市多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
高橋クリニック	高橋	章	214-0022	川崎市多摩区堰3-5-14	
中野島診療所	高橋	伸之	214-0012	川崎市多摩区中野島4-9-1	
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	滝口	修平	214-0012	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メティカルレジA101
たけやま呼吸器・内科クリニック	武山	廉	214-0014	川崎市多摩区登戸2427-5	メティカルレイスタカ3F
つじ内科クリニック	辻	正人	214-0006	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
土屋医院	土屋	広明	214-0036	川崎市多摩区南生田1-12-2	
てづか内科・循環器クリニック	手塚	尚紀	214-0001	川崎市多摩区菅1-5-12	エビトール稲田堤1A
土井医院	土井	義之	214-0008	川崎市多摩区菅北浦4-11-25	
登戸クリニック	友廣	忠寿	214-0014	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸101, 201号室
豊田クリニック	豊田	博史	214-0014	川崎市多摩区登戸3200	
中込内科クリニック	中込	健郎	214-0038	川崎市多摩区生田7-2-13	SKビル2F
登戸なかにたに消化器・糖尿病内科	中谷	行宏	214-0014	川崎市多摩区登戸2565-1	
中村クリニック	中村	健	214-0038	川崎市多摩区生田6-6-5	カーサノ1F
中村医院	中村	全	214-0013	川崎市多摩区登戸新町358-1	
西根医院	西根	晃	214-0032	川崎市多摩区桁形1-8-38	
西村クリニック	西村	真	214-0001	川崎市多摩区菅2-4-2	サニサイト202
登戸ハナミズギ内科	根本	憲一	214-0014	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building 4F
南生田クリニック	野内	俊彦	214-0036	川崎市多摩区南生田4-11-8	
原田内科クリニック	原田	契一	214-0037	川崎市多摩区西生田4-16-24	
藤井整形外科	藤井	壯一	214-0014	川崎市多摩区登戸2566-1	グランソレイユ2F
藤田クリニック	藤田	毅	214-0012	川崎市多摩区中野島3-14-37	
すばる診療所	堀	秀之	214-0014	川崎市多摩区登戸598-2	
ことぶきクリニック	前田	壽哉	214-0006	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
前原医院	前原	真司	214-0004	川崎市多摩区菅馬場1-1-27	
牧野クリニック	牧野	秀樹	214-0012	川崎市多摩区中野島3-27-34	パードタウン7番館1F
稲田登戸クリニック	松本	秀平	214-0008	川崎市多摩区菅北浦4-3-1	オーケヒルス101号
水上内科医院	水上	純一	214-0037	川崎市多摩区西生田3-9-26	ミルビル2F
宮部耳鼻咽喉科医院	宮部	聡	214-0038	川崎市多摩区生田7-2-7	
在宅療養支援クリニック かえでの風たま・かわさき	宮本	謙一	214-0034	川崎市多摩区三田1-8-9	グレイスイブミ106号室
向ヶ丘遊園整形外科リウマチ科	村上	恭平	214-0014	川崎市多摩区登戸2052	ヨシザワラザビル3階
本橋内科クリニック	本橋	信博	214-0021	川崎市多摩区宿河原3-1-6	
山崎クリニック	山崎	晴義	214-0037	川崎市多摩区西生田3-26-7	
中野島整形外科	山田	浩司	214-0012	川崎市多摩区中野島6-26-2	F&Fハイム1F
やまもとクリニック	山本	勝	214-0013	川崎市多摩区登戸新町404	古谷ビル3F
渡辺小児科医院	渡邊	明子	214-0039	川崎市多摩区栗谷3-1-1	井田ビル207
渡辺耳鼻咽喉科	渡辺	昭司	214-0021	川崎市多摩区宿河原4-25-2 101	
有馬病院	大沼	秀樹	216-0003	川崎市宮前区有馬3-10-7	
かわさき記念病院	福井	俊哉	216-0013	川崎市宮前区潮見台20-1	
あおやぎ内科循環器クリニック	青柳	昭彦	216-0015	川崎市宮前区菅生2-1-9	
宮前平医院	青山	弘毅	216-0005	川崎市宮前区土橋2-1-30	
ゆりかごクリニック	荒井	健利	216-0015	川崎市宮前区菅生1-2-20	イズミール103号
鷺沼人工腎臓石川クリニック	石川	丈之	216-0004	川崎市宮前区鷺沼1-10-3	
さぎぬま公園クリニック	石川	雅也	216-0004	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	ブルービル鷺沼ウエルエスタ203

なないろこどもとアレルギーのクリニック	石川	良子	216-0003	川崎市宮前区有馬5-17-21	
いしだ内科外科クリニック	石田	孝雄	216-0022	川崎市宮前区平4-4-1	
宮崎台クリニック	泉	正紀	216-0033	川崎市宮前区宮崎3-14-23	
宮前平内科クリニック	伊東	克彦	216-0006	川崎市宮前区宮前平2-15-2	
宮前平トレイン耳鼻咽喉科	伊東	祐永	216-0007	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メテイルモール3階
宮前平いわなみ眼科	岩波	将輝	216-0005	川崎市宮前区土橋7-1-3	メテイルプラザ宮前区役所前2F
潮見台植木クリニック	植木	茂年	216-0013	川崎市宮前区潮見台6-7	グリーンビルズ潮見台103
鷺沼透光診療所	氏家	茂樹	216-0007	川崎市宮前区小台1-20-1	アン・ビ・シ・ネスハーク601・602号室
SOL整形外科スポーツクリニック	内田	繕博	216-0002	川崎市宮前区東有馬5-1-2	メテイルプラザD 3F, 2F
宮前平グリーンハイツ診療所	大熊	由美子	216-0023	川崎市宮前区けやき平1-16-209	
おおたけファミリークリニック	大竹	普	216-0022	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン2F
大野医院	大野	祐子	216-0035	川崎市宮前区馬絹3-8-34	
神奈川ひまわりクリニック	小野	龍太	216-0006	川崎市宮前区宮前平3-3-26	
小野田医院	小野田	恵一郎	216-0035	川崎市宮前区馬絹6-22-14	第一ケエビル1F 2F
川崎ヒューマンクリニック	小野寺	直樹	216-0007	川崎市宮前区小台1-17-3	Saginuma Dento Hills101
ありま眼科	御宮知	達也	216-0002	川崎市宮前区東有馬5-23-22	
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	加藤	浩之	216-0033	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階	
かねこクリニック	金子	光延	216-0035	川崎市宮前区馬絹4-4-13	
鎌田クリニック	鎌田	正広	216-0022	川崎市宮前区平2-11-3	YOUビル1F
野川クリニック	亀谷	雄一郎	216-0043	川崎市宮前区野川台1-21-15	
K-クリニック	河上	哲	216-0006	川崎市宮前区宮前平2-1-6	
河野医院	河野	勝驥	216-0005	川崎市宮前区土橋3-3-4	
川本整形外科	川本	守	216-0006	川崎市宮前区宮前平2-1-3	
菊岡医院	菊岡	理	216-0007	川崎市宮前区小台2-22-7	
きたじま内科・脳神経クリニック	北島	和人	216-0002	川崎市宮前区東有馬5-1-2	
北見整形外科	北見	圭司	216-0001	川崎市宮前区野川3000	野川メテイルセンター1F
くさか整形外科クリニック	日下	達夫	216-0022	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン1F
くりう内科クリニック	栗生	和幸	216-0032	川崎市宮前区神木2-2-1	宮崎台メテイルプラザA-2
宮前つばさクリニック	幸田	恭子	216-0033	川崎市宮前区宮崎6-9-5	東急宮前平ショッピングパーク2F
鷺沼整形外科クリニック	古梶	正洋	216-0004	川崎市宮前区鷺沼3-2-6-2F	
こにしクリニック	小西	一男	216-0004	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	
さがらクリニック	相良	憲彦	216-0003	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	
東方医院	佐々木	健一	216-0007	川崎市宮前区小台2-6-2	ラブール宮前平3F
佐治医院	佐治	正勝	216-0042	川崎市宮前区南野川3-6-2	
さぎぬま脳神経クリニック	島崎	賢仁	216-0004	川崎市宮前区鷺沼3-2-6	
菅野耳鼻咽喉科	菅野	澄雄	216-0002	川崎市宮前区東有馬3-5-29	KUMANOビル1F
宮前平すがのクリニック	菅野	雅彦	216-0007	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メテイルモール3F
すずか小児科・皮ふ科クリニック	鈴鹿	隆久	216-0005	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルテア2F
風の道クリニック	須藤	みか	216-0043	川崎市宮前区野川台3-7-1	
おおば内科クリニック	高橋	英二	216-0005	川崎市宮前区土橋3-3-1	トウエ・アールテ204
たかはしクリニック	高橋	俊光	216-0033	川崎市宮前区宮崎2-13-1	トーション宮崎台1F
たかはしメモリークリニック	高橋	正彦	216-0011	川崎市宮前区犬蔵2-7-1	
宮前平整形外科クリニック	田中	達朗	216-0007	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メテイルモール2F
好生堂医院	田村	俊	216-0041	川崎市宮前区野川本町2-2-10	
つじ耳鼻咽喉科クリニック	辻	富彦	216-0005	川崎市宮前区土橋3-3-1	トウエ・アールテ203
宮前平健栄クリニック	出川	寿一	216-0007	川崎市宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ2F
こども元気！内科クリニック	手塚	勝也	216-0044	川崎市宮前区西野川1-4-17	

鎌田クリニック南平台	富樫	秀生	216-0024	川崎市宮前区南平台3-30	
川崎宮前平とくえ内科循環器内科 クリニック	徳江	政英	216-0007	川崎市宮前区小台2-5-1-301	
みやびクリニック	中田	雅弘	216-0024	川崎市宮前区南平台3-17	
根岸耳鼻咽喉科医院	根岸	達郎	216-0006	川崎市宮前区宮前平2-1-5	
五所塚診療所	浜島	秀典	216-0021	川崎市宮前区五所塚1-21-4	
原クリニック	原	俊雄	216-0004	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	
福島内科医院	福島	淑隆	216-0006	川崎市宮前区宮前平2-19-9	
小林外科胃腸科	藤田	美弥子	216-0031	川崎市宮前区神木本町2-2-17	
宮崎台スキンクリニック	藤井	真未	216-0033	川崎市宮前区宮崎1-8-21	宮崎台南シティハウス101
北部市場クリニック	藤野	喜理子	216-0012	川崎市宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場 北部市場管理棟内
宮崎台耳鼻咽喉科	細井	広道	216-0033	川崎市宮前区宮崎2-10-8	トランス宮崎台2F
本田医院	本田	智嗣	216-0004	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	
馬目整形外科・内科クリニック	馬目	晃匡	216-0041	川崎市宮前区野川本町1-3-1	
丸田クリニック	丸田	和夫	216-0004	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	
三倉医院	三倉	亮平	216-0006	川崎市宮前区宮前平2-15-15	Brillia宮前平201
村上循環器科内科皮膚科	村上	康文	216-0044	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター2F
もぎ循環器科内科医院	茂木	純一	216-0033	川崎市宮前区宮崎5-14-19	
本村医院	本村	智子	216-0002	川崎市宮前区東有馬5-24-1	
森島小児科内科クリニック	森島	昭	216-0002	川崎市宮前区東有馬3-15-10	
やがわ内科・消化器内科	矢川	裕介	216-0005	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビルベルディア1F
山口整形外科	山口	祐一郎	216-0004	川崎市宮前区鷺沼1-8-10	フレントベース4階
宮前平第2クリニック	山田	耕永	216-0006	川崎市宮前区宮前平2-5-16	ネーランド3F
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	山田	良宣	216-0033	川崎市宮前区宮崎2-10-2	第二隆祥ビル3階
山本内科クリニック	山本	一哉	216-0025	川崎市宮前区白幡台1-9-10	
鷺沼診療所	行形	毅	216-0003	川崎市宮前区有馬1-22-16	
田園都市クリニック	横田	雅史	216-0004	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	カーサエステレー1F
吉田皮フ科	吉田	秀也	216-0004	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	ブレール鷺沼グェルエスタ202
れいんぼう川崎診療所	齋藤	薫	216-0002	川崎市宮前区東有馬5-8-10	
麻生リハビリ総合病院	菅	直樹	215-0021	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
川崎みどりの病院	桑野	稔啓	215-0013	川崎市麻生区王禅寺1142	
新百合ヶ丘総合病院	笹沼	仁一	215-0026	川崎市麻生区古沢都古255	
麻生総合病院	菅	泰博	215-0021	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
たま日吉台病院	鈴木	敏夫	215-0013	川崎市麻生区王禅寺1105	
柿生記念病院	関田	則昭	215-0021	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
川崎田園都市病院	邊見	仁	215-0023	川崎市麻生区片平1782	
しんゆり耳鼻咽喉科	赤澤	吉弘	215-0004	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F
はるひ野内科クリニック	荒木	康史	215-0036	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルレジ シィA棟-1F
新ゆり眼科	安西	欣也	215-0021	川崎市麻生区上麻生1-3-4	WAKAビル5F
池内クリニック新百合ヶ丘内科・ 消化器内科	池内	信人	215-0004	川崎市麻生区万福寺1-1-2	新百合ヶ丘駅前ビル4 階405区画
ユミカ内科小児科 ファミリークリニック	石川	結美香	215-0021	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
新百合ヶ丘石田クリニック	石田	一雄	215-0021	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル 4F
いしだクリニック	石田	和彦	215-0011	川崎市麻生区百合丘2-7-1	
井上医院	井上	園子	215-0024	川崎市麻生区白鳥3-6-12	
新百合ヶ丘スマイルメンタル クリニック	井上	由美子	215-0004	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F
リスホームケアクリニック	岩崎	拓也	215-0005	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1-204	
おおたクリニック	太田	篤	215-0021	川崎市麻生区上麻生6-31-1	トゥエルイリヤマ1F

岡崎医院	岡崎	大武	215-0018	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1	
さくらクリニック	岡村	弘次郎	215-0004	川崎市麻生区万福寺3-2-1	
栗平おさだ皮フ科	長田	雅子	215-0024	川崎市麻生区白鳥3-5-1	シャンテ102
上麻生内科	小関	新	215-0021	川崎市麻生区上麻生2-11-21	
すこやかこどもクリニック	小野木	恵子	215-0024	川崎市麻生区白鳥3-5-2	ガーデンビル 白鳥1-B
新ゆりクリニック	小野田	肇	215-0004	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘101
光中央診療所	小幡	純一	215-0004	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘1-103
はるひ野整形外科	替地	恭介	215-0036	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルレジデンスB棟-1F
葛西皮膚科医院	葛西	庸子	215-0018	川崎市麻生区王禅寺東4-13-5	
かじもと耳鼻咽喉科	梶本	正子	215-0021	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
かとう整形外科	加藤	英治	215-0021	川崎市麻生区上麻生5-39-15	ハルラン柿生1階
かねこ眼科クリニック	金子	敏雄	215-0018	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メディカル3F
栗木台かわぐちクリニック	川口	文夫	215-0032	川崎市麻生区栗木台1-2-3	
きむら内科クリニック	木村	謙介	215-0025	川崎市麻生区五力田2-14-6	
あさお診療所	清田	実穂	215-0021	川崎市麻生区上麻生2-1-10	
クロキ形成外科クリニック	黒木	堯比古	215-0021	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
小林内科医院	小林	明文	215-0021	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
ごみぶちクリニック	五味渕	誠	215-0017	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30	1階B
かきお駅前さいとうクリニック	齋藤	光代	215-0021	川崎市麻生区上麻生6-39-35	1階
セントラル整形外科	笹尾	三郎	215-0004	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F
かきお北口皮膚科クリニック	佐藤	雅道	215-0021	川崎市麻生区上麻生5-40-4	
あさお・百合クリニック	佐野	順子	215-0015	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1	
柿生内科クリニック	菅田	文彦	215-0021	川崎市麻生区上麻生5-38-10	
池内クリニック	杉山	伸也	215-0031	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急マルシェ栗平1F
ともクリニック	鈴木	知子	215-0021	川崎市麻生区上麻生5-6-8	
柿生すずき内科循環器内科	鈴木	宏行	215-0021	川崎市麻生区上麻生5-23-6	
しんゆり皮フ科クリニック	菌部	陽	215-0021	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
だいとうたじま眼科	大東	正和	215-0004	川崎市麻生区万福寺1-2-2	新百合2ビルB1F
新ゆり内科	高橋	央	215-0017	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8	
新百合ヶ丘ステーションクリニック	高橋	啓泰	215-0021	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急フォルテ新百合ヶ丘5F
嶋崎内科医院	滝田	孝之	215-0005	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1-202	
新ゆり武内クリニック	武内	宏之	215-0021	川崎市麻生区上麻生1-3-5	
百合ヶ丘診療所	竹岡	知子	215-0011	川崎市麻生区百合丘1-16-12	サンラフ百合ヶ丘8-101
新ゆり整形外科	田中	英俊	215-0021	川崎市麻生区上麻生1-3-5	
玉川内科クリニック	玉川	恭士	215-0014	川崎市麻生区白山4-1-1-119	
王禅寺公園クリニック	中原	広明	215-0017	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7	
百合丘外科産婦人科	中原	優人	215-0011	川崎市麻生区百合丘1-14-6	
にもり内科クリニック	二森	浩行	215-0021	川崎市麻生区上麻生6-29-36	
林整形外科	林	央介	215-0011	川崎市麻生区百合丘1-5-19	
平井内科クリニック	平井	洋一	215-0025	川崎市麻生区五力田2-2-1-103	
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	平山	裕	215-0004	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルビル2階
ひろわたり眼科	廣渡	崇郎	215-0011	川崎市麻生区百合丘1-5-1	ボヌール百合丘1F
新百合山手福本内科	福本	学	215-0004	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルビル206
藤木内科医院	藤木	博昭	215-0018	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3	
ふるたクリニック	古田	一徳	215-0011	川崎市麻生区百合丘1-19-2	司生堂ビル1階
堀野メディカルクリニック	堀野	誠	215-0018	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メディカル1F
あさおクリニック	前波	輝彦	215-0004	川崎市麻生区万福寺1-8-10	
百合ヶ丘すみれクリニック	松浦	健太郎	215-0001	川崎市麻生区細山2-8-7-1F	
ミオ医院	三尾	英之	215-0018	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5	
百合ヶ丘駅前クリニック	三瓶	正史	215-0011	川崎市麻生区百合丘1-2-1	

百合丘水野クリニック	水野	泰彦	215-0011	川崎市麻生区百合丘1-16-22	
ガイアクリスタルクリニック	水間	哲郎	215-0004	川崎市麻生区万福寺1-7-1	TWビル2F
みぞぶちクリニック	溝渕	昇	215-0021	川崎市麻生区上麻生6-9-2	ビ°アシティ晃和1F
光永医院	光永	忍	215-0011	川崎市麻生区百合丘1-2-2	
みねき内科クリニック	峯木	仁志	215-0012	川崎市麻生区東百合丘2-29-10	
キウイファミリークリニック	宮田	大揮	215-0022	川崎市麻生区下麻生3-23-28	
もちづき泌尿器科クリニック	望月	康平	215-0021	川崎市麻生区上麻生5-40-1	鈴木ビル2階
かきお整形外科	山田	広志	215-0022	川崎市麻生区下麻生3-21-5	麻生メディカルセンター2F
耳鼻咽喉科よしだクリニック	吉田	高史	215-0011	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201	
吉松クリニック	吉松	信彦	215-0011	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301	
米田胃腸科外科医院	米田	禮之	215-0017	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1	
新百合ヶ丘龍クリニック	龍	祥之助	215-0026	川崎市麻生区古沢7	
渡辺クリニック	渡邊	寛之	215-0021	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
渡辺内科消化器科医院	渡辺	義郎	215-0021	川崎市麻生区上麻生4-34-5	
聖マリアンナ医科大学病院	大坪	毅人	216-8511	川崎市宮前区菅生2-16-1	
川崎市立多摩病院	長島	悟郎	214-8525	川崎市多摩区宿河原1-30-37	
聖マリアンナ医科大学東横病院	古畑	智久	211-0063	川崎市中原区小杉町3-435	
よつば診療所	御影	秀徳	214-0036	多摩区南生田5-24-9	生田テラスハウス
こころと痛みクリニック	長田	賢一	211-0063	中原区小杉町3-249-2	クレアホームズ小杉1F
ヨーダー公子クリニック	桑高	公子	210-0007	川崎区駅前本町8-304-2	川崎ダイスビル3F
あいホームケアクリニック川崎大師	須山	太助	210-0817	川崎区大師本町8-11	日興バレス川崎大師1F
小杉中央クリニック	布施	純郎	211-0063	中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス2F
神奈川いぐさクリニック	池井	佑丞	216-0042	宮前区南野川3-41-15-301	
武蔵小杉平沼クリニック	平沼	菜穂子	211-0016	中原区市ノ坪26コウトビル2階	
介護老人保健施設 葵の園・川崎南部	石井	高暁	210-0822	川崎区田町2-9-2	
介護老人保健施設 葵の園・川崎	緒方	貞夫	210-0843	川崎区小田栄2-1-6	
武蔵小杉皮ふ科	山本	亜偉策	211-0004	中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階454
さくらライフ新丸子クリニック	中田	賢一郎	211-0004	中原区新丸子東2-897-11	ラポール新丸子 202
武蔵小杉内科・漢方・循環器	横瀬	友好	211-0011	中原区下沼部1810-1	シティハウス武蔵小杉2階
田中整形外科	田中	慎一	211-0025	中原区木月3-32-18	
山形皮膚科クリニック	山形	健治	211-0041	中原区下小田中2-4-29-2F	
在宅テラス診療所なかはら	齋賀	真言	211-0041	中原区下小田中3-16-5-1階	
中原整形外科	原山	国秀	211-0044	中原区新城1-8-9	
医大前内科クリニック	野口	恵生	211-0063	中原区小杉町1-509-1	マイキャッスル武蔵小杉Ⅲ1階
はりまや耳鼻咽喉科	播磨谷	敦	211-0063	中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス1階
中原すみれクリニック	柿沼	三郎	211-0064	中原区今井南町28-50	阿部ビル
介護老人保健施設 葵の園・武蔵小杉	新谷	幸義	211-0066	中原区今井西町2-58	
地域密着型特別養護老人ホーム					
こむかい	己斐	聡美	212-0002	幸区小向仲野町1-3	
特別養護老人ホーム					
クロスハート幸・川崎	高田	益江	212-0007	幸区河原町1-37	
川崎ライフケアクリニック	菊岡	良考	212-0012	幸区中幸町4-42	菊岡ビル201
スクエアクリニック	本間	良子	212-0013	幸区堀川町580	ソリッドスクエア東館1F
川崎ファミリーケアクリニック	飯田	茂	212-0014	幸区大宮町12-7	TMビルⅡ 3階
特別養護老人ホーム 南さいわい	己斐	聡美	212-0016	幸区南幸町3-149-3	
新川崎ひたち整形外科	月出	康平	212-0032	幸区新川崎5-2	シンガモール3F

内科・いまいクリニック	今井	久美雄	212-0053	幸区下平間84- 3	
パークシティー皮膚科泌尿器科	牧	三樹子	212-0054	幸区小倉1- 1	パークシティー新川崎クリニック棟211
川崎高津診療所	松井	英男	213-0001	高津区溝口4- 1- 3	T・ビルディング 4F
サンライズクリニック	水戸部	茂彦	213-0011	高津区久本3- 2-22-102	
介護老人保健施設 ゆい	西木	俊一	213-0014	高津区新作3- 7- 1	
つきおかメディカルクリニック	月岡	稔雄	213-0021	高津区千年新町28- 3	
介護老人保健施設たかつ	原	孝	213-0023	高津区子母口498- 2	
川崎高津クリニック	岸田	麻子	213-0031	高津区宇奈根638- 1	
介護老人保健施設 樹の丘	関川	泰隆	213-0032	高津区久地4-19- 1	
松岡クリニック	松岡	道夫	213-0033	高津区下作延2-35- 1	スペースメニティ梶ヶ谷2F
溝ノ口診療所	多田	靖	213-0033	高津区下作延4-10-11	
メディクス溝の口ガーデンクリニック	田中	武則	213-0033	高津区下作延5-29- 1	
いなだ整形外科ひふ科	野村	房江	214-0001	多摩区菅4- 3-35 1F	
にし整形外科ペインクリニック	西	勇樹	214-0003	多摩区菅稲田堤1-17-28	カーサトゥーム1F103
介護老人保健施設 よみうりランドケアセンター	水田	邦雄	214-0006	多摩区菅仙谷4- 1- 3	
むこうがおかクリニック	高木	秀学	214-0014	多摩区登戸1854	伊藤ビルメテリアルプラザ 201
登戸診療所	飯田	茂	214-0014	多摩区登戸3398- 1	大樹生命登戸ビル2階
介護老人保健施設 遊花園	新谷	幸義	214-0032	多摩区枳形6- 4-25	
介護老人保健施設 三田あすみの丘	酒井	亮介	214-0034	多摩区三田1-14- 2	
高山整形外科	高山	景範	214-0037	多摩区西生田3- 9-30	ヤマダビル2F
重症児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎	酒井	亮介	215-0001	麻生区細山1203	
くぼ皮膚科クリニック	久保	かおり	215-0004	麻生区万福寺6- 7- 2	メディカルモビル2F
介護老人保健施設 虹が丘リハビリケアセンター	加藤	信夫	215-0013	麻生区王禅寺963-11	
虹ヶ丘クリニック	本田	直康	215-0015	麻生区虹ヶ丘3- 2- 1 1階	
王禅寺整形外科	泉	康次郎	215-0018	麻生区王禅寺東3-26- 6	
(新百合ヶ丘介護老人保健施設 つくしの里)	高橋	啓泰	215-0021	麻生区上麻生3-14-20	
内田毅クリニック	内田	毅	215-0021	麻生区上麻生4-15- 1	山口台ビル4F
介護老人保健施設 アクアピア新百合	石田	和彦	215-0035	麻生区黒川318	
(特別養護老人ホームみかど荘)	金子	美子	216-0044	宮前区西野川3丁目39番18号	
帝京大学老人保健センター	沖永	佳史	216-0041	宮前区野川本町2-13- 6	
介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ宮前	肥土	直美	216-0042	宮前区南野川3-23- 1	
鷺沼ファミリークリニック	畠中	正孝	216-0004	宮前区鷺沼3- 2- 6	鷺沼センタービル6F
青野診療所	大田	和枝	216-0004	宮前区鷺沼1-11- 6	鷺沼第1ビル406
原田皮膚科	原田	昭一郎	216-0007	宮前区小台1-20- 1	アンビジネスパーク702号
老人保健施設レストア川崎	山本	登	216-0011	宮前区犬蔵2-25- 9	
いぬくら内科医院	島田	貴	216-0011	宮前区犬蔵1- 9-45	エスマンション101
水沢クリニック	米波	浩二	216-0012	宮前区水沢2-20- 1	
介護老人保健施設 ろうけん宮前	米波	浩二	216-0012	宮前区水沢2-20- 1	
川崎やまぶきクリニック	北尾	俊典	212-0054	川崎市幸区小倉5丁目23号1階	
タカタ糖尿病内科クリニック	高田	昌幸	212-0014	川崎市幸区大宮町12- 7 TMビルII 2F	
どんぐりクリニック	橋詰	直孝	216-0033	川崎市宮前区宮崎1- 8-21	
横浜鶴見リハビリテーション病院	平岡	邦彦	230-0047	神奈川県横浜市鶴見区下野谷町4-145- 1	
介護老人保健施設 ナーシングプラザ港北	中村	秀夫	223-0056	神奈川県横浜市港北区新吉田町3170番地	

介護老人保健施設 ハートケア湘南・芦名	中村	秀夫	240-0104	神奈川県横須賀市芦名1丁目16番12号	
イムス横浜東戸塚総合 リハビリテーション病院	中村	哲也	244-0805	神奈川県横浜市戸塚区川上町690-2	
天本病院	及能	克宏	206-0036	東京都多摩市中沢2-5-1	
世田谷記念病院	武久	洋三	158-0092	東京都世田谷区野毛2-30-10	
鶴川記念病院	船津	到	195-0054	東京都町田市三輪町1059番地1	
鶴見西口病院	白井	哲夫	230-0063	神奈川県横浜市鶴見区鶴見1-12-31	
森山病院	森山	仁	230-0041	神奈川県横浜市鶴見区潮田町3-145-4	
横浜総合病院	平元	周	225-0025	神奈川県横浜市青葉区鉄町2201-5	

公 告

川崎市公告第1036号

川崎市エネルギー最適化補助金運營業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和4年9月15日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件 名 川崎市エネルギー最適化補助金運營業務委託
- (2) 業務事項
 - ア コールセンター業務
 - イ エネルギー最適化アドバイス・導入設備の現地確認に係る業務
 - ウ 交付申請書および実績報告書の受付・審査等に係る業務
 - エ データの管理に係る業務
 - オ 制度広報物の作成・印刷業務
 - カ ホームページ開設・運営業務
- (3) 委託期間 契約日～令和6年3月7日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 本業務に関するノウハウと他官公庁等における実績がある者。
- (2) 法人格を有する者又は、複数の法人による共同企業体。共同企業体として応募する場合には、その構成員全員が応募資格を要すること。なお、共同企業体の取扱い等については、別に定める「川崎市エネルギー最適化補助金運營業務委託共同企業体取扱要綱」で確認すること。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格名簿において業種を「99 その他業務」、種目を「99 その他」で登録がある者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生

法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。

- (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。
 - (6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (7) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
 - (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者。
 - (9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者。
- #### 3 提案者を特定するための選定基準
- (1) 企画提案の視点・内容
 - (2) 提案内容の工夫
 - (3) 事業実施体制
 - (4) 取組意欲・積極性
 - (5) 提案内容の実行可能性
 - (6) 経済性・効率性
- #### 4 担当部局
- 川崎市経済労働局経営支援部経営支援課
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル10階
電話(直通) 044-200-3722 FAX 044-200-3920
メールアドレス 28keiei@city.kawasaki.jp
- #### 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所
- (1) 配付期間 令和4年9月15日(木)～令和4年9月26日(月)
(土曜日・日曜日・祝日を除く)
 - (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- #### 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法
- (1) 受付期間 令和4年9月15日(木)～令和4年9月26日(月)
持参の場合の受付は、提出期間中の日(土曜日・日曜日・祝日を除く)の午前

8時30分から午後5時まで(午後12時から午後1時の間を除く)の間とします。

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、期限までに到着するようにしてください。(※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送での提出を推奨します。参加資格の受付期間が迫っている場合は、御持参ください。)

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和4年9月28日(水)～令和4年10月6日(木)午後4時
持参の場合の受付は、提出期間中の日(土曜日・日曜日・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時まで(午後12時から午後1時の間を除く、6日のみ午後4時まで)の間とします。
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書(8部)、見積書(1部)、会社概要(8部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、期限までに到着するようにしてください。(※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送での提出を推奨します。参加資格の受付期間が迫っている場合は、御持参ください。)

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否
要する

10 関連情報を入手するための照会窓口

4の担当部局と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 42,700,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とする
- (3) その他

ア 審査結果の発表は令和4年10月13日(木)を予定しています

イ 詳細については、川崎市エネルギー最適化補助金運營業務委託に係る公募型企画提案実施要領、

仕様書を参照すること

川崎市公告第1037号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年9月15日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区中野島三丁目681番3

ほか3筆の一部

2,200平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都大田区北千束一丁目11番3
山田建設株式会社 代表取締役 山田照
- 3 予定建築物の用途
共同住宅

計画戸数:61戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号

令和2年2月17日

川崎市指令 ま宅審 (イ) 第114号

令和4年8月24日

川崎市指令 ま宅審 (イ) 第49号(変更)

川崎市公告第1038号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年9月16日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区上作延宇原間谷503番1の一部

ほか3筆の一部

872平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市高津区上作延192番地

三田 喜代孝

- 3 予定建築物の用途
グループホーム

計画戸数:1戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号

令和4年6月13日

川崎市指令 ま宅審 (イ) 第25号

令和4年8月22日

川崎市指令 ま宅審 (イ) 第46号(変更)

川崎市公告第1039号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和4年11月～令和5年4月分広報紙
ポスティング等及び管理業務委託

(2) 履行場所 川崎市内

(3) 履行期限 契約締結の日から令和5年3月31日

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 直近3年間で川崎市または近隣市町村から同種の委託を受け、大きな事故なく業務を完了した実績があること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

次のホームページ又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

・<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000143532.html>

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市総務企画局シティプロモーション推進室

電話 044-200-2287 FAX 044-200-3915

E-mail 17koho@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年9月16日(金)から令和4年9月26日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付

します。

(1) 場所 3(1)と同じ

(2) 日時 令和4年9月27日(火)午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで配信されます。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先 3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和4年9月27日(火)から令和4年9月30日(金)まで

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。持参先等は3(1)に同じ。なお、電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。また、郵送の場合は5(2)の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和4年10月6日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、紙入札方式とし、入札書に所定の積算内訳書をホチキスで留めて割り印をし、入札してください。

イ 入札は①「かわさき市政だより」のエリアごとの1部当たりのポスティング単価に配布予定部数(川崎・幸区87,000部×6回、中原・高津・宮前区151,000部×6回、多摩・麻生区77,000部×6回)を乗じた金額、②「議会議決(11月1日号)」の1部当たりのポスティング単価に配布予

定部数(315,000部×1回)を乗じた金額、③「議会かわさき(2月15日号)」の1部当たりのポスティング単価に配布予定部数(750,000部×1回)を乗じた金額、④「かわさき市政だより(11月号)」の1か所当たりの配布団体への送達単価に送達予定か所数(1,255か所×1回)を乗じた金額、⑤「かわさき市政だより(12～4月号)」の1か所当たりの配布団体への送達単価に送達予定か所数(1,255か所×5回)を乗じた金額、⑥「議会かわさき(11月1日号)」の1か所当たりの配布団体への送達単価に送達予定か所数(1,255か所×1回)を乗じた金額、⑦「かわさき市政だより」の1部当たりの個別配布単価に配布予定部数(3,000部×6回)を乗じた金額、⑧「議会かわさき」の1部当たりの個別配布単価に配布予定部数(3,000部×1回)を乗じた金額の総合計(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

ウ 契約単価金額は、積算内訳書に記入した1部当たりの各ポスティング単価、1か所あたりの各送達単価、1部当たりの各個別配布単価とします。

エ 1部または1か所当たりの単価は、小数点第2位までとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年10月7日(金)午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎13階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10とし、1円未満は切捨てとします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>)で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得に定めるところによります。

(3) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じとします。

川崎市公告第1040号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月16日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	宮前区内矢上川越水対策詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間	令和5年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「河川、砂防及び海岸・海洋部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。</p> <p>ア 管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）部門のいずれかの資格を有する者。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。</p> <p>イ 担当技術者は、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道）部門のいずれかの資格を有する者。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和4年10月25日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内道路維持（側溝・柵清掃その2）委託
	履 行 場 所	川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間	令和5年3月15日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」、種目「道路清掃」で登録されている者。</p> <p>(6) 川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること）を受けている者。</p> <p>(7) 東京都産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること）を受けている者。</p> <p>(8) バキューム車を保有している者。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和4年10月18日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
-------	----------------------------------

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和4年度登戸土地区画整理事業出来形確認測量調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地内
	履 行 期 間	令和5年3月15日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(4) 平成29年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した土地区画整理事業における出来形確認測量業務を元請として履行完了した実績を有する者。</p> <p>(5) 主任技術者は測量士及び土地区画整理士の資格を有する者。なお、主任技術者は受注者との間で直接的かつ恒常的に三か月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）にあること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和4年10月18日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	等々力緑地事業区域等測量業務委託
	履 行 場 所	川崎市中原区等々力地内他
	履 行 期 間	令和5年3月15日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和4年10月18日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1041号

(仮称)川崎市幸区塚越4丁目計画に係る
条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条第1項の規定により、標記事業に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和4年9月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

(写)

(仮称) 川崎市幸区塚越4丁目計画に
係る条例環境影響評価審査書

令和4年9月

川 崎 市

はじめに

(仮称)川崎市幸区塚越4丁目計画は、三井不動産レジデンシャル株式会社、野村不動産株式会社、日鉄興和不動産株式会社、総合地所株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、幸区塚越四丁目298番3号、4号の約1.6haの区域において、地上7階建ての共同住宅を新設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和4年5月6日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)は、これらの結果を踏まえ、条例第24条に基づき、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

目 次

1	指定開発行為の概要	1
2	審査結果	4
	(1) 全般的事項	4
	(2) 環境影響評価項目に関する事項	4
	ア 大気質	4
	イ 騒音	4
	ウ 振動	4
	エ 廃棄物等（建設発生土）	5
	オ 緑（緑の質、緑の量）	5
	カ 景観	5
	キ 日照阻害	5
	ク テレビ受信障害	5
	ケ コミュニティ施設	5
	コ 地域交通（交通安全、交通混雑）	6
	(3) 環境配慮項目に関する事項	6
	ア 地球温暖化対策	6
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過	6

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：三井不動産レジデンシャル株式会社

代表者：執行役員 横浜支店長 岡本 達哉

住 所：神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

名 称：野村不動産株式会社

代表者：住宅事業本部 神奈川事業部長 菅野 宏昭

住 所：東京都新宿区西新宿1丁目26番2号

名 称：日鉄興和不動産株式会社

代表者：常務取締役 住宅事業本部長 猪狩 甲隆

住 所：東京都港区赤坂1丁目8番1号

名 称：総合地所株式会社

代表者：代表取締役社長 関岡 桂二郎

住 所：東京都港区芝2丁目31番19号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 川崎市幸区塚越4丁目計画

種 類：住宅団地の新設（第3種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の4の項
に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：幸区塚越四丁目298番3号、4号

区域面積：約16,137 m²

用途地域：工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

共同住宅の新設

イ 土地利用計画

区 分	面積 (㎡)	割合 (%)
計画建築物	6,826	42.3
緑化地	3,119	19.3
専用庭	631	3.9
車路	1,080	6.7
歩行者通路	1,770	11.0
駐車場	1,242	7.7
駐輪場・バイク置場	587	3.6
その他	882	5.5
合 計	16,137	100.0

ウ 建築計画等

区分	北敷地概要	南敷地概要	合計
建築敷地面積	約 7,096 m ²	約 9,041 m ²	約 16,137 m ²
建築面積	約 3,666 m ²	約 3,578 m ²	約 7,244 m ²
建ぺい率	約 52%	約 40%	-
延べ面積	約 17,576 m ²	約 19,706 m ²	約 37,282 m ²
容積対象床面積	約 14,193 m ²	約 18,049 m ²	約 32,242 m ²
容積率	約 200%	約 200%	-
建築物高さ	約 20m (最高高さ ^{注1} : 約 21m)	約 20m (最高高さ ^{注1} : 約 21m)	-
階数	地上 7 階	地上 7 階	-
計画戸数	214 戸	262 戸	476 戸
構造	RC 造 (鉄筋コンクリ ート造)	RC 造 (鉄筋コンクリ ート造)	-
駐車台数	86 台 (機械式 52 台、平面 34 台)	105 台 (機械式 94 台、平面 11 台)	191 台 (機械式 146 台、平面 45 台)
バイク置場台数	11 台	14 台	25 台
駐輪台数	428 台	524 台	952 台
緑被率	約 25.1%		

注1) エレベーター塔屋を含めた高さ

2 審査結果

(1) 全般的事項

本指定開発行為は共同住宅を新設するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 大気質

計画地及び工事用車両ルートが学校、住宅等に近接していること、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が、短期暴露の指針値の上限に近いことから、窒素酸化物の排出量を低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 騒音

計画地及び工事用車両ルートが学校、住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境基準を超過していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

ウ 振動

計画地及び工事用車両ルートが学校、住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

エ 廃棄物等（建設発生土）

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

オ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

カ 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、景観形成方針を踏まえるとともに、市関係部署と協議すること。

キ 日照阻害

日影の影響を受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明をすること。

ク テレビ受信障害

工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ケ コミュニティ施設

児童・生徒数の増加により、義務教育施設の対応が必要なことから、市関係部署へ工期、入居予定状況等について早期に情報を提供すること。

コ 地域交通（交通安全、交通混雑）

計画地及び工事用車両ルートが学校、住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部が指定通学路となっていること、歩車分離がされていない区間があることから、交通安全を最優先するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

ア 地球温暖化対策

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずるよう努めること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和4年 5月 6日	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
5月 13日	条例準備書公告、縦覧開始
6月 27日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 8名、8通
8月 5日	条例見解書の受領
8月 15日	条例見解書の公告、縦覧開始
8月 29日	条例見解書の縦覧終了
9月 16日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

川崎市公告第1042号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年9月16日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区鷺沼1丁目24番3
ほか5筆の一部(第2工区)
2,948平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区鷺沼1丁目24番3
株式会社 持田企画 代表取締役 持田 実
- 3 予定建築物の用途
商業施設、一戸建ての住宅
計画戸数:1戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和3年7月28日
川崎市指令 ま宅審 (イ) 第35号

川崎市公告第1043号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年9月16日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
川崎駅西口ビル
川崎市幸区大宮町1310番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ミューザ川崎店舗部会
店舗部会長 青松 秀雄
川崎市幸区大宮町1310番
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

	氏名又は名称	代表者	住所
①	(空き区画)	—	—
②	(空き区画)	—	—

他計5者

(変更後)

	氏名又は名称	代表者	住所
①	ジャストカーテン	代表取締役 木村 明人	和歌山県和歌山市里 174-1

②	マツモトキョシ	代表取締役社長 松本 清雄	千葉県松戸市新松戸 東9番地1
---	---------	------------------	--------------------

他計7者

- 4 変更の年月日
令和4年7月13日 他
- 5 変更する理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によるもの
- 6 届出の年月日
令和4年9月13日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当
(川崎フロンティアビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和4年9月16日から令和5年1月16日の午前8時30分から午後5時まで。
ただし、土曜日及び日曜日、休日、12月29日から1月3日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
令和5年1月16日
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

川崎市公告第1044号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月21日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道宮崎21号線道路補修（打換）工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区宮崎2丁目6番地先
	履 行 期 間	契約日から90日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年10月6日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	市道殿町39号線ほか道路改良（電線共同溝）工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区殿町3丁目25番地先
	履 行 期 間	契約日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p>	

参 加 資 格	<p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年10月19日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 木月八幡公園ほか遊具更新工事
	履行場所 川崎市中原区木月4丁目14-4ほか
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>

参加資格	(9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年10月6日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	市道小杉町210号線道路補修(ショッピングモール)工事
	履行場所	川崎市中原区小杉町3丁目441番地先
	履行期間	契約日から令和5年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年10月6日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内市道宮内新横浜線舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上小田中2丁目35番地先
	履 行 期 間	契約日から110日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>ただし、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年10月6日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	JR武蔵小杉駅新規改札口への歩行者ルート整備工事
	履 行 場 所	川崎市中原区新丸子東3丁目地内
	履 行 期 間	契約日から330日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p>	

参加資格	<p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年10月19日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件名 都市計画道路柿生町田線道路築造（擁壁）工事
	履行場所 川崎市麻生区上麻生5丁目37番地先
	履行期間 契約日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「とび・土工」）を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年10月6日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名 狭あい道路舗装整備1号工事
	履行場所 川崎市川崎区、幸区、中原区及び高津区
	履行期間 令和4年10月24日から令和5年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年10月6日（必着） （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	狭あい道路舗装整備2号工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区、多摩区及び麻生区
	履 行 期 間	令和4年10月24日から令和5年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年10月6日(必着) (財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	久末大谷公園ほか遊具更新工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久末1570-2ほか
	履 行 期 間	契約日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p>	

参加資格	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「造園」)を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>ただし、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年10月7日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に付する事項	件名	令和4年度登戸土地区画整理事業区画道路6-22号線他道路築造等工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸2083番地先
	履行期間	契約日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>ただし、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年10月7日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名	田島小学校校舎改修その他その2工事
	履行場所	川崎市川崎区渡田1丁目20番1号
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年10月31日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件13)

競争入札に 付する事項	件 名 幸町小学校用務員作業所新築その他工事
	履 行 場 所 川崎市幸区中幸町2丁目17番地
	履 行 期 間 契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年10月19日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件14)

競争入札に 付する事項	件 名 港湾振興会館体育室床・壁改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島38番地1
	履 行 期 間 契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>

参加資格	<p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年10月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1045号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年9月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区宮前平3丁目2番1
914平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区馬絹3丁目12番11号
佐々木 隆
- 3 予定建築物の用途
診療所・物販店舗・事務所・共同住宅
計画戸数:21戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和3年12月15日
川崎市指令 宅審 (イ) 第82号
令和4年8月10日
川崎市指令 宅審 (イ) 第43号(変更)

川崎市公告第1046号

入札公告

令和4年9月26日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名
令和4年度 公立保育所給食室調理機器保守点検及び整備業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市内公立保育園 16カ園
 - (3) 履行期間
契約締結日から令和5年3月31日まで
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 入札期日において、川崎市「令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種名「施設維持管理」・種目名「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 平成27年4月1日以降に、本市又は他官公庁において類似業務を受託した実績を有すること。
- 3 一般競争入札参加申込み及び仕様書について
この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり一般競争入札参加申込書及び契約実績を証する契約書の写しを提出してください。
- (1) 提出場所
〒210-0005
川崎市川崎区東田町5番地4川崎市役所第3庁舎

14階

こども未来局保育事業部運営管理課

電 話 044-200-2660

F A X 044-200-3933

E-mail 45uneika@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和4年9月26日から令和4年9月30日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる書類（契約書の写し）

※書類の提出に不備がある場合、実績等の確認
ができないため無効となる場合がありますの
で御注意ください。

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 一般競争入札参加申込書及び仕様書等の入手方法

一般競争入札参加申込書及び入札説明書並びに仕様書等は、川崎市のホームページからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」（<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日時

令和4年10月5日 午後5時

ただし、川崎市「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和4年10月6日までに電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

「3(1)提出場所」に同じ。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)提出場所」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和4年10月6日から令和4年10月7日午後5時までとします。ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く、午前8時30分から午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、「5(4)質問受付方法」のいずれかの方法

により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXにより、以下の提出先に提出してください。（電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)提出場所」に電話にてご連絡ください。）

ア 持参

「3(1)提出場所」に同じ。

イ 電子メール

45uneika@city.kawasaki.jp

ウ FAX

044-200-3933

(5) 回答方法

質問があった場合、令和4年10月13日に競争入札参加資格を有するとした競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に「2 一般競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して下記の入札日時に持参してください。

イ 入札は税抜き総額で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時

令和4年10月21日 午前9時00分

イ 入札・開札場所

川崎市川崎区東田町5番地4川崎市役所第3庁舎13階こども未来局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金は、免除とします。
- (2) 前払金の要否
前払金はありません。
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、「3(1)提出場所」及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所」に同じです。
- (5) 業務の詳細、競争入札参加申込書、質問書、入札説明書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1047号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名
令和4年度川崎市内公立保育所等園庭遊具保守点検業務委託
- (2) 履行場所
川崎市内公立保育園 20カ園
地域子育て支援センター 5カ所
- (3) 履行期間
契約締結日から令和5年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 入札期日において、川崎市「令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種名「その他業務」・種目名「その他」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 平成27年4月1日以降に、本市又は他官公庁において類似業務を受託した実績を有すること。
- (5) 点検者が「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」または「公共施設保守点検技士」の資格を有し、かつ、点検者との直接雇用関係があること。

3 一般競争入札参加申込み及び仕様書について

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり一般競争入札参加申込書、契約実績を証する契約書の写し、点検者が「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」または「公共施設保守点検技士」の資格を有し、かつ、点検者との直接雇用関係があることを証する書類を提出してください。

(1) 提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4川崎市役所第3庁舎14階

こども未来局保育事業部運営管理課

電 話 044-200-2660

F A X 044-200-3933

E-mail 45uneika@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和4年9月26日から令和4年9月30日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる書類(契約書の写し)

ウ 点検者が「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」または「公共施設保守点検技士」の資格を有し、かつ、点検者との直接雇用関係があることを証する書類

※書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 一般競争入札参加申込書及び仕様書等の入手方法

一般競争入札参加申込書及び入札説明書並びに仕様書等は、川崎市のホームページからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index>))

html)の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日時

令和4年10月5日 午後5時

ただし、川崎市「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和4年10月6日までに電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

「3(1)提出場所」に同じ。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)提出場所」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和4年10月6日から令和4年10月7日午後5時までとします。ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く、午前8時30分から午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、「5(4)質問受付方法」のいずれかの方法により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXにより、以下の提出先に提出してください。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)提出場所」に電話にてご連絡ください。)

ア 持参

「3(1)提出場所」に同じ。

イ 電子メール

45uneika@city.kawasaki.jp

ウ FAX

044-200-3933

(5) 回答方法

質問があった場合、令和4年10月13日に競争入札参加資格を有するとした競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に「2 一般競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなっ

たとき。

(2) 一般競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して下記の入札日時に持参してください。

イ 入札は税抜きの総額で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時

令和4年10月21日 午前10時00分

イ 入札・開札場所

川崎市川崎区東田町5番地4川崎市役所第3庁舎13階こども未来局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手續等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、免除とします。

(2) 前払金の要否

前払金はありません。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、「3(1)提出場所」及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

- (4) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所」に同じです。
- (5) 業務の詳細、競争入札参加申込書、質問書、入札説明書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1048号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市広報掲示板(公園等51件)撤去委託
- (2) 履行場所 本市が指定する場所
- (3) 履行期限 令和5年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。
- (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

・「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市総務企画局シティプロモーション推進室

電話 044-200-2281 FAX 044-200-3915

E-mail 17koho@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年9月26日(月)から令和4年10月3日(月)まで

(ただし、土・日曜を除く。)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)

(3) 提出方法 持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所 3(1)と同じ

(2) 日時 令和4年10月5日(水)午後1時から午後5時まで

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで配信されます。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先 3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和4年10月5日(水)から令和4年10月7日(金)まで

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAXによります。持参先等は3(1)に同じ。なお、電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

(5) 回答方法

令和4年10月11日(火)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書

類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年10月14日（金）午前11時30分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎13階総務企画局
会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(URLは3に記載)で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得に定める

ところによります。

(3) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じとします。

川崎市公告第1049号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 川崎市広報掲示板（道路95件）撤去委託

(2) 履行場所 本市が指定する場所

(3) 履行期限 令和5年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。

(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」種目「舗装」に登録されていること。

(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

(6) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

・「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市総務企画局シティプロモーション推進室

電話 044-200-2281 FAX 044-200-3915

E-mail 17koho@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間
令和4年9月26日(月)から令和4年10月3日(月)まで
(ただし、土・日曜を除く。)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)
- (3) 提出方法 持参
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 場所 3(1)と同じ
- (2) 日時 令和4年10月5日(水)午後1時から午後5時まで
ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで配信されます。
- 5 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先 3(1)と同じ
- (2) 質問受付期間
令和4年10月5日(水)から令和4年10月7日(金)まで
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
持参、電子メール、FAXによります。持参先等は3(1)に同じ。なお、電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。
- (5) 回答方法
令和4年10月11日(火)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 6 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時 令和4年10月14日(金)午前10時30分
- イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎13階総務企画局会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参とします。
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 8 契約手続等
- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(URLは3に記載)で閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ

ります。

- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得に定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じとします。

川崎市公告第1050号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 産業廃棄物(汚泥)収集運搬・処分業務
- (2) 履行場所 川崎市立学校
- (3) 履行期間 契約日～令和5年3月31日
- (4) 業務概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、地域区分「市内又は「準市内」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」に記載されていること。
- (4) 本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績が過去5年以内にあること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室 管理担当 平井

電話 044-200-3314

FAX 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年9月26日(月)～令和4年9月30日(金)

9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参

4 資料の閲覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

(1) 積算用資料

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により、令和4年10月4日(火)までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認められた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和4年10月4日(火)～令和4年10月7日(金)

9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認められた者から質問があった場合、令和4年10月14日(金)までに、入札参加資格があると認められた者に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
 - 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
 - (1) 入札方法 持参による紙入札
 - (2) 入札・開札の日時 令和4年10月28日(金) 10時00分
 - (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎11階会議室
 - (4) 入札保証金 免除
 - (5) 入札の無効
 - 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。
 - (6) 落札者の決定等
 - 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。
- 9 契約手続等
 - (1) 契約書の作成 要
 - (2) 契約保証金 免除
 - (3) 前払金 否
- 10 その他
 - (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
 - (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
 - (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 - (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
 - (5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第1051号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件名 土木工事設計積算システムに係るコンピュータの賃貸借
 - (2) 履行場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎3階ほか
 - (3) 履行期限 令和5年6月1日から令和10年5月31日まで

- (4) 調達概要 入札説明書によります。
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
 - この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」種目「事務用機器」で登録されていること。
 - (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
 - (5) この調達物品を契約締結後、確実かつ速やかに納入することができること。
 - (6) この調達物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先
 - この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格の確認申請をしなければなりません。
 - (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
 - 〒210-0007
 - 川崎市川崎区駅前本町12番地1 川崎駅前タワー・リパーク17階
 - 建設緑政局総務部技術監理課 担当 柏木
 - 電話 044-200-2791(直通)
 - FAX 044-200-3973
 - 電子メールアドレス 53gikan@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
 - 令和4年9月26日(月)から令和4年10月3日(月)まで
 - (閉庁日を除く毎日9時から17時まで)
 - (3) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し
 - (4) 提出方法
 - 持参
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
 - 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、審査を経て入札参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「製造の請負・物件の供給等」の委任先メールアドレスに、令和4年10月7日(金)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。
- 5 仕様に関する問い合わせ

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和4年10月7日(金)から令和4年10月12日(水)まで

(閉庁日を除く毎日9時から17時まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)に記載するFAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付した際には、その旨担当まで電話で御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、令和4年10月17日(月)までに、全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

なお、回答後の再質問は受け付けません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

本契約に要する60か月の経費総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載の上、持参してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年10月20日(木) 14時00分

イ 場所

川崎市川崎区駅前本町12番地1 川崎駅前タワー・リパーク17階
建設緑政局会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効

な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) その他問い合わせ窓口は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1052号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 浮島処理センター適正搬入等管理業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1

(3) 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで

(4) 業務概要

ア 搬入車両の計量業務

イ 搬入車両へごみ投入扉の指示等を行うプラットホーム監視業務

ウ ビット前清掃や車両に指示等を行うビット前業務

エ 搬入車両が搬入する内容物に関して不適正な搬入を未然に防止するために行う内容物審査機操作等業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に記載されていること。
- (4) 本市、他官公庁において、適正搬入等管理業務(廃棄物処理施設の管理運営業務を含む。)の契約実績を有すること。
- (5) フォークリフト運転技能講習修了者を有している人員を配置できること。
- (6) 業務の全部又は一部を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 中山、岩井
電話 044-200-2576(直通)
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和4年9月26日(月)から令和4年10月3日(月)9時から17時まで
(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和4年10月11日(火)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和4年10月11日(火)9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和4年10月11日(火)から令和4年10月25日(火)
9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ(ただし土、日曜及び12時から13時の間は除く。)
- (4) 回答方法
令和4年11月1日(火)
全社に文書(電子メール又はFAX)にて送付します。

6 現場説明

競争参加資格を有すると認められた業者のうち希望する業者については、次により現場説明を実施します。
なお、日時については本市が指定し、1社ごとに説明を行います。

- (1) 日時 令和4年10月14日(金)から10月18日(火)までの期間で本市が指定する日時(土、日曜の間は除く。)
- (2) 集合場所 浮島処理センター
- (3) 所要時間 現場説明に要する時間は、1施設1時間程度を予定しています。
詳細については、後日入札参加業者と協議します。

7 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和4年11月15日(火)9時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除

- (6) 入札の方法 税抜き総額での入札とします。
- (7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)
※ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問合せ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。
特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御覧ください。

川崎市公告第1053号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター適正搬入等管理業務委託

- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務概要
ア 搬入車両の計量業務
イ 搬入車両へごみ投入扉の指示等を行うプラットホーム監視業務
ウ ピット前清掃や車両に指示等を行うピット前業務
エ 搬入車両が搬入する内容物に関して不適正な搬入を未然に防止するために行う内容物審査機操作等業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登載されていること。
- (4) 本市、他官公庁において、適正搬入等管理業務(廃棄物処理施設の管理運営業務を含む。)の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部又は一部を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 中山、岩井
電話 044-200-2589(直通)
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和4年9月26日(月)から令和4年10月3日(月)9時から17時まで
(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和4年10月11日(火)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和4年10月11日(火)9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和4年10月11日(火)から令和4年10月25日(火)
9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ(ただし土、日曜及び12時から13時の間は除く。)
- (4) 回答方法
令和4年11月1日(火)
全社に文書(電子メール又はFAX)にて送付します。

6 現場説明

競争参加資格を有すると認められた業者のうち希望する業者については、次により現場説明を実施します。
なお、日時については本市が指定し、1社ごとに説明を行います。

- (1) 日時 令和4年10月19日(水)から10月21日(金)までの期間で本市が指定する日時
- (2) 集合場所 浮島処理センター
- (3) 所要時間 現場説明に要する時間は、1施設1時間程度を予定しています。
詳細については、後日入札参加業者と協議します。

7 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和4年11月15日(火)10時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 入札の方法 税抜き総額での入札とします。
- (7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)
※ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問合せ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。
特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎

市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御覧ください。

川崎市公告第1054号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター空気圧縮機点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和5年3月17日まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されている空気圧縮機の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種業務の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。
- (6) 業務に必要な三井精機工業株式会社認定コンプレッサー技士を配置できること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)、(6)の書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013
川崎市麻生区王禅寺1285番地 王禅寺処理センター
技術係 鈴木、秋山、山口
電話 044-966-6135 F A X 044-951-

0314

※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和4年9月26日(月)から令和4年9月30日(金)9時から17時まで

(12時から13時までの間は除く。)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

- ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し及び2(6)の資格証の写し
- イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和4年10月7日(金)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和4年10月7日(金)9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和4年10月7日(金)9時から令和4年10月12日(水)17時まで

(持参する場合、日曜日及び12時から13時までの間は除く)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

令和4年10月17日(月)に全社に電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和4年10月20日(木)11時
- (3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター 3階会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とする。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1055号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約名 学校給食申込書等の作製及び封入業務委託契約
 - (2) 履行期間 契約締結日から令和5年2月28日(火)まで
 - (3) 委託業務の概要 「学校給食申込書等の作製及び封入業務委託契約仕様書」(以下「仕様書」という。)及び「学校給食申込書等の作製及び封入業務委託契約 入札説明書」(以下「入札説明書」という。)によります。
 - (4) 履行場所 川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 他
- 2 入札参加資格
- 本件入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしている必要があります。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 令和3・4年度川崎市委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「印刷デザイン」に登載されていること。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- 3 入札参加資格確認申請書等の提出場所及び問合せ先
- 本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書(様式1)」を提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 担当：高橋
電話 044-200-2539(直通)
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
令和4年9月26日(月)から令和4年10月3日(月)17時まで
 - (3) 提出物
入札参加資格確認申請書
 - (4) 入札参加資格確認申請書の提出方法
郵送又は電子メールによる送付とします。
郵送の場合は、配達記録が残る方法により郵送してください。
電子メールによる送付の場合は、pdf形式のファイルを送付するものとし、併せて原本を郵送にて送付ください。電子メールに添付したpdfファイルの

到達をもって入札参加資格確認申請書の提出といたします。また、電子メールを送付した際に上記問合せ先電話番号宛てにその旨御一報ください。

(5) 仕様書等の配布

本件入札に係る仕様書及び入札説明書は、令和4年10月3日(月)の17時まで、「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)においてダウンロードにより配布します。

4 入札の手続

(1) 日程の概要

入札手続の日程概要は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認通知書の送付

令和4年10月5日(水)

イ 仕様等に関する質問の提出期限

令和4年10月12日(水)

ウ 仕様等に関する質問への回答

令和4年10月19日(水)

エ 入札及び開札

令和4年10月24日(月)

(2) 日程の詳細

日程の詳細は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認通知書の送付

入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、次のとおり「入札参加資格確認通知書(様式2)」を送付します。

(ア) 送付日

令和4年10月5日(水)

(イ) 送付方法

電子メールにより送付します。

イ 仕様等に関する質問

(ア) 質問の方法

入札説明書及び仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「質問書(様式3)」に必要事項を記入の上、3(1)の問合せ先のアドレス宛てに電子メールで送付してください。

(イ) 質問の受付期間

令和4年10月12日(水)17時まで(必着)

(ウ) 回答

令和4年10月19日(水)までに、質問者名を伏せた上で、全ての質問への回答を全参加者宛てに電子メールで送付します。なお、入札参加資格がない者からの質問には回答しません。

ウ 入札及び開札

(ア) 入札の方法等

a 入札は総価で行います。

b 入札書に記載する金額には、法令所定の

消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。

c 入札は所定の入札書をもって行います。

入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。

d 入札書の提出方法は、持参とします。

(イ) 入札及び開札の日時等

a 日時

令和4年10月24日(月) 14時30分

b 場所

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所
第3庁舎15階 第3会議室

(ウ) 入札保証金

入札保証金を要します。ただし、川崎市契約規則第9条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

(エ) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(オ) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約手続等

(1) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の契約関係規程において閲覧することができます。

6 その他

(1) 言語及び通貨

本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 本公告に定めのない事項

本公告に定めるもののほか、本件入札に関する事項は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第1056号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約名

学校給食申込書等データセットアップ業務委託契約

(2) 履行期間

契約締結日から令和5年7月31日まで

(3) 履行場所

ア 学校給食申込書の各市立学校からの回収
川崎市立小学校及び特別支援学校

イ 口座振替納付依頼書の健康給食推進室からの回収

川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命ビル10階
教育委員会事務局健康給食推進室

ウ 学校給食申込書及び口座振替納付依頼書に記載された情報のパンチ入力・データ作成
受注者の事業所等

(4) 委託業務の概要

「学校給食申込書等データセットアップ業務委託契約 仕様書」(以下「仕様書」という。)及び「学校給食申込書等データセットアップ業務委託契約 入札説明書」(以下「入札説明書」という。)によります。

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしている必要があります。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」種目「データ入力」に記載されていること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の配布・提出場所及び問合せ先

本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書(様式1)」を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 担当：高橋

電話 044-200-2539(直通)

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年9月26日(月)から令和4年10月3日(月)まで

休庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで

(3) 提出物

入札参加資格確認申請書

(4) 入札参加資格確認申請書の提出方法

郵送又は電子メールによる送付とします。

郵送の場合は、配達記録が残る方法により郵送してください。

電子メールによる送付の場合は、pdf形式のファイルを送付するものとし、併せて原本を郵送にて送付ください。電子メールに添付したpdfファイルの到達をもって入札参加資格確認申請書の提出といたします。また、電子メールを送付した際に上記問合せ先電話番号宛てにその旨御一報ください。

(5) 仕様書等の配付

本件入札に係る仕様書及び入札説明書は、令和4年10月3日の17時まで、「入札情報かわさき」においてダウンロードにより配布します。

4 入札の手続

(1) 日程の概要

入札手続の日程概要は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認結果通知書の送付

令和4年10月5日(水)

イ 仕様等に関する質問の提出期限

令和4年10月12日(水)

ウ 仕様等に関する質問への回答

令和4年10月19日(水)

エ 入札及び開札

令和4年10月24日(月)

(2) 日程の詳細

日程の詳細は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認結果通知書の送付

入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、次のとおり「入札参加資格確認結果通知書(様式2)」を送付します。

(ア) 送付日

令和4年10月5日(水)

(イ) 送付方法

電子メールにより送付します。

イ 仕様等に関する質問

(ア) 質問の方法

入札説明書及び仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「質問書(様式3)」に必要事項を記入の上、3(1)の問合せ先のアドレス宛てに電子メールで送付してください。

なお、送付の際は、必ず受信確認を要求してください。

(イ) 質問の受付期間

令和4年10月5日(水)9時から令和4年10月12日(水)17時まで

(ウ) 回答

令和4年10月19日(水)17時までに、全参加者宛てに電子メールで送付します。

ウ 入札及び開札

(ア) 入札の方法等

a 入札は総価で行います。

b 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。

c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。

d 入札書の提出方法は、持参とします。

(イ) 入札及び開札の日時等

a 日時

令和4年10月24日(月) 午後3時半

b 場所

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎15階第3会議室

(ウ) 入札保証金

入札保証金を要します。ただし、川崎市契約規則第9条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

(エ) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。

(オ) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(カ) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(キ) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約手続等

(1) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の契約関係規程において閲覧することができます。

6 その他

(1) 言語及び通貨

本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 本入札説明書に定めのない事項

本入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第1057号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

災害情報カメラ(井田病院)賃貸借契約

(2) 履行場所

川崎市中原区井田2-27-1 川崎市立井田病院
川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎

(3) 履行期間

令和5年1月1日から令和11年12月31日まで

(4) 調達概要

入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 令和3・4年度川崎市「製造の請負・物品の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に記載されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 過去5年間に国又は地方公共団体において、賃貸借に関する同程度の規模の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎7階
危機管理本部危機管理部 災害システム担当
電話 044-200-2856(直通) FAX 044-200-3972 E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
令和4年9月26日(月)から令和4年10月3日(月)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和4年10月4日(火)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時までを除きます。
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
実施しません。
 - (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
令和4年10月6日(木) 午後1時から午後5時

- まで
- ただし、製造の請負・物品の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。
- (2) 場所
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- 6 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
 - (2) 質問受付期間
令和4年9月26日(月)から令和4年10月6日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和4年10月7日(金)午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時までを除きます。
 - (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
 - (4) 質問受付方法
持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)ア 電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3972
ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。
 - (5) 回答方法
令和4年10月13日(木)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
ア 入札は、総価で行います。入札者は月額賃貸借料(税抜き1円未満を切り捨てた額)を月数で乗じた見積り金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%（1円未満切捨て））を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出方法

ア 提出日時 令和4年10月21日（金） 午後1時30分

イ 提出場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎7階災害対策本部事務局室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページから

ダウンロードできます。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第1058号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市民プラザ照明器具交換等業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区新作1-19-1 川崎市民プラザ

(3) 履行期間

契約日から令和5年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市民プラザの屋内広場等の照明器具の交換などを行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されている者であること。

(3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや実績一覧表等）を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティア

ビル9階

市民文化局市民生活部企画課

電話 044-200-2153 (直通)

FAX 044-200-3707

E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年9月26日(月)から令和4年9月30日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和4年10月4日(火) 午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和4年10月4日(火)午前9時から令和4年10月6日(木)正午までとします。ただし、平日の正午から午後1時まで、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25kikaku@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3707

(5) 回答方法

令和4年10月7日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続き等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する 金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年10月14日(金)午後2時

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格を もって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1059号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
川崎市民プラザ庭園危険木等伐採業務委託
- (2) 履行場所
川崎市高津区新作1-19-1 川崎市民プラザ
- (3) 履行期間
契約日から令和5年2月28日まで
- (4) 業務概要
市民プラザ敷地内において、ナラ枯れ等により倒木や落枝のおそれがある樹木があるため伐採等をするもの。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」に登録されている者であること。
- (3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや実績一覧表等）を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部企画課

電話 044-200-2153（直通）

FAX 044-200-3707

E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和4年9月26日（月）から令和4年9月30日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く）

- (3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会

実施しません。

- (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和4年10月4日(火)午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和4年10月4日(火)午前9時から令和4年10月6日(木)正午までとします。ただし、平日の正午から午後1時まで、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25kikaku@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3707

(5) 回答方法

令和4年10月7日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年10月14日(金)午後4時

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1060号

(案件1)

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月26日

競争入札に付する事項	件 名	緑橋ほか6橋耐震補強設計委託
	履行場所	崎市多摩区宿河原3丁目6番地先ほか6箇所
	履行期間	令和5年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。 ア 管理技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を有する者。 イ 照査技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート）部門のいずれかの資格を有する者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和4年10月25日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1061号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 行政手続オンライン化に伴うRPA導入支援業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワーリパーク8階
健康福祉局総務部保健福祉システム課ほか
- (3) 履行期間 令和4年11月1日から令和5年3月31日まで。
- (4) 委託の概要
仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に登録されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 過去3年間に本市又はその他の官公庁において類似の契約の実績があること。
- 3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
- 入札説明書及び委託仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。
- (1) 提出場所及び問い合わせ先
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワーリパーク8階
健康福祉局総務部保健福祉システム課
電話 044-200-3655 FAX 044-200-3988
e-mail 40system@city.kawasaki.jp
 - (2) 公開・提出期間
令和4年9月26日(月)から令和4年10月6日(木)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）及び平日の正午から午後1時までを除きます。
 - (3) 提出書類
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 類似契約の契約書及び仕様書等の写し

- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便で期間内必着)
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 場所 3(1)に同じ
- (2) 日時 令和4年10月7日(金)午後1時から午後5時まで
ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで送信します。
- 5 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先 3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
令和4年10月7日(金)から令和4年10月13日(木)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)、平日の正午から午後1時までを除きます。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
電子メール又は郵送によります。郵送の場合は5(2)の期間内に必着のこと。
- (5) 回答方法
令和4年10月14日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 6 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
ライセンス、導入支援業務及びシナリオ作成業務等役務に関する全ての費用を含む総額で行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとします。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札日時 令和4年10月21日(金)午前10時00分
- イ 入札場所 川崎市幸区堀川町580
ソリッドスクエア西館10階 10E会議室
- (3) 入札書の提出方法 持参とします。
- (4) 入札保証金 免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 8 開札に立ち会う者に関する事項
開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。
- 9 再度入札の実施
落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。
- 10 契約手続等
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金は次のとおりとします。
- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 前払い金の要否
前払い金はありません。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」で閲覧することができます。
- 11 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (4) 支払いについては、業務完了後の一括払いとしま

す。

川崎市公告第1062号

入 札 公 告

令和4年9月26日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

海底トンネル通信及びラジオ再放送設備保守点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区千鳥町9-9ほか

(3) 履行期間

契約日から令和5年3月17日まで

(4) 業務概要

本業務委託は、海底トンネル内の情報伝達装置である拡声装置、ラジオ再放送、通信設備を正常かつ良好に維持するため保守点検を行う。

委託設備

- ・ 拡声放送設備：拡声放送架、放送操作卓 1式
ホーンスピーカ 車道部 123台
人道部 42台
- ・ ラジオ再放送設備：再放送架4面、受信アンテナ7本
- ・ 通信設備：共用装置架1式、無線端子箱3面
誘導線・漏洩同軸ケーブル1式

詳細は、「海底トンネル通信及びラジオ再放送設備保守点検業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。
- (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」または「準市内」で登録されている者。
- (5) 本件対象となる設備の保守点検業務実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和4年9月26日（月）から令和4年9月30日（金）までとします（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 上記2(5)の実績を確認できる書類等の写し（契約書の写し等）

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和4年10月7日（金）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除きます。）

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和4

年10月7日(金)までに競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年10月11日(火)午前9時から令和4年10月13日(木)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和4年10月20日(木)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年10月25日(火) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第1063号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区子母口字富士見田954番1

ほか13筆の一部

929平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市高津区子母口1005番地1

内山 岩男

3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数:15戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和4年3月30日

川崎市指令 宅審(イ)第115号

令和4年8月24日

川崎市公告第1064号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 宮前区内道路維持(除草その2)委託

(2) 履行場所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内

(3) 履行期限 契約日から令和5年3月31日まで

(4) 業務概要 本委託は、川崎市宮前区役所道路公園センター管内において歩行者及び車両通行の安全を図るため、県道、市道の

除草、樹木剪定を行うものです。

- ・樹木剪定 (A) (高木・冬期せん定
幹周60cm未満) N=20本
- ・樹木剪定 (B) (高木・冬期せん定
幹周60cm以上120cm未満) N=20本
- ・除草 (A) (機械除草・飛び石防護
有り、集草、積込運搬含む) A=
8,000㎡
- ・除草 (B) (人力除草、集草、積込運
搬含む) A=2,000㎡

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」、種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録され、かつ地域区分が市内で、企業規模が中小企業である者。

3 一般入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒216-0003 川崎市宮前区有馬2丁目6番4号
川崎市宮前区役所道路公園センター
電 話：044-877-1661
F A X：044-877-9429
E-Mail：69doukan@city.kawasaki.jp
※入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- (2) 配布・提出期間
令和4年9月26日(月)から令和4年9月30日(金)
午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)
- (3) 提出書類
ア 入札参加申込書
- (4) 提出方法
持参

4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付

- (1) 交付場所
入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書及び仕様書を令和4年10月7日(金)

までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合はF A Xで送付します。

5 仕様に関する問合せ

- (1) 質問受付方法
電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail：69doukan@city.kawasaki.jp

F A X：044-877-9429

(2) 質問受付期間

令和4年10月7日(金)午前9時から令和4年10月13日(木)午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和4年10月17日(月)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札方法
持参による入札
- (2) 入札の日時・場所
ア 日時 令和4年10月27日(木)午前10時00分
イ 場所 川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所第4会議室
- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 開札の日時・場所
7(2)に同じ
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ

れを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

(案件1)

は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第1065号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月28日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件名	橘高等学校プールろ過設備改修工事
	履行場所	川崎市中原区中丸子562番地
	履行期間	契約の日から令和5年2月28日まで
参加資格	(1)	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)	次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。
	(4)	令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
	(5)	令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。
	(6)	令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。
	(7)	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
	(8)	有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9)	管工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(10)	主任技術者（業種「管」）を配置できること。
	(11)	「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年10月21日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 戸手小学校プールろ過設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市幸区戸手本町1丁目165番地
	履 行 期 間 契約の日から令和5年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年10月21日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 玉川小学校プールろ過設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市中原区北谷町32番地
	履 行 期 間 契約の日から令和5年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>

参加資格	(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年10月21日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 大宮町ポンプ場水中ポンプ更新工事
	履 行 場 所 川崎市幸区大宮町31番18号
	履 行 期 間 契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年10月17日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	渡田第1公園管理柵更新工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区渡田東町5-1
	履 行 期 間	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年10月13日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1066号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年9月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区平四丁目1578番1
ほか7筆の一部
2,913平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市戸塚区川上町88番地1 東横ビル東戸塚3階
ティ・ワークス株式会社 代表取締役 二村 淳一

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数: 16戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和3年2月12日

川崎市指令 ま宅審(イ)第107号

令和4年5月20日

川崎市指令 ま宅審(イ)第18号(変更)

川崎市公告第1067号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	投票用記載台の調達
	履 行 場 所	物品配送先一覧のとおり
	履 行 期 間	令和5年3月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参加資格	(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「選挙用品」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成24年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること、またはこの物品に係るメーカー、販売代理店の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2092
入札日時等	令和4年10月31日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和4年10月頃）を要します。

川崎市公告第1068号

令和4年9月30日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名 和4年度消防艇うみかぜ上架整備
	履行場所 請負者工場ほか
	履行期間 令和5年3月30日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成24年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2092
入札日時等	令和4年11月2日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1069号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市宮前区野川本町2-24-29-602 今西 竜一		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区野川本町三丁目773番1、773番3 775番1、776番3、無地番の各一部 別図省略		
幅 員	4.00メートル	延 長	4.159メートル
	以下余白		以下余白

川崎市指令ま建指 第608号

廃止年月日

令和4年
9月30日

川崎市公告第1070号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	とんびいけ公園園路ほか整備設計業務委託
	履行場所	川崎市麻生区栗木台3丁目1
	履行期間	令和5年3月15日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルサント」種目「造園部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和4年11月1日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	令和4年度登戸土地区画整理事業基準点測量等業務委託
	履行場所	川崎市多摩区登戸地内
	履行期間	令和5年3月15日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。 (6) 次の各要件を満たす者を配置すること。 ア 主任技術者及び委託業務代理人として、測量士の資格取得後、基準点測量に関し1年以上の実務経験を有する者1名、もしくは地理空間情報専門技術(測量専門技術)基準点測量(2級以上)の認定を有する者1名を配置すること。 なお、主任技術者と委託業務代理人の兼務は可能とする。 イ その他の技術者として、測量士又は測量士補の資格取得後、基準点測量に関し1年以上の実務経験を有する者を3名以上配置すること。 ただし、「基準点測量」とは基本測量(高度地域基準点測量、国土調査に伴う基準点(四等三角点設置)測量、基準点改測、三角点改測、高度基準点測量、地域基準点測量)及び公共測量(1級基準点測量、街区基準点(街区三角点)測量、2級基準点測量)を対象とします。 (用地測量、路線測量、現地測量、街区点測量等に含まれる基準点測量は対象外です。)	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和4年11月1日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 令和4年度川崎市空中写真測量委託
	履行場所 川崎市全域
	履行期間 令和5年3月15日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「航空測量」で登録されている者。 (4) 平成29年度から令和3年度において、事業者として、国土交通省公共測量作業規程（作業規程の準則）に基づき、エリアセンサー型デジタル航空カメラを用いて撮影された画像データをもとに、写真地図を作成した実績を有すること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和4年11月1日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1071号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年9月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区南野川一丁目2801番6
ほか4筆の一部
885平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区鷺沼一丁目15番地16
株式会社 SKビジネスサポート 代表取締役 田畑 誠
- 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：6戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和3年10月15日

川崎市指令 ま宅審（イ）第66号

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第277号

一般競争入札について次のとおり公示します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 競争入札に付する事項
 - 件名
ビデオ硬性挿管用喉頭鏡貸借契約
 - 履行場所
川崎市川崎区南町20番地7 消防局川崎消防署他
 - 履行期間
令和4年12月1日から令和8年11月30日まで

(4) 調達概要

救急隊が救急現場等で使用するビデオ硬性挿管用
喉頭鏡の賃貸借契約

詳細は「入札説明書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給
等有資格業者名簿」の業種「リース」、種目「その他」
に登録されており、かつA又はBの等級に格付けさ
れていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (4) 納入した物品に対して、修理、部品供給等のアフ
ターサービスを、本市の求めに応じて迅速に実施で
きる体制を有すること。
- (5) 過去5か年に、本市又は他官公庁において同等機
器の賃貸借契約の実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び
問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加
の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

郵便番号210-8565

川崎市川崎区南町20番地7

消防局警防部救急課救急指導係(消防局総合庁舎
7階)

電話 044-223-2627(直通)

Email:84kyukyu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年10月11日から令和4年10月17日まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午
後1時を除く)

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)を証する契約書の写し等書類

(4) 提出方法

持参とします。

(5) 入札仕様書の配布

一般競争入札参加資格確認申請書の配布に併せ
て、無償で仕様書及び入札説明書を交付します。ま
た、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書等は、
川崎市インターネットホームページ「入札情報かわ
さき」の「入札公表(物品、財政局)」からダウン
ロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、一般競争入札
参加資格確認申請書を提出した者に令和4年10月19日
までに、ファクシミリ又は電子メールで送付します。

5 仕様等に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 質問書受付日

令和4年10月19日(水)午前9時00分から

(3) 質問書受付締切日

令和4年10月24日(月)午後5時00分まで

(4) 回答日

令和4年10月28日(金)午後3時00分までに参加
者宛て文書(ファクシミリ又は電子メール)にて送
信します。

6 カタログの提出について

入札参加資格があると認められた者は、導入予定機
種の名称及び仕様等のカタログを3(1)の場所に、令和
4年10月24日午後5時00分までに提出してください。
また、入札日の前日までの間において、提出したカタ
ログに対し、本市から説明を求められたときには、こ
れに応じなければなりません。

7 競争参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次
のいずれか又は複数に該当するときは、この入札に参
加することはできません。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載を
したとき。

8 入札手続き等

(1) 入札方法

入札は入札書にて総額(税抜き)で行うこととし
ます。見積もった月額賃貸借料の110分の100に相
当する金額に賃貸借期間(48か月)を乗じた額を入
札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 提出日時

令和4年11月2日(水)14時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区南町20番地7 消防局総合庁舎7
階第2会議室

(3) 入札の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入
札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低
価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加資格者心得」第7条に該当す
る入札は無効とします。

9 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎
市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 支払方法

貸借料については、月額支払とします。

(3) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得
は、川崎市インターネットホームページ「入札情報
かわさき」の「契約関係規定」から閲覧することが
できます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日
本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ

(3) 発注者は、翌年度以降における所要の予算の当該
金額について減額又は削除があった場合は、この契
約を変更又は解除することができるものとします。

この規定により発注者がこの契約を解除し、受注
者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償
を発注者に対して請求できるものとし、この場合
における補償額は、双方で協議して定めるものとしま
す。

川崎市公告（調達）第278号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 令和4年度川崎市ホームページリニューアル
分類設計支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市総務企画局

シティプロモーション推進室等

(3) 履行期限 契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 業務概要

構築から9年目となる川崎市ホームページについ
ては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影
響でアクセス数が急増する中、コンテンツ数の増加
とともに、情報に到達するまでに多くのクリックが
必要となり、コンテンツ数に対応した分類構成にな
っておらず、検索性が低下しているなどの課題が指
摘されている。

このため、令和5年度実施予定のリニューアルに
向けて、全ての利用者にとってわかりやすく使いや
すい川崎市ホームページとなるよう検討を進めてい
る。

本件においては、本市が目指すべきホームペー
ジリニューアルを具体化するために必要な情報分類の
見直し作業について支援業務を委託するものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべ
て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
業種「電算関連業務」種目「その他の電算関連業務」
で搭載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(4) 過去10年間に公共機関（国の機関、地方公共団
体をいう。）のホームページにおいて、分類見直し
支援を含む業務の実施経験が2件以上あり、誠実に
履行した実績を有すること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の
配布及び提出

川崎市ホームページにおいて、一般競争入札参加資
格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説
明書を公開します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により所
定の一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)の類似
の契約実績を証する書類（契約書及び仕様書の写し等
業務内容がわかる資料）を持参又は郵送により提出し
てください。

・「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁
舎11階

総務企画局シティプロモーション推進室広報担当
電話 044-200-3606 FAX 044-200-3915
e-mail 17hoso@city.kawasaki.jp

(2) 公開・提出期間

令和4年10月11日(火)から令和4年10月18日(火)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出方法 持参又は郵送(配達記録が残るもので受付期間必着)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所 3(1)に同じ

(2) 日時 令和4年10月19日(水)午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで送信します。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先 3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年10月20日(木)から令和4年10月21日(金)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又は郵送によります。

なお、電子メール又は郵送で送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(2)の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和4年10月24日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年10月28日(金)午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎15階 第2会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金 免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。

9 その他

関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所及び問い合わせ先」と同じ。

川崎市公告(調達)第279号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称及び数量
学校タブレットPC充電保管庫 158台
- 2 契約に関する事務担当部局
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和4年9月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
サウンドハウス
佐々木 正一
川崎市中原区新城1丁目12番12号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
18,944,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年7月25日

川崎市公告(調達)第280号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約
(令和5年3月31日導入分)
 - (2) 履行場所
川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎 他
 - (3) 履行期間
令和5年3月31日から令和10年3月30日まで
 - (4) 調達物品の概要
入札説明書によります。
- 2 競争参加資格に関する事項
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和4年10月21日(金)までに行ってください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4 (第3庁舎9階)

総務企画局情報管理部情報化施策推進室 担当
和田、中村

電話 044-200-2057

FAX 044-200-3752

E-mail 17jouhou@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年10月11日(火)から令和4年10月21日(金)までとします(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

(3) 提出方法

持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和4年10月28日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)と同じ

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和4年10月11日(火)から令和4年10月21日(金)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎

日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時

令和4年10月28日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

6 仕様に関する問合せ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和4年10月28日(金)から令和4年11月4日(金)まで、入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

なお、回答については令和4年11月11日(金)、全社にFAXもしくはメールにて送付します。

7 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を令和4年11月17日(木)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

8 入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月22日(火) 午後2時00分

イ 場所

川崎市役所 第3庁舎9階 開発室II

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛て先

ア 期限

令和4年11月21日(月) 必着

イ 宛先

3(1)に同じ

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

The contract for the lease and maintenance of personal computers and other necessary equipment for the Kawasaki City Office intra information system.

(2) Time-limit for tender :

2:00 P.M. November 22, 2022

(3) Time-limit for tender by mail :

November 21, 2022

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Digitalization Policy Promotion Office

Information Management Department

General Affairs and Planning Bureau
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
Tel : 044-200-2057

川崎市公告(調達)第281号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称
富士見公園再編整備事業
- 2 契約の事務担当部局の名称及び所在地
建設緑政局緑政部みどりの保全整備課
川崎市川崎区駅前本町12番地1 川崎駅前タワー・リパークビル17階
- 3 契約の相手方を決定した日
令和4年9月20日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
フロンターレ・フロンティアグループ
代表企業 株式会社川崎フロンターレ
代表取締役社長 吉田 明宏
川崎市高津区末長4-8-52
- 5 契約金額
4,797,700,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)
- 6 契約の相手方を決定した手続き
総合評価一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日
令和4年3月25日

川崎市公告(調達)第282号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称
証明書発行システムに係る機器等の賃貸借及び保守に関する契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局デジタル化推進室
川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎9階
- 3 契約の相手方を決定した日

令和4年8月23日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所
三菱HCキャピタル 株式会社 公共営業部
部長 前田 純
東京都港区西新橋1丁目3番1号
- 5 契約金額
37,666,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日
令和4年7月11日

税 公 告

川崎市税公告第116号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月13日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和4年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	8月随時 分以降	令和4年9月 30日(8月随 時分)	計69件
令和4年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	7月随時 分以降	令和4年9月 30日(8月随 時分)	計2件
令和4年度 (令和3年 度課税分)	市民税・ 県民税 (普通徴収)	8月 随時分	令和4年9月 30日(8月随 時分)	計4件
令和4年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	8月 随時分	令和4年9月 30日(8月随 時分)	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第117号

市税過誤納金等還付(充当)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和4年9月15日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第118号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月15日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第119号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月15日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第120号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月16日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	市民税 県民税 (普通徴収)	第1期分	令和4年9月27日	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第121号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送

達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月16日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第122号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月15日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第123号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月22日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

訓 令

川崎市訓令第6号

庁中一般

各 かい

川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令
川崎市職員服務規程（昭和35年川崎市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「川崎市職員ICカード」を「川崎市役所ICカード」に改め、同条中第4項を削り、第5項

を第4項とする。

様式目次中「職員ICカード」を「川崎市役所ICカード」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式

(発行年月日)	(カード固有番号)
川 崎 市 役 所 I C カ ー ド	
(氏名カナ)	
(職員コード)	

縦 5.4センチメートル

横 8.55センチメートル

地色 白

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

(川崎市職員出勤記録整理規程の一部改正)

2 川崎市職員出勤記録整理規程(昭和35年川崎市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ア中「川崎市職員ICカード」を「川崎市役所ICカード」に改める。

川崎市訓令第7号

庁中一般

各 かい

川崎市職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の育児休業等に関する規程(平成4年川崎市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「行い、条例第3条第8号」を「、条例第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4に規定する場合」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が、当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当

該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業(同号に規定する地方等育児休業をいう。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月到達日以前の日である場合

第2条第2項中「非常勤職員が条例第3条第8号」を「任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号」に改め、同条第3項を削る。

第3条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第3条 法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合にあつては、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に行っている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第4条第2項中「第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第6条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該各号に規定する育児休業(第4号については、引き続き承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあつては、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。

第6条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第6条の4第1項中「育児休業等計画書は第2号様式」を「育児短時間勤務計画書は第3号様式」に改め

る。

第1号様式(表)を次のように改める。

第1号様式

(表)

所属→

課→

課

押 印 欄

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日

川 崎 市 長 様

所 属 _____

職 名 ・ 氏 名 _____

職 種 _____ 職 員 コード

--	--	--	--	--	--	--	--

次のとおり育児休業の承認を請求します。

請求に係る子	氏 名								
	続 柄 等								
	生年月日	年	月	日	生				
請 求 の 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）								
既に育児休業をした期間	年 月 日から		年 月 日まで						
	年 月 日から		年 月 日まで						
	年 月 日から		年 月 日まで						
	年 月 日から		年 月 日まで						
請 求 期 間	年 月 日から		年 月 日まで						
配 偶 者	氏 名								
	育児休業の期間		年	月	日	から	年	月	日まで
備 考									

第1号様式(裏)記入上の注意第1項中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業」を「川崎市職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長」に改め、同様式(裏)記入上の注意第3項中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の」を「条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする」に改め、同様式(裏)記入上の注意第5項中「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)」を削る。

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式

所属→

課→

課

押 印 欄

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書													
		年 月 日											
川 崎 市 長 様													
		所 属 _____											
		職 名 ・ 氏 名 _____											
		職 種 _____ 職員コード <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td></tr></table>											
川崎市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。													
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。													
請 求 に 係 る 子													
子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日 生										
請 求 者 の 計 画													
請 求 期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで										
再 度 の 請 求 予 定 期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで										
備 考													

- (注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。
- 2 請求期間には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第20号

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月29日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎
川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年川崎市上下水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第5の15の項中「8週間目に当たる日」を「1年を経過する日」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第21号

川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎
川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員服務規程（平成10年川崎市水道局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「川崎市職員ICカード」を「川崎市役所ICカード」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

様式目次中「第4条第2項」を「第4条第3項」に、「職員ICカード」を「川崎市役所ICカード」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式

(発行年月日)	(カード固有番号)
川 崎 市 役 所 I C カ ー ド	
(氏名カナ)	
(職員コード)	

縦 5.4センチメートル

横 8.55センチメートル

地色 白

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第22号

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎
川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程（昭和46年川崎市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ア中「川崎市職員ICカード」を「川崎市役所ICカード」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第23号

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎
川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年川崎市水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「により行い」を「により」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4に規定する場合」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が、当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業（同号に規定する地方等育児休業をいう。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当

該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) 以前の日である場合

- (3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月到達日以前の日である場合

第2条第2項ただし書中「非常勤職員が条例第3条第8号」を「任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号」に改め、同条第3項を削る。

第3条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第3条 法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合にあつては、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第4条第2項中「第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第6条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該各号に規定する育児休業（第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあつては、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。

第6条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第14条第1項中「育児休業等計画書は第2号様式」を「育児短時間勤務計画書は第3号様式」に改める。
第1号様式（表）を次のように改める。

第1号様式(表)

(表)

所属→

	課→	課
押 印 欄		
育 児 休 業 承 認 請 求 書		
年 月 日		
(宛先) 上下水道事業管理者		
所 属 _____		
職 名・氏 名 _____		
職 種 _____	職 員 コード	
次のとおり育児休業の承認を請求します。		
請 求 に 係 る 子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日 生
請 求 の 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）	
既 に 育 児 休 業 を した 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
	年 月 日 から	年 月 日 まで
	年 月 日 から	年 月 日 まで
	年 月 日 から	年 月 日 まで
請 求 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
配 偶 者	氏 名	
	育 児 休 業 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
備 考		

第1号様式(裏)を次のように改める。

第1号様式(裏)

(裏)

記入上の注意

- 1 この請求書(川崎市職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。))第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等のいずれか)を添付すること(写しでも可)。
- 2 請求の内容欄の「1歳6箇月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう(4において同じ。)。
- 3 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職名・氏名、請求の内容欄中の「既に育児休業をした期間」及び請求期間欄のみを記入すること。
- 4 配偶者欄は、非常勤職員が1歳2箇月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6箇月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 5 備考欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とし、同
様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式

所属→											
押 印 欄	課→ 課										
育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書 年 月 日 (宛先) 上下水道事業管理者 所 属 _____ 職名・氏名 _____ 職 種 _____ 職員コード <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> </tr> </table>											
<p>川崎市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。</p> <p>なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。</p>											
請 求 に 係 る 子											
子 の 氏 名	生 年 月 日 年 月 日生										
請 求 者 の 計 画											
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで										
再 度 の 請 求 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで										
備 考											

- (注)1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。
- 2 請求期間には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第24号

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎
川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年川崎市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母」を「配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として管理者が認める関係にある者をいう。以下同じ。）、父母、子、配偶者等の父母」に改め、「（第5号及び第6号を除く。）」を削り、同項第1号中「（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び第5号に掲げる者をいう。以下同じ。）」を削り、同項第5号及び第6号を削り、同項第7号を同項第5号とする。

別表第5の17の項中「8週間目に当たる日」を「1年を経過する日」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第25号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎
川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年川崎市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を「（次に掲げる育児休業を除く。）をしてい

る職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第5条第4項第4号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を「（第2項第4号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

上下水道局告示**川崎市上下水道局告示第37号**

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和4年9月15日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定有効期間

令和4年 10月01日から

令和9年 7月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1200

商号又は名称 株式会社園田設備

営業所所在地 横浜市緑区北八朔町1938番地46

代表者氏名 園田 誠司

指定番号 1201

商号又は名称 株式会社南組

営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区仏向町1455番地1

代表者氏名 森田 雅晴

川崎市上下水道局告示第38号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和4年9月26日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指定番号 第1863号
氏名又は名称 池田設備
住 所 東京都町田市図師町941番地3
代表者氏名 池田 勝也
指定年月日 令和4年10月1日
有効期限 令和9年9月30日
- 2 指定番号 第1864号
氏名又は名称 株式会社イーワークス
住 所 横浜市栄区飯島町167番地4-102
代表者氏名 宮田 誠
指定年月日 令和4年10月1日
有効期限 令和9年9月30日
- 3 指定番号 第1865号
氏名又は名称 Y K t e c h株式会社
住 所 神奈川県横須賀市大津町四丁目11番26号
代表者氏名 矢吹 豪
指定年月日 令和4年10月1日
有効期限 令和9年9月30日
- 4 指定番号 第1866号
氏名又は名称 有限会社三笠工業社
住 所 神奈川県厚木市厚木町3番2号
代表者氏名 井上 康男
指定年月日 令和4年10月1日
有効期限 令和9年9月30日
- 5 指定番号 第1867号
氏名又は名称 ミナミ住宅設備
住 所 横浜市南区若宮町2丁目7番地16
代表者氏名 熊谷 登
指定年月日 令和4年10月1日
有効期限 令和9年9月30日
- 6 指定番号 第1868号
氏名又は名称 スマイル水道設備
住 所 横浜市磯子区磯子六丁目16番6号
代表者氏名 大澤 直人
指定年月日 令和4年10月1日
有効期限 令和9年9月30日

川崎市上下水道局告示第39号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和4年9月26日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指定番号 第740号
氏名又は名称 (新)株式会社小泉水道工務店
(旧)有限会社小泉水道工務店
住 所 (新)横浜市中区千代崎町四丁目97番地12
(旧)横浜市中区本牧元町29番5号
代表者氏名 (新)小泉 太一
(旧)小泉 和義
変更年月日 令和4年9月1日
- 2 指定番号 第1146号
氏名又は名称 T S設備
住 所 (新)川崎市中原区宮内3丁目11番5号ハイツ宮内Ⅲ202
(旧)川崎市中原区宮内1丁目19-12まるめハイツ102
代表者氏名 嶋田 貴裕
変更年月日 令和4年9月1日
- 3 指定番号 第1550号
氏名又は名称 (新)株式会社V I D O C Q研究所
(旧)株式会社リフォームジュウベイ
住 所 東京都町田市中町2-16-23
代表者氏名 右田 貴哉
変更年月日 令和4年8月22日
- 4 指定番号 第1758号
氏名又は名称 株式会社日光建設
住 所 (新)神奈川県横浜市都筑区北山田三丁目11番3号
(旧)東京都大田区東糞谷四丁目11番3-304
代表者氏名 志田 晃
変更年月日 令和4年6月20日

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第76号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月20日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和4年度下半期広報紙ポスティング業務委託(単価契約)
	履 行 場 所	局指定場所
	履 行 期 間	令和5年3月23日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「その他」に登載されている者 (4) 平成29年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が作成した刊行物のポスティングの履行完了実績を有すること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和4年10月13日 14時00分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第77号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月20日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	木月下水幹線その8工事
	履 行 場 所	川崎市中原区木月2丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から165日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道管更生」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合	

参加資格	<p>は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年10月17日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名 六郷ポンプ場改築土木その1工事
	履行場所 川崎市川崎区本町2-4地内
	履行期間 契約の日から215日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>

参 加 資 格	<p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年10月17日 午後1時30分</p> <p>（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 中丸子地区下水取付管更新第201号工事
	履 行 場 所 川崎市中原区中丸子地内
	履 行 期 間 契約の日から令和5年3月15日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年10月11日 午後1時30分</p> <p>（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	稲田取水所 除塵機洗浄配管修理工事
	履行場所	川崎市多摩区菅稲田堤3-21-1 (稲田取水所内)
	履行期間	契約の日から令和5年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>参加資格 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年10月12日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	麻生水処理センターNo. 2-3-1好気タンクエアレータ整備その他工事
	履行場所	川崎市麻生区上麻生6-15-1
	履行期間	契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p>	

参加資格	<p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	<p>令和4年10月12日 午後2時30分</p> <p>(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第78号

一般競争入札について次のとおり公告します。

(案件1)

令和4年9月27日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

競争入札に付する事項	件 名 令和4年度古市場ポンプ場ほか清掃委託
	履行場所 川崎市幸区東古市場71ほか
	履行期間 令和5年3月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に記載されている者</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。)を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車(揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等)を保有又は調達することが可能であること。</p> <p>(8) 産業洗浄技能士(高圧洗浄作業)及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を専任で配置できること。</p> <p>なお、双方は受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2097</p>
入札日時等	令和4年10月20日 14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第79号

一般競争入札について次のとおり公告します。
(案件1)

令和4年9月27日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

競争入札に付する事項	件 名	大島上町地区ほか下水枝線第103号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区大島上町、渡田東町地内
	履 行 期 間	契約の日から495日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年10月24日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 生田浄水場一次濃縮槽耐震補強工事
	履行場所 川崎市多摩区生田1-1-1(生田浄水場内)
	履行期間 契約の日から285日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「浄水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099

入札日時等	令和4年10月24日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 大島地区ほか下水枝線第104号工
	履 行 場 所 川崎市川崎区大島2丁目、藤崎4丁目地内ほか
	履 行 期 間 契約の日から360日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099

入札日時等	令和4年10月24日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 生田配水池 散策路丸太階段等補修工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区生田5-30-1(生田配水池内)
	履 行 期 間 契約の日から105日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「その他のとび」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年10月19日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 長沢浄水場 雨水調整池返送水設備水撃緩和装置設置工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内)
	履 行 期 間 契約の日から令和6年3月15日まで

<p>参 加 資 格</p>	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。 (8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。 水撃緩和を目的とした圧力水槽の製作及び据付工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
<p>参 加 資 格</p>	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。 (8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。 水撃緩和を目的とした圧力水槽の製作及び据付工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和4年10月24日 午後2時30分 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第29号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
自動車賃貸借14台一式(Wキャブ)
- (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
仕様書によります。
- (4) 納入期間
令和5年12月1日～令和12年11月30日
- (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。
- 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」に登載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。
なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種・種目に登載のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和4年10月25日までに行ってください。
- 3 入札説明書等の閲覧及び交付
入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)
また、次により入札説明書等を閲覧することができます。
なお、希望者には次により無償で交付します。
- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
電話 044-200-2091
- (2) 期間 令和4年10月11日(公告日)～令和4年10月25日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
- 4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により競争入札

参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布
競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。
- (2) 提出期間
令和4年10月11日(公告日)～令和4年10月25日午前8時から午後8時まで
※ただし、競争入札参加申込書等を3(1)の場所に持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までとします。
- (3) 電子入札システムによる申込ができない場合の提出場所
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 担当菅原
電話 044-200-2091
なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。
- 5 競争入札参加希望者に求められる義務
この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込書を提出し、かつ、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行することができることを証明する6の書類を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。
また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この物品のリース及び役務を確実に履行できると認められた者に限り、入札に参加することができます。(ただし、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行できることを証明する書類等の提出後に納入予定のリース物品に変更が生じる場合は、3(1)の場所に事前連絡の上、令和4年11月17日までに7の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。)
- 6 競争入札参加の申込を行う時に必要な書類
カタログ(調達予定機種がわかるように目印等を入れること)
- 7 仕様書作成担当者
川崎市上下水道局総務部管財課 担当 三浦
電話 044-200-2875
- 8 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和4年10月11日～令和4年10月25日

午前8時～午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てにE x c e l形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記4(3)の担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和4年10月11日～令和4年10月25日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書（一般競争入札用）」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にE x c e l形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日時

令和4年11月9日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書（PDFファイル）を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はいたしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「電子入札システム質問回答機能操作方法」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

9 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和4年11月9日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和4年11月9日の午前9時～正午に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

10 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札（見積）書は賃貸借（8ヶ月分）の税抜き額を記載してください。

なお、リース物品の価格のほか、輸送費、保険料、保守等役務の履行に関する一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

入札金額は、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

また、次により入札を執行します。

電子入札システムによります。ただし、電子入札

システムによりがたい者は、紙入札方式で入札予定日時に砂子平沼ビル7階入札室に持参してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

令和4年11月24日 午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和4年11月24日
午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和4年11月21日必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年11月24日 午前10時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

12 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市上下水道局は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記変更又は解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市上下水道局に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

14 Summary

(1) Nature of the products to be leased:

14 Cars leasing contract complete set (Double Cabin)

(2) Time-limit for tender:

a By electronic bidding system

9:30 A.M. 24 November 2022

b Direct delivery

10:30 A.M. 24 November 2022

c By mail

21 November 2022

(3) Contract point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL: 044-200-2091

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第28号

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(昭和47年交通局規程第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第7条第3項を削る。

第8条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

別表第7第1号中

「

61
61
61
62
62
62
63
63
63
63
64
64
64
65
65
66
66
67

」

を

「

60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
63
64
64
64
64
65
65
65
66

」

に、

「

93

93
93
93
93

」

を

「

92
93
93
93
93

」

に、

「

69
69
70
70
71
71
72
72
73
74
75
76
77
77
78
78
79

」

を

「

68
69
69
69
70
70
70
70
71
71
71
71
72
72
72
72
73
73
73

74

に、

59
59
60
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73

を

58
59
59
59
60
60
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64

に、

41
41
41
42
42
42
43

43
43
44
44
44
45
45
46
46
47

を

40
41
41
41
41
41
41
42
42
42
42
42
42
43
43
43
43
43
44

に改める。

別表第7第2号中

61
61
61
62
62
62
62
62
63
63
63
64
64
64
64
65
65
66
66
67

を

「

60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64
64
64
65
65
65
66

」

に、

「

93
93
93
93
93

」

を

「

92
93
93
93
93

」

に、

「

69
69
70
70
71
71
72
72
73
74
75
76

77

77

78

78

79

」

を

「

68
69
69
69
70
70
70
71
71
71
71
72
72
72
72
73
73
73
74

」

に、

「

59
59
60
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73

」

を

「

58
59
59

59
60
60
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64

に改める。
別表第7第3号中

「

61
61
61
62
62
62
63
63
63
64
64
64
65
65
66
66
67

を

「

60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64
64
64

65
65
65
66

に、

「

93
93
93
93
93

を

「

92
93
93
93
93

に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第7の2(第8条関係)

1 交通企業職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	13	33	9	17	9	5	9
2	14	34	10	18	10	6	10
3	15	35	11	19	11	7	11
4	16	36	12	20	12	8	12
5	17	37	13	21	13	9	13
6	18	38	14	22	14	10	14
7	19	39	15	23	15	11	15
8	20	40	16	24	16	12	16
9	21	41	17	25	17	13	17
10	22	42	18	26	18	14	18
11	23	43	19	27	19	15	19
12	24	44	20	28	20	16	20
13	25	45	21	29	21	17	21
14	26	46	22	30	22	18	22
15	27	47	23	31	23	19	23
16	28	48	24	32	24	20	24
17	29	49	25	33	25	21	25
18	30	50	26	34	26	22	26
19	31	51	27	35	27	23	27
20	32	52	28	36	28	24	28
21	33	53	29	37	29	25	29
22	34	54	30	38	30	26	30
23	35	55	31	39	31	27	31
24	36	56	32	40	32	28	32

25	37	57	33	41	33	29	33	77	77	117	106	137	105	85	
26	38	58	34	42	34	30	34	78	77	117	108	137	105		
27	39	59	35	43	35	31	35	79	77	117	110	137	105		
28	40	60	36	44	36	32	36	80	77	117	112	137	105		
29	41	61	37	45	37	34	40	81	77	117	113	137	105		
30	42	62	38	46	38	36	44	82	77	117	114	137	105		
31	43	63	39	47	39	38	48	83	77	117	115	137	105		
32	44	64	40	48	40	40	52	84	77	117	116	137	105		
33	45	65	41	49	42	43	57	85	77	117	117	137	105		
34	46	66	42	50	44	46	62	86	77	117	118	137			
35	47	67	43	51	46	49	67	87	77	117	119	137			
36	48	68	44	52	48	52	72	88	77	117	120	137			
37	49	69	45	54	52	56	74	89	77	117	123	137			
38	50	70	46	56	56	60	76	90	77	117	126	137			
39	51	71	47	58	60	64	77	91	77	117	129	137			
40	52	72	48	60	64	69	77	92	77	117	133	137			
41	53	73	49	62	66	74	77	93	77	117	137	137			
42	54	74	50	64	68	79	77	94	77	117	142	137			
43	55	75	51	66	70	84	77	95	77	117	147	137			
44	56	76	52	68	72	85	77	96	77	117	149	137			
45	58	77	53	71	73	85	77	97	77	117	149	137			
46	60	78	54	74	74	85	77	98	77	117	149	137			
47	62	79	55	77	75	85	77	99	77	117	149	137			
48	64	80	56	80	76	85	77	100	77	117	149	137			
49	68	82	57	83	77	85	77	101	77	117	149	137			
50	72	84	58	86	78	85	77	102	77	117	149	137			
51	76	86	59	89	79	85	77	103	77	117	149	137			
52	77	88	60	92	80	85	77	104	77	117	149	137			
53	77	89	62	94	81	85	77	105	77	117	149	137			
54	77	90	64	96	82	85	77	106	77	117	149				
55	77	91	66	98	83	85	77	107	77	117	149				
56	77	92	68	100	84	85	77	108	77	117	149				
57	77	94	70	102	86	85	77	109	77	117	149				
58	77	96	72	104	89	85	77	110	77	117	149				
59	77	98	74	106	92	85	77	111	77	117	149				
60	77	101	76	108	95	85	77	112	77	117	149				
61	77	104	78	109	98	85	77	113	77	117	149				
62	77	107	80	110	101	85	77	114	77	117	149				
63	77	110	82	111	104	85	77	115	77	117	149				
64	77	113	84	112	105	85	77	116	77	117	149				
65	77	116	86	114	105	85	77	117	77	117	149				
66	77	117	88	116	105	85	77	118		117	149				
67	77	117	90	118	105	85	77	119		117	149				
68	77	117	92	121	105	85	77	120		117	149				
69	77	117	94	124	105	85	77	121		117	149				
70	77	117	96	127	105	85	77	122		117	149				
71	77	117	98	130	105	85	77	123		117	149				
72	77	117	100	133	105	85	77	124		117	149				
73	77	117	101	136	105	85	77	125		117	149				
74	77	117	102	137	105	85		126		117	149				
75	77	117	103	137	105	85		127		117	149				
76	77	117	104	137	105	85		128		117	149				

129		117	149				
130		117	149				
131		117	149				
132		117	149				
133		117	149				
134		117	149				
135		117	149				
136		117	149				
137		117	149				
138		117					
139		117					
140		117					
141		117					
142		117					
143		117					
144		117					
145		117					
146		117					
147		117					
148		117					
149		117					

27	39	59	35	43	35
28	40	60	36	44	36
29	41	61	37	45	37
30	42	62	38	46	38
31	43	63	39	47	39
32	44	64	40	48	40
33	45	65	41	49	42
34	46	66	42	50	44
35	47	67	43	51	46
36	48	68	44	52	48
37	49	69	45	54	52
38	50	70	46	56	56
39	51	71	47	58	60
40	52	72	48	60	64
41	53	73	49	62	66
42	54	74	50	64	68
43	55	75	51	66	70
44	56	76	52	68	72
45	58	77	53	71	73
46	60	78	54	74	74
47	62	79	55	77	75
48	64	80	56	80	76
49	68	82	57	83	77
50	72	84	58	86	78
51	76	86	59	89	79
52	77	88	60	92	80
53	77	89	62	94	81
54	77	90	64	96	82
55	77	91	66	98	83
56	77	92	68	100	84
57	77	94	70	102	86
58	77	96	72	104	89
59	77	98	74	106	92
60	77	101	76	108	95
61	77	104	78	109	98
62	77	107	80	110	101
63	77	110	82	111	104
64	77	113	84	112	105
65	77	116	86	114	105
66	77	117	88	116	105
67	77	117	90	118	105
68	77	117	92	121	105
69	77	117	94	124	105
70	77	117	96	127	105
71	77	117	98	130	105
72	77	117	100	133	105
73	77	117	101	136	105
74	77	117	102	137	105
75	77	117	103	137	105
76	77	117	104	137	105
77	77	117	106	137	105
78	77	117	108	137	105

2 交通企業職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	13	33	9	17	9
2	14	34	10	18	10
3	15	35	11	19	11
4	16	36	12	20	12
5	17	37	13	21	13
6	18	38	14	22	14
7	19	39	15	23	15
8	20	40	16	24	16
9	21	41	17	25	17
10	22	42	18	26	18
11	23	43	19	27	19
12	24	44	20	28	20
13	25	45	21	29	21
14	26	46	22	30	22
15	27	47	23	31	23
16	28	48	24	32	24
17	29	49	25	33	25
18	30	50	26	34	26
19	31	51	27	35	27
20	32	52	28	36	28
21	33	53	29	37	29
22	34	54	30	38	30
23	35	55	31	39	31
24	36	56	32	40	32
25	37	57	33	41	33
26	38	58	34	42	34

79	77	117	110	137	105
80	77	117	112	137	105
81	77	117	113	137	105
82	77	117	114	137	105
83	77	117	115	137	105
84	77	117	116	137	105
85	77	117	117	137	105
86	77	117	118	137	
87	77	117	119	137	
88	77	117	120	137	
89	77	117	123	137	
90	77	117	126	137	
91	77	117	129	137	
92	77	117	133	137	
93	77	117	137	137	
94	77	117	142	137	
95	77	117	147	137	
96	77	117	149	137	
97	77	117	149	137	
98	77	117	149	137	
99	77	117	149	137	
100	77	117	149	137	
101	77	117	149	137	
102	77	117	149	137	
103	77	117	149	137	
104	77	117	149	137	
105	77	117	149	137	
106	77	117	149		
107	77	117	149		
108	77	117	149		
109	77	117	149		
110	77	117	149		
111	77	117	149		
112	77	117	149		
113	77	117	149		
114	77	117	149		
115	77	117	149		
116	77	117	149		
117	77	117	149		
118		117	149		
119		117	149		
120		117	149		
121		117	149		
122		117	149		
123		117	149		
124		117	149		
125		117	149		
126		117	149		
127		117	149		
128		117	149		
129		117	149		
130		117	149		

131		117	149		
132		117	149		
133		117	149		
134		117	149		
135		117	149		
136		117	149		
137		117	149		
138		117			
139		117			
140		117			
141		117			
142		117			
143		117			
144		117			
145		117			
146		117			
147		117			
148		117			
149		117			

3 交通企業職給料表（3）降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	13	33	9
2	14	34	10
3	15	35	11
4	16	36	12
5	17	37	13
6	18	38	14
7	19	39	15
8	20	40	16
9	21	41	17
10	22	42	18
11	23	43	19
12	24	44	20
13	25	45	21
14	26	46	22
15	27	47	23
16	28	48	24
17	29	49	25
18	30	50	26
19	31	51	27
20	32	52	28
21	33	53	29
22	34	54	30
23	35	55	31
24	36	56	32
25	37	57	33
26	38	58	34
27	39	59	35
28	40	60	36

29	41	61	37
30	42	62	38
31	43	63	39
32	44	64	40
33	45	65	41
34	46	66	42
35	47	67	43
36	48	68	44
37	49	69	45
38	50	70	46
39	51	71	47
40	52	72	48
41	53	73	49
42	54	74	50
43	55	75	51
44	56	76	52
45	58	77	53
46	60	78	54
47	62	79	55
48	64	80	56
49	68	81	57
50	72	82	58
51	76	83	59
52	77	84	60
53	77	86	62
54	77	88	64
55	77	90	66
56	77	92	68
57	77	94	70
58	77	96	72
59	77	98	74
60	77	101	76
61	77	104	78
62	77	107	80
63	77	110	82
64	77	113	84
65	77	116	85
66	77	117	86
67	77	117	87
68	77	117	88
69	77	117	90
70	77	117	92
71	77	117	94
72	77	117	96
73	77	117	98
74	77	117	100
75	77	117	102
76	77	117	104
77	77	117	105
78	77	117	106
79	77	117	107
80	77	117	108

81	77	117	110
82	77	117	112
83	77	117	114
84	77	117	116
85	77	117	117
86	77	117	118
87	77	117	119
88	77	117	120
89	77	117	123
90	77	117	126
91	77	117	129
92	77	117	133
93	77	117	137
94	77	117	142
95	77	117	147
96	77	117	149
97	77	117	149
98	77	117	149
99	77	117	149
100	77	117	149
101	77	117	149
102	77	117	149
103	77	117	149
104	77	117	149
105	77	117	149
106	77	117	149
107	77	117	149
108	77	117	149
109	77	117	149
110	77	117	149
111	77	117	149
112	77	117	149
113	77	117	149
114	77	117	149
115	77	117	149
116	77	117	149
117	77	117	149
118		117	149
119		117	149
120		117	149
121		117	149
122		117	149
123		117	149
124		117	149
125		117	149
126		117	149
127		117	149
128		117	149
129		117	149
130		117	149
131		117	149
132		117	149

133		117	149
134		117	149
135		117	149
136		117	149
137		117	149
138		117	
139		117	
140		117	
141		117	
142		117	
143		117	
144		117	
145		117	
146		117	
147		117	
148		117	
149		117	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(施行日における昇格又は降格の特例)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けていたものとみなして改正後の規程第7条又は第8条の規定を適用する。

川崎市交通局規程第29号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉

手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(昭和38年交通局規程第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)」を「(次に掲げる育児休業を除く。))をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

- ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

第5条第4項第4号中「をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)」を「(第2項第4号ア及びイに掲げる育児休業を除く。))をしている職員」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市交通局規程第30号

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の

一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程(平成13年交通局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ア中「川崎市職員ICカード」を「川崎市役所ICカード」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市交通局規程第31号

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する

規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程(平成4年交通局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「行い、川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号。以下「条例」という。)第3条第8号」を「、川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号。以下「条例」という。)第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4に規定する場合」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が、当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業（同号に規定する地方等育児休業をいう。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月到達日以前の日である場合

第2条第2項中「非常勤職員が条例第3条第8号」を「任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号」に改め、同条第3項を削る。

第3条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第3条 法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合にあつては、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当している育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当している育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第4条第2項中「第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第6条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該各号に規定する育児休業（第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあつては、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。

第6条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第13条第1項中「育児休業等計画書は第2号様式」を「育児短時間勤務計画書は第3号様式」に改める。

第1号様式（表）を次のように改める。

第1号様式

(表)

所属		→		庶務課	
確 認 欄		確 認 欄			
育 児 休 業 承 認 請 求 書					
年 月 日					
(あて先) 交通局長					
所 属 _____					
職名・氏名 _____					
職 種 _____ 職員コード _____					
次のとおり育児休業の承認を請求します。					
請求に係る子	氏 名				
	続 柄				
	生年月日	年 月 日生			
請 求 の 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）				
既に育児休業をした期間	年 月 日から		年 月 日まで		
	年 月 日から		年 月 日まで		
	年 月 日から		年 月 日まで		
	年 月 日から		年 月 日まで		
請 求 期 間	年 月 日から		年 月 日まで		
配 偶 者	氏 名				
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
備 考					

第1号様式(裏)記入上の注意第1項中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業」を「川崎市職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長」に改め、同様式(裏)記入上の注意第3項中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の」を「条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする」に改め、同様式(裏)記入上の注意第5項中「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)」を削る。

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式

確認欄

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

(あて先)交 通 局 長

年 月 日

所 属

職名・氏名

職 種

職員コード

川崎市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

請 求 に 係 る 子

子 の 氏 名

生年月日

年 月 日生

請 求 者 の 計 画

請 求 期 間

年 月 日から

年 月 日まで

再 度 の 請 求 予 定期間

年 月 日から

年 月 日まで

備 考

(注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。

2 請求者の請求期間には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

3 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市交通局規程第32号

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3の17の項中「あたる」を「当たる」に、「8週間目に当たる日」を「1年を経過する日」に改め、同表備考12関係第4号、同表備考16関係第4号、同表備考17関係第3号及び同表備考19関係第4号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市交通局規程第33号

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、
休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年交通局規程第20号）の一部を次のように改正する。

別表第5の15の項中「8週間目に当たる日」を「1年を経過する日」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

交通局公告（調達）**川崎市交通局公告（調達）第11号**

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年10月11日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 調達の名称

- (1) 軽油A（10月～12月分） 224キロリットル
- (2) 軽油B（10月～12月分） 342キロリットル
- (3) 軽油C（10月～12月分） 211キロリットル
- (4) 軽油D（10月～12月分） 355キロリットル

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9（川崎御幸ビル9階）

3 契約の相手方を決定した日

令和4年9月22日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 軽油A

日本石油販売 株式会社

代表取締役 田中 宏茂

東京都中央区新川二丁目1番7号

(2) 軽油B

日本石油販売 株式会社

代表取締役 田中 宏茂

東京都中央区新川二丁目1番7号

(3) 軽油C

日本石油販売 株式会社

代表取締役 田中 宏茂

東京都中央区新川二丁目1番7号

(4) 軽油D

日本石油販売 株式会社

代表取締役 田中 宏茂

東京都中央区新川二丁目1番7号

5 落札金額

- (1) 軽油A 108,300円（1キロリットル当たり）
- (2) 軽油B 108,100円（1キロリットル当たり）
- (3) 軽油C 108,200円（1キロリットル当たり）
- (4) 軽油D 108,490円（1キロリットル当たり）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年8月10日

交 通 局 訓 令**川崎市交通局訓令第5号**

局内一般

営業所

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局企業職員服務規程（平成18年交通局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「川崎市職員ICカード」を「川崎市役所ICカード」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

様式目次中「川崎市職員ICカード」を「川崎市役所ICカード」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式

（発行年月日）	（カード固有番号）
川 崎 市 役 所 I C カ ー ド	
（氏名 カナ） （職員コード 8桁）	

縦 5.4センチメートル

横 8.55センチメートル

地色 白

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第14号

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月20日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第26号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項を削る。

第9条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合における給与支給規程第3条第2項に規定するその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第9の2に定める降格時号給対応表

の降格後の号給欄に定める号給とする。

別表第9第1号中

「
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64
64
64
65
65
66
66
67
」

を

「
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64
64
64
64
65
65
65
66
」

に、

「
93
93
93
93
93
」

を

「

92
93
93
93
93

」

に、

「

69
69
70
70
71
71
72
72
73
74
75
76
77
77
78
78
79

」

を

「

68
69
69
69
70
70
70
71
71
71
72
72
72
73
73
73
74

」

に、

「

59
59
60

60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73

」

を

「

58
59
59
59
60
60
60
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64

」

に、

「

41
41
41
42
42
42
42
43
43
43
43
44
44
44
45
45

46
46
47

を

「

40
41
41
41
41
41
41
42
42
42
42
42
43
43
43
43
43
43
44

に改める。

別表第9第2号中

「

61
61
61
62
62
62
63
63
63
64
64
64
65
65
66
66
67

を

「

60
61
61
61

62
62
62
63
63
63
63
64
64
64
65
65
65
66

に、

「

93
93
93
93
93

を

「

92
93
93
93
93

に改める。

別表第9第3号中

「

44
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
50
51
52
53

を

「

43
44
44
44
44
45
45
45
45
45
46
46
47
47
48
48
49

」

に、

「

38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

」

を

「

37
38
38
38
38
39
39
39
40
40
40
41
41
42
42

」

43

」

に改める。
別表第9第4号中

「

61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
63
64
64
64
64
65
65
66
66
67

」

を

「

60
61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
63
64
64
64
64
65
65
65
66

」

に、

「

93
93
93
93
93

」

を

「

92
93
93
93
93

」

に、

「

69
69
70
70
71
71
72
72
73
74
75
76
77
77
78
78
79

」

を

「

68
69
69
69
70
70
70
71
71
71
72
72
72
72
73
73
73
74

」

に、

「

59

59
60
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73

」

を

「

58
59
59
59
60
60
60
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64

」

に、

「

41
41
41
42
42
42
42
43
43
43
44
44
44

45
45
46
46
47

を

40
41
41
41
41
41
42
42
42
42
42
42
43
43
43
43
43
44

に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第9の2 (第9条関係)

1 病院企業職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	13	33	9	17	9	5	9
2	14	34	10	18	10	6	10
3	15	35	11	19	11	7	11
4	16	36	12	20	12	8	12
5	17	37	13	21	13	9	13
6	18	38	14	22	14	10	14
7	19	39	15	23	15	11	15
8	20	40	16	24	16	12	16
9	21	41	17	25	17	13	17
10	22	42	18	26	18	14	18
11	23	43	19	27	19	15	19
12	24	44	20	28	20	16	20
13	25	45	21	29	21	17	21
14	26	46	22	30	22	18	22
15	27	47	23	31	23	19	23
16	28	48	24	32	24	20	24
17	29	49	25	33	25	21	25
18	30	50	26	34	26	22	26
19	31	51	27	35	27	23	27
20	32	52	28	36	28	24	28

21	33	53	29	37	29	25	29
22	34	54	30	38	30	26	30
23	35	55	31	39	31	27	31
24	36	56	32	40	32	28	32
25	37	57	33	41	33	29	33
26	38	58	34	42	34	30	34
27	39	59	35	43	35	31	35
28	40	60	36	44	36	32	36
29	41	61	37	45	37	34	40
30	42	62	38	46	38	36	44
31	43	63	39	47	39	38	48
32	44	64	40	48	40	40	52
33	45	65	41	49	42	43	57
34	46	66	42	50	44	46	62
35	47	67	43	51	46	49	67
36	48	68	44	52	48	52	72
37	49	69	45	54	52	56	74
38	50	70	46	56	56	60	76
39	51	71	47	58	60	64	77
40	52	72	48	60	64	69	77
41	53	73	49	62	66	74	77
42	54	74	50	64	68	79	77
43	55	75	51	66	70	84	77
44	56	76	52	68	72	85	77
45	58	77	53	71	73	85	77
46	60	78	54	74	74	85	77
47	62	79	55	77	75	85	77
48	64	80	56	80	76	85	77
49	68	82	57	83	77	85	77
50	72	84	58	86	78	85	77
51	76	86	59	89	79	85	77
52	77	88	60	92	80	85	77
53	77	89	62	94	81	85	77
54	77	90	64	96	82	85	77
55	77	91	66	98	83	85	77
56	77	92	68	100	84	85	77
57	77	94	70	102	86	85	77
58	77	96	72	104	89	85	77
59	77	98	74	106	92	85	77
60	77	101	76	108	95	85	77
61	77	104	78	109	98	85	77
62	77	107	80	110	101	85	77
63	77	110	82	111	104	85	77
64	77	113	84	112	105	85	77
65	77	116	86	114	105	85	77
66	77	117	88	116	105	85	77
67	77	117	90	118	105	85	77
68	77	117	92	121	105	85	77
69	77	117	94	124	105	85	77
70	77	117	96	127	105	85	77
71	77	117	98	130	105	85	77
72	77	117	100	133	105	85	77

73	77	117	101	136	105	85	77
74	77	117	102	137	105	85	
75	77	117	103	137	105	85	
76	77	117	104	137	105	85	
77	77	117	106	137	105	85	
78	77	117	108	137	105		
79	77	117	110	137	105		
80	77	117	112	137	105		
81	77	117	113	137	105		
82	77	117	114	137	105		
83	77	117	115	137	105		
84	77	117	116	137	105		
85	77	117	117	137	105		
86	77	117	118	137			
87	77	117	119	137			
88	77	117	120	137			
89	77	117	123	137			
90	77	117	126	137			
91	77	117	129	137			
92	77	117	133	137			
93	77	117	137	137			
94	77	117	142	137			
95	77	117	147	137			
96	77	117	149	137			
97	77	117	149	137			
98	77	117	149	137			
99	77	117	149	137			
100	77	117	149	137			
101	77	117	149	137			
102	77	117	149	137			
103	77	117	149	137			
104	77	117	149	137			
105	77	117	149	137			
106	77	117	149				
107	77	117	149				
108	77	117	149				
109	77	117	149				
110	77	117	149				
111	77	117	149				
112	77	117	149				
113	77	117	149				
114	77	117	149				
115	77	117	149				
116	77	117	149				
117	77	117	149				
118		117	149				
119		117	149				
120		117	149				
121		117	149				
122		117	149				
123		117	149				
124		117	149				

125		117	149				
126		117	149				
127		117	149				
128		117	149				
129		117	149				
130		117	149				
131		117	149				
132		117	149				
133		117	149				
134		117	149				
135		117	149				
136		117	149				
137		117	149				
138		117					
139		117					
140		117					
141		117					
142		117					
143		117					
144		117					
145		117					
146		117					
147		117					
148		117					
149		117					

2 病院企業職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	13	33	9
2	14	34	10
3	15	35	11
4	16	36	12
5	17	37	13
6	18	38	14
7	19	39	15
8	20	40	16
9	21	41	17
10	22	42	18
11	23	43	19
12	24	44	20
13	25	45	21
14	26	46	22
15	27	47	23
16	28	48	24
17	29	49	25
18	30	50	26
19	31	51	27
20	32	52	28
21	33	53	29
22	34	54	30

23	35	55	31
24	36	56	32
25	37	57	33
26	38	58	34
27	39	59	35
28	40	60	36
29	41	61	37
30	42	62	38
31	43	63	39
32	44	64	40
33	45	65	41
34	46	66	42
35	47	67	43
36	48	68	44
37	49	69	45
38	50	70	46
39	51	71	47
40	52	72	48
41	53	73	49
42	54	74	50
43	55	75	51
44	56	76	52
45	58	77	53
46	60	78	54
47	62	79	55
48	64	80	56
49	68	81	57
50	72	82	58
51	76	83	59
52	77	84	60
53	77	86	62
54	77	88	64
55	77	90	66
56	77	92	68
57	77	94	70
58	77	96	72
59	77	98	74
60	77	101	76
61	77	104	78
62	77	107	80
63	77	110	82
64	77	113	84
65	77	116	85
66	77	117	86
67	77	117	87
68	77	117	88
69	77	117	90
70	77	117	92
71	77	117	94
72	77	117	96
73	77	117	98
74	77	117	100

75	77	117	102
76	77	117	104
77	77	117	105
78	77	117	106
79	77	117	107
80	77	117	108
81	77	117	110
82	77	117	112
83	77	117	114
84	77	117	116
85	77	117	117
86	77	117	118
87	77	117	119
88	77	117	120
89	77	117	123
90	77	117	126
91	77	117	129
92	77	117	133
93	77	117	137
94	77	117	142
95	77	117	147
96	77	117	149
97	77	117	149
98	77	117	149
99	77	117	149
100	77	117	149
101	77	117	149
102	77	117	149
103	77	117	149
104	77	117	149
105	77	117	149
106	77	117	149
107	77	117	149
108	77	117	149
109	77	117	149
110	77	117	149
111	77	117	149
112	77	117	149
113	77	117	149
114	77	117	149
115	77	117	149
116	77	117	149
117	77	117	149
118		117	149
119		117	149
120		117	149
121		117	149
122		117	149
123		117	149
124		117	149
125		117	149
126		117	149

127		117	149
128		117	149
129		117	149
130		117	149
131		117	149
132		117	149
133		117	149
134		117	149
135		117	149
136		117	149
137		117	149
138		117	
139		117	
140		117	
141		117	
142		117	
143		117	
144		117	
145		117	
146		117	
147		117	
148		117	
149		117	

3 病院企業職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	29	17	13	17
2	30	18	14	18
3	31	19	15	19
4	32	20	16	20
5	33	21	17	21
6	33	22	18	22
7	33	23	19	23
8	33	24	20	24
9	33	25	21	25
10	33	26	22	26
11	33	27	23	27
12	33	28	24	28
13	33	29	25	29
14	33	30	26	30
15	33	31	27	31
16	33	32	28	32
17	33	33	29	33
18	33	34	30	34
19	33	35	31	35
20	33	36	32	36
21	33	37	33	37
22	33	37	34	38
23	33	37	35	39
24	33	37	36	40

25	33	37	37	41
26	33	37	38	42
27	33	37	39	43
28	33	37	40	44
29	33	37	41	46
30	33	37	42	48
31	33	37	43	50
32	33	37	44	52
33	33	37	46	54
34	33	37	48	56
35	33	37	50	58
36	33	37	52	60
37	33	37	53	63
38		37	54	66
39		37	55	69
40		37	56	72
41		37	59	74
42		37	62	76
43		37	66	77
44		37	70	77
45		37	74	77
46		37	76	77
47		37	78	77
48		37	80	77
49		37	81	77
50		37	81	77
51		37	81	77
52		37	81	77
53		37	81	77
54		37	81	77
55		37	81	77
56		37	81	77
57		37	81	77
58		37	81	77
59		37	81	77
60		37	81	77
61		37	81	77
62		37	81	77
63		37	81	77
64		37	81	77
65		37	81	77
66		37	81	77
67		37	81	77
68		37	81	77
69		37	81	77
70		37	81	77
71		37	81	77
72		37	81	77
73		37	81	77
74		37	81	77
75		37	81	77
76		37	81	77

77		37	81	77
78		37		
79		37		
80		37		
81		37		

4 病院企業職給料表(4)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	13	33	9	17	9	5
2	14	34	10	18	10	6
3	15	35	11	19	11	7
4	16	36	12	20	12	8
5	17	37	13	21	13	9
6	18	38	14	22	14	10
7	19	39	15	23	15	11
8	20	40	16	24	16	12
9	21	41	17	25	17	13
10	22	42	18	26	18	14
11	23	43	19	27	19	15
12	24	44	20	28	20	16
13	25	45	21	29	21	17
14	26	46	22	30	22	18
15	27	47	23	31	23	19
16	28	48	24	32	24	20
17	29	49	25	33	25	21
18	30	50	26	34	26	22
19	31	51	27	35	27	23
20	32	52	28	36	28	24
21	33	53	29	37	29	25
22	34	54	30	38	30	26
23	35	55	31	39	31	27
24	36	56	32	40	32	28
25	37	57	33	41	33	29
26	38	58	34	42	34	30
27	39	59	35	43	35	31
28	40	60	36	44	36	32
29	41	61	37	45	37	34
30	42	62	38	46	38	36
31	43	63	39	47	39	38
32	44	64	40	48	40	40
33	45	65	41	49	42	43
34	46	66	42	50	44	46
35	47	67	43	51	46	49
36	48	68	44	52	48	52
37	49	69	45	54	52	56
38	50	70	46	56	56	60
39	51	71	47	58	60	64
40	52	72	48	60	64	69
41	53	73	49	62	66	74
42	54	74	50	64	68	79

43	55	75	51	66	70	84
44	56	76	52	68	72	85
45	57	77	53	71	73	85
46	58	78	54	74	74	85
47	59	79	55	77	75	85
48	60	80	56	80	76	85
49	61	82	57	83	77	85
50	62	84	58	86	78	85
51	63	86	59	89	79	85
52	64	88	60	92	80	85
53	65	89	62	94	81	85
54	66	90	64	96	82	85
55	67	91	66	98	83	85
56	68	92	68	100	84	85
57	69	94	70	102	86	85
58	70	96	72	104	89	85
59	71	98	74	106	92	85
60	72	101	76	108	95	85
61	73	104	78	109	98	85
62	74	107	80	110	101	85
63	75	110	82	111	104	85
64	76	113	84	112	105	85
65	77	116	86	114	105	85
66	77	117	88	116	105	85
67	77	117	90	118	105	85
68	77	117	92	121	105	85
69	77	117	94	124	105	85
70	77	117	96	127	105	85
71	77	117	98	130	105	85
72	77	117	100	133	105	85
73	77	117	101	136	105	85
74	77	117	102	137	105	85
75	77	117	103	137	105	85
76	77	117	104	137	105	85
77	77	117	106	137	105	85
78	77	117	108	137	105	
79	77	117	110	137	105	
80	77	117	112	137	105	
81	77	117	113	137	105	
82	77	117	114	137	105	
83	77	117	115	137	105	
84	77	117	116	137	105	
85	77	117	117	137	105	
86	77	117	118	137		
87	77	117	119	137		
88	77	117	120	137		
89	77	117	123	137		
90	77	117	126	137		
91	77	117	129	137		
92	77	117	133	137		
93	77	117	137	137		
94	77	117	142	137		

95	77	117	147	137		
96	77	117	149	137		
97	77	117	149	137		
98	77	117	149	137		
99	77	117	149	137		
100	77	117	149	137		
101	77	117	149	137		
102	77	117	149	137		
103	77	117	149	137		
104	77	117	149	137		
105	77	117	149	137		
106	77	117	149			
107	77	117	149			
108	77	117	149			
109	77	117	149			
110	77	117	149			
111	77	117	149			
112	77	117	149			
113	77	117	149			
114	77	117	149			
115	77	117	149			
116	77	117	149			
117	77	117	149			
118		117	149			
119		117	149			
120		117	149			
121		117	149			
122		117	149			
123		117	149			
124		117	149			
125		117	149			
126		117	149			
127		117	149			
128		117	149			
129		117	149			
130		117	149			
131		117	149			
132		117	149			
133		117	149			
134		117	149			
135		117	149			
136		117	149			
137		117	149			
138		117				
139		117				
140		117				
141		117				
142		117				
143		117				
144		117				
145		117				
146		117				

147		117				
148		117				
149		117				

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(施行日における昇格又は降格の特例)
- この規程の施行の日(以下「施行日」という。)に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けていたものとみなして改正後の規程第8条又は第9条の規定を適用する。

川崎市病院局規程第15号

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月28日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程(平成17年病院局規程第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「川崎市職員ICカード」を「川崎市役所ICカード」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市病院局規程第16号

川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月28日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員服務規程(平成17年病院局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「川崎市職員ICカード」を「川崎市役所ICカード」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

様式目次中「職員ICカード」を「川崎市役所ICカード」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式

(発行年月日)	(カード固有番号)
川 崎 市 役 所	I C カ ー ド
	(氏名カナ)
	(職員コード)

縦 5.4センチメートル

横 8.55センチメートル

地色 白

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市病院局規程第17号

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する

規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程(平成17年3月31日病院局規程第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「行い、川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号。以下「条例」という。)第3条第8号」を「、川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号。以下「条例」という。)条例第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4に規定する場合」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が、当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業(同号に規定する地方等育児休業をいう。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月到達日以前の日である場合

第2条第2項中「非常勤職員が条例第3条第8号」を「任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号」に改め、同条第3項を削る。

第3条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第3条 育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合にあつては、2週間)前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第4条第2項中「第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第6条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該各号に規定する育児休業(第4号については、引き続き承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあつては、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。

第6条第4号中「引き続き」を「引き続き」に改める。

第13条の見出しを「(育児短時間勤務計画書)」に改め、同条中「育児休業等計画書は、第2号様式」を「育児短時間勤務計画書は、第3号様式」に改める。

第1号様式(表)を次のように改める。

(表)

押 印 欄											
育 児 休 業 承 認 請 求 書											
年 月 日											
川崎市病院事業管理者 様											
所 属 _____											
職名・氏名 _____											
職 種 _____	職 員 コード <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> </tr> </table>										
次のとおり育児休業の承認を請求します。											
請求に係る子	氏 名 _____										
	続 柄 等 _____										
	生年月日 _____ 年 月 日生										
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）										
既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで										
	年 月 日から 年 月 日まで										
	年 月 日から 年 月 日まで										
	年 月 日から 年 月 日まで										
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで										
配 偶 者	氏 名 _____										
	育児休業の期間 _____ 年 月 日から 年 月 日まで										
備 考											

(裏)

記入上の注意

- 1 この請求書（川崎市職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師

第1号様式(裏)記入上の注意第1項中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業」を「川崎市職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長」に改め、同様式(裏)記入上の注意第3項中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の」を「条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする」に改め、同様式(裏)記入上の注意第5項中「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)」を削る。

第2号様式を削り、第3号様式中「印」を削り、同様式を第2号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式

押 印 欄													
育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書													
年 月 日													
川崎市病院事業管理者 様													
所 属 _____													
職名・氏名 _____													
職 種 _____ 職員コード <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> <td style="width: 15px; height: 15px;"> </td> </tr> </table>													
川崎市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。													
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。													
請 求 に 係 る 子													
子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日 生										
請 求 者 の 計 画													
請 求 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで											
再 度 の 請 求 予 定 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで											
備 考													

- (注)1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。
- 2 請求期間には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市病院局規程第18号

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成17年3月31日病院局規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第5の17の項中「8週間目に当たる日」を「1年を経過する日」に改め、同表備考12関係第4号、同表備考16関係第4号、同表備考17関係第3号及び同表備考18関係第3号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市病院局規程第19号

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、
休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年3月31日病院局規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第5の15の項中「8週間目に当たる日」を「1年を経過する日」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市病院局規程第20号

川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程等の一部

別表第1に次のように加える。

種類	基準	金額	適用範囲
時間外 緊急手術 手当	(1) 1件につき	ア 診療報酬点数が30,000点以上の場合 25,000円 イ 診療報酬点数が10,000点以上30,000点未満の場合 12,000円 ウ 診療報酬点数が5,000点以上10,000点未満の場合 6,000円 エ 診療報酬点数が1,000点以上5,000点未満の場合 3,000円 オ 診療報酬点数が1,000点未満の場合 1,500円	病院に勤務する医師等（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）が次に掲げる区分に従い、緊急の手術又は処置（以下「緊急手術等」という。）（診療報酬点数1,000点未満の処置を除く。）を行ったとき。 (ア) 開始時間が午後6時から翌日の午前7時59分まで (イ) 開始時間が午前8時から午後5時59分まで（日曜日及び土曜日並びに休日に限る。）

を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規
程等の一部を改正する規程

（川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程の一部改正）

第1条 川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程（平成17年川崎市病院局規程第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

種類	基準	金額	適用範囲
待機 手当	1回につき	2,000円	病院に勤務する医師等（病院長が別に定める診療科等に勤務する医師等に限る。）が次に掲げる区分に従い、緊急の診療、処置又は手術に対応するために自宅等において待機をしたとき。 ア 午後5時から翌日の午前8時30分まで イ 午前8時30分から午後5時まで（日曜日及び土曜日並びに休日に限る。）

を

「

種類	基準	金額	適用範囲
待機 手当	1回につき	ア 医師等 2,000円 イ 医師等以外 500円	病院に勤務する医師等、看護師、診療放射線技師及び臨床工学技士（病院長が別に定める診療科等に勤務する職員に限る。）が次に掲げる区分に従い、緊急の診療、処置又は手術に対応するために自宅等において待機をしたとき。 (ア) 午後5時から翌日の午前8時30分まで (イ) 午前8時30分から午後5時まで（日曜日及び土曜日並びに休日に限る。）

に改める。

時間外 緊急手術 手当	(2)	1件につき ア 診療報酬点数が30,000点以上の場合 15,000円 イ 診療報酬点数が10,000点以上30,000点未満の場合 6,000円 ウ 診療報酬点数が5,000点以上10,000点未満の場合 3,000円 エ 診療報酬点数が1,000点以上5,000点未満の場合 1,500円	病院に勤務する医師等(複数の医師等が従事した場合にあっては、主として補助した医師等に限る。)が次に掲げる区分に従い、緊急手術等を行ったとき。 (ア) 開始時間が午後6時から翌日の午前7時59分まで (イ) 開始時間が午前8時から午後5時59分まで(日曜日及び土曜日並びに休日に限る。)
	(3)	1件につき ア 診療報酬点数が30,000点以上の場合 15,000円 イ 診療報酬点数が10,000点以上30,000点未満の場合 6,000円 ウ 診療報酬点数が5,000点以上10,000点未満の場合 3,000円 エ 診療報酬点数が1,000点以上5,000点未満の場合 1,500円	病院に勤務する医師等(複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。)が次に掲げる区分に従い、緊急手術等に伴う麻酔を行ったとき。 (ア) 開始時間が午後6時から翌日の午前7時59分まで (イ) 開始時間が午前8時から午後5時59分まで(日曜日及び土曜日並びに休日に限る。)

別表第2に次のように加える。

(9) 時間外緊急手術手当

(川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程(令和2年川崎市病院局規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

種類	基準	金額	適用範囲
待機手当	1回につき	2,000円	病院に勤務する医師等(病院長が別に定める診療科等に勤務する医師等に限る。)が次に掲げる区分に従い、緊急の診療、処置又は手術に対応するために自宅等において待機をしたとき。 ア 午後5時から翌日の午前8時30分まで イ 午前8時30分から午後5時まで(日曜日及び土曜日並びに休日に限る。)

を

「

種類	基準	金額	適用範囲
待機手当	1回につき	ア 医師等 2,000円 イ 医師等以外 500円	病院に勤務する医師等、看護師、診療放射線技師及び臨床工学技士(病院長が別に定める診療科等に勤務する職員に限る。)が次に掲げる区分に従い、緊急の診療、処置又は手術に対応するために自宅等において待機をしたとき。 (ア) 午後5時から翌日の午前8時30分まで (イ) 午前8時30分から午後5時まで(日曜日及び土曜日並びに休日に限る。)

に改める。

別表第2に次のように加える。

種類	基準	金額	適用範囲
時間外 緊急手術 手当	(1)	1件につき ア 診療報酬点数が30,000点以上の場合 25,000円 イ 診療報酬点数が10,000点以上30,000点未満の場合 12,000円 ウ 診療報酬点数が5,000点以上10,000点未満の場合 6,000円 エ 診療報酬点数が1,000点以上5,000点未満の場合 3,000円 オ 診療報酬点数が1,000点未満の場合 1,500円	病院に勤務する医師等(複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。)が次に掲げる区分に従い、緊急の手術又は処置(以下「緊急手術等」という。)(診療報酬点数1,000点未満の処置を除く。)を行ったとき。 (ア) 開始時間が午後6時から翌日の午前7時59分まで (イ) 開始時間が午前8時から午後5時59分まで(日曜日及び土曜日並びに休日に限る。)
	(2)	1件につき ア 診療報酬点数が30,000点以上の場合 15,000円 イ 診療報酬点数が10,000点以上30,000点未満の場合 6,000円 ウ 診療報酬点数が5,000点以上10,000点未満の場合 3,000円 エ 診療報酬点数が1,000点以上5,000点未満の場合 1,500円	病院に勤務する医師等(複数の医師等が従事した場合にあっては、主として補助した医師等に限る。)が次に掲げる区分に従い、緊急手術等を行ったとき。 (ア) 開始時間が午後6時から翌日の午前7時59分まで (イ) 開始時間が午前8時から午後5時59分まで(日曜日及び土曜日並びに休日に限る。)

時間外 緊急手術 手当	(3)	1件につき	ア 診療報酬点数が30,000点以上の場合 15,000円 イ 診療報酬点数が10,000点以上30,000点未満の場合 6,000円 ウ 診療報酬点数が5,000点以上10,000点未満の場合 3,000円 エ 診療報酬点数が1,000点以上5,000点未満の場合 1,500円	病院に勤務する医師等(複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。)が次に掲げる区分に従い、緊急手術等に伴う麻酔を行ったとき。 (ア) 開始時間が午後6時から翌日の午前7時59分まで (イ) 開始時間が午前8時から午後5時59分まで(日曜日及び土曜日並びに休日に限る。)
-------------------	-----	-------	---	---

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市病院局規程第21号

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年9月30日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手

当支給規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第33号)の一部のよう

に改正する。
第6条第2項第4号中「をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)」を「(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号。以下「育児休業条例」という。)第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

第6条第4項第4号中「をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)」を「(第2項第4号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第41号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報

を入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル
7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に戻り、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する

権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院移動型X線装置保守業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	納入日から72箇月間
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療関連業務」 種目「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年9月26日から令和4年10月3日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年10月13日 午前10時00分 ※ 川崎市病院局公告第42号 案件1と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第42号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年9月26日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル
7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者に

は、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口には回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する移動型X線装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年9月26日から令和4年10月3日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年10月13日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告第41号 案件1と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	イントラパソコン用ウイルス対策ソフトライセンス
	履行場所	川崎市川崎区砂子1-8-9 (川崎市病院局経営企画室)
	履行期間	契約締結日から令和4年11月4日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「コンピュータ」 種目「ソフトウェア・消耗品」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年9月26日から令和4年10月3日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年10月13日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	令和4年度川崎病院給食用米穀の単価契約(11月～3月期)
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和4年11月1日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「食料品」 種目「食料品」
	地域区分	「市内」、「準市内」
	その他	競争参加申込時に、銘柄など納品予定米が仕様書中「1品名」に定める仕様を満たすことがわかる書面を提出すること。 (書面審査の結果によっては、サンプル品の提出を求める場合がございます。)
競争参加の申込	令和4年9月26日から令和4年10月3日まで受け付けます。	

現 場 説 明 会	行いません。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和4年10月13日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件4)

競 争 入 札 に 付 する 事 項	件 名	令和4年度井田病院給食用米穀の単価契約(11月～3月期)
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1(川崎市立井田病院)
	履行期間	令和4年11月1日から令和5年3月31日まで
競 争 参 加 資 格	名簿の 登 録	業 種「食料品」 種 目「食料品」
	地域区分	「市内」、「準市内」
	そ の 他	競争参加申込時に、銘柄など納品予定米が仕様書中「1品名」に定める仕様を満たすことがわかる書面を提出すること。 (書面審査の結果によっては、サンプル品の提出を求める場合がございます。)
競争参加の申込	令和4年9月26日から令和4年10月3日まで受付けます。	
現 場 説 明 会	令和4年10月7日までに適宜通知します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和4年10月13日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件5)

競 争 入 札 に 付 する 事 項	件 名	川崎病院で使用するデフィブリレータの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1(川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
競 争 参 加 資 格	名簿の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし。
競争参加の申込	令和4年9月26日から令和4年10月3日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	行いません。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和4年10月13日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件6)

競 争 入 札 に 付 する 事 項	件 名	川崎病院で使用する自己血回収装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1(川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで

競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年9月26日から令和4年10月3日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年10月13日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用するディスクパブリッシャーの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年9月26日から令和4年10月3日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年10月13日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第11号

局内一般
消防署

川崎市消防局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月15日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市消防局公文書管理規程の一部を改正する訓令

川崎市消防局公文書管理規程(昭和61年消防局訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第10条を第10条の2とし、第9条の次に次の1条を加える。

(公文書の作成)

第10条 事案の処理に当たっては、公文書を作成するものとする。ただし、事案が特に軽易なものにあつては、口頭により決裁を受けて処理することができる。

2 事案の処理と同時に公文書を作成することが困難な場合にあつては、口頭により決裁を受けて処理するものとし、事後速やかに公文書を作成するものとする。

第15条第1項中「事案の処理に当たっては、公文書を作成するものとし」を「第10条の規定に基づき」に改める。

第19条第1項第1号中「決裁又は専決の権限を有するもの(以下「決裁責任者という。）」を「決裁又は専決の権限を有する者(以下「決裁責任者」という。）」に改め、同条第2項第1号中「、紙決裁にあつては起案者は重要と認められるものについて起案者は決裁責任者の認印を受けること。」を「、紙決裁にあつては起案者は重要と認められるものについて決裁責任者の認印を受けること。」に改め、同項第2号中「、紙決裁にあつては起案者は不在であつた者の認印を受ける

こと。」を「、紙決裁にあつては代理した者はその趣旨を上司に報告すること。」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 後閲により処理した場合、電子決裁にあつては不在であった者は文書管理システムにおいて当該公文書の内容を確認し、紙決裁にあつては起案者は不在であった者の認印を受けること。

第21条を次のように改める。

(事後の公文書の作成)

第21条 第10条第2項の規定に基づき事後に公文書を作成するときは、この章の規定に準じて行うものとする。

第21条の2を削る。

第22条第2項を削る。

第11号様式を次のとおり改める。

第11号様式

電話来訪応接書

種 別	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> 来訪
応 接	年 月 日	時 分頃
相 手 方 (発 信 者)	住所又 は所属	TEL
	氏 名	
応 接 者 (受 信 者)	所 属	
	氏 名	TEL
応接要旨		
処理経過		

*緊急を要する事項又は軽易な事項についてはこのまま、その他は起案文書にこれを添付する等適宜の処理をしてください。

附 則 (令和4年9月15日消防局訓令第11号)
(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。
(経過処置)
- 2 令和元年5月1日から施行の日までに総務部庶務課文書主任に引き継ぎされた重要な公文書については、文書所管課へ返却するものとする。
なお、令和元年より前に起案された重要な公文書については、従前の例により、総務部庶務課で保管するものとする。

川崎市消防局訓令第12号

局内一般
消防署

川崎市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月26日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市消防職員服務規程の一部を改正する
訓令

川崎市消防職員服務規程（平成10年消防局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「川崎市職員ICカード」を「川崎市役所ICカード」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第3号様式を次のように改める。

(発行年月日)	(カード固有番号)
川 崎 市 役 所 I C カ ー ド	
(氏名カナ) (職員コード)	

縦 5.4センチメートル
横 8.55センチメートル
地色 白
附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。
(川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部改正)
- 2 川崎市消防職員出勤記録整理規程（昭和45年消防局訓令第7号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第2項ア中「川崎市職員ICカード」を「川崎市役所ICカード」に改める。

川崎市消防局訓令第13号

局内一般
消防署

川崎市消防職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市消防職員の育児休業等に関する規程
の一部を改正する訓令

川崎市消防職員の育児休業等に関する規程（平成4年消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「行い、条例第3条第8号」を「、条例第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4に規定する場合」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が、当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業（同号に規定する地方等育児休業をいう。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合
- (3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月到達日以前の日である場合

第2条第2項中「非常勤職員が条例第3条第8号」を「任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号」に改め、同条第3項を削る。

第3条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第3条 法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合にあっては、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日がある

こととなるものに限る。)

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第4条第2項中「第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第6条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該各号に規定する育児休業（第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。

第6条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第6条の4第1項中「育児休業等計画書は第2号様式」を「育児短時間勤務計画書は第3号様式」に改める。

第1号様式（表）を次のように改める。

第1号様式

(表)

所属 →

消防局

押 印 欄		担任	係長	課長	部長	局長
育 児 休 業 承 認 請 求 書 年 月 日 消 防 長 様 所 属 _____ 氏 名 _____ 職員コード _____						
次のとおり育児休業の承認を請求します。						
請求に係る子	氏 名					
	続 柄 等					
	生年月日	年 月 日生				
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）					
既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで					
配偶者	氏 名					
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
備考	-----					

第1号様式(裏)記入上の注意第1項中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業」を「川崎市職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長」に改め、同様式(裏)記入上の注意第3項中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の」を「条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする」に改め、同様式(裏)記入上の注意第5項中「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)」を削る。

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式

所属→

消防局

押 印 欄	担任	係長	課長	部長	局長
育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書					
年 月 日					
消 防 長 様					
所 属 氏 名 職員コード					
川崎市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。					
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。					
請 求 に 係 る 子					
子 の 氏 名		生 年 月 日		年 月 日	生
請 求 者 の 計 画					
請 求 期 間		年 月 日	から	年 月 日	まで
再度の請求予定期間		年 月 日	から	年 月 日	まで
備 考					

- (注)1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。
- 2 請求者の請求期間には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行

監 査 公 表

4 川 監 公 第 9 号

令和4年10月11日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 植 村 京 子

同 浅 野 文 直

同 山 田 晴 彦

<p>7 監査の結果</p> <p>川崎市監査基準（令和2年川崎市監査訓令第1号）に準拠し、前述のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。</p> <p>これらの多くは、工事費の積算及び施工管理に係る職員の関係法令等の内容や現場状況の確認が十分でなかったことによるものであり、廃棄物の処理に適正さを欠く事例も見受けられた。</p> <p>工事費の積算及び施工管理に当たっては、これらの点に十分留意の上、安全かつ適切に工事を執行されたい。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理の施工管理を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は、既存のパックネットの補修を行うものである。</p> <p>このうち、廃棄物の処理についてみてみると、撤去に伴い発生する関する法律（昭和45年法律第137号）によると、撤去に伴い発生するコンクリート殻等は、産業廃棄物に該当するため、請負者はそれを適正に処理しなければならない。また、環境省が定める建設廃棄物処理指針によると、工事において発生する産業廃棄物について、監督員は、適正に処理されたことを確認しなければならない。</p> <p>しかしながら、請負者は、産業廃棄物の中間処理において、処分を委託することとしたが、委託契約が必要となる場所委託契約を結ばずに処分を行わせており、監督員は、請負者が適正に産業廃棄物を処分しているかどうかを確認できていなかった。</p> <p>産業廃棄物処理の施工管理に当たり、監督員は、関係法令等を遵守し、処理状況を適切に確認されたい。</p> <p>(工事番号14)（建設緑政局緑政部みどりの保全整備課多摩川管理事務所）</p>	<p>1 監査の種類</p> <p>定期（工事）監査</p> <p>2 監査の対象</p> <p>環境局、建設緑政局、港湾局</p> <p>3 監査の範囲</p> <p>令和2年度及び令和3年度に完了した工事及び設計等業務委託</p> <p>4 監査の期間</p> <p>令和4年4月1日から令和4年9月26日まで</p> <p>5 監査の方法</p> <p>監査の範囲に示した工事及び業務委託241件のうち、工事44件、業務委託6件、合計50件を抽出し、工事に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。</p> <p>なお、監査実施状況は別表第1、監査実施工事等の一覧は別表第2のとおりである。</p> <p>6 監査の着眼点</p> <p>(1) 計画 事業計画等は明確か。また、各種協議及び手続は適正に行われているか。</p> <p>(2) 設計 関係法令等の適用、設計基準等の整備状況及び運用は適正か。</p> <p>(3) 積算 数量、単価、歩掛りは正確か。また、その算出根拠は明確か。</p> <p>(4) 契約 契約の方法及び手続は適正に行われているか。</p> <p>(5) 施工 関係法令等に基づき設計図書どおり適正に施工されているか。</p> <p>(6) 検査 検査は適正に行われているか。</p> <p>(7) 維持修繕 維持修繕の時期及び内容は適正か。</p> <p>(8) 業務委託 委託料の積算は正確か。また、委託成果は適正か。</p>
---	---

このうち、コンクリートの品質管理のために行う圧縮強度試験について
 みたところ、川崎市土木工事施工管理基準（以下「施工管理基準」とい
 う。）に定める川崎市土木工事試験実施要領（以下「試験実施要領」とい
 う。）によると、圧縮強度試験は、公的試験機関において実施しなければ
 ならないとされているが、それ以外の機関で行われていた。

これは、施工管理基準及び試験実施要領の内容について、監督員の確認
 不足によるものである。

コンクリート工事の施工管理に当たり、監督員は、品質管理が適切に行
 われるよう関係基準等の内容を十分に確認されたい。

(工事番号22) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

(4) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきも
 のがあった。その概要は次のとおりである。

ア 工事設計要領書の改訂等適切に行うべきもの
 工事設計要領書（環境局施設部）の改訂及び運用が適切に行われてい

なかつた事例

(工事番号1) (環境局施設部施設建設課)

(工事番号2) (環境局施設部施設整備課)

イ 積算内容の確認を十分に行うべきもの

工事費の積算における共通費の算定に誤りがあった事例

(工事番号6) (環境局施設部施設整備課)

ウ 廃棄物の処理について施工管理を適切に行うべきもの

廃棄物を請負者の責任において適正に処理させていなかった事例

(工事番号8) (建設緑政局緑政みどりの保全整備課)

(工事番号46) (港湾局川崎港管理センター整備課)

(2) 掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの
 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（切廻し道路）工事は、切回
 し道路等を築造するものであり、東扇島掘込部排水管移設（その2）工事
 は、排水管を移設するものである。ほか3件の工事は、道路照明灯を更新
 するものである。

これらの工事において、掘削時の安全対策についてみてみると、建設工
 事公衆災害防止対策要綱土木工事編によると、地盤を掘削する場合におい
 ては、切取り面にその箇所土質に見合った勾配を保って掘削できる場合
 を除き、掘削の深さが1.5メートルを超える場合には、原則として、土
 留工を施すものとされているが、掘削の深さが1.5メートルを超えてい
 るにもかかわらず、土留工による安全対策が施されていないかった。

監督員は、掘削の深さが1.5メートルを超える工事現場の状況を把握
 していたが、土留工について、請負者との協議を適切に行っておらず、請
 負者に対して指示が遅れたものと工事全体に対して指示を十分に行えてい
 なかつたものがあった。

掘削時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、
 請負者と必要な協議を行うとともに、請負者に対して安全管理の徹底につ
 いて指導されたい。

(工事番号17、20) (建設緑政局道路河川整備部施設維持課)

(工事番号23) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

(工事番号28) (建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

(工事番号37) (港湾局川崎港管理センター整備課)

(3) コンクリート工事の施工管理を適切に行うべきもの

本工事は、既存道路舗装等の改良及び地下機械式駐輪場の新たな整備を
 行うものである。

別表第2 監査実施工事等の一覧

Table with 15 rows and 10 columns: 工事番号, 件名, 履行場所, 概要, 請負者又は受託者, 契約方法, 当初契約金額(円), 最終契約金額(円), 契約年月日, 完成年月日. Contains details for various construction and maintenance projects across different wards.

- エ 高所作業時の安全に関する指導を適切に行うべきもの
高所作業時の墜落防止措置の徹底がなされていなかった事例
(工事番号2.5) (建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)
オ 積算内容の確認を十分に行うべきもの
土留工の積算に当たり、資材の賃料等を一部計上していなかった事例
(工事番号2.6) (建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)
カ 工期延期に係る手続きを適切に行うべきもの
書面による工期延期に係る指示を行っていなかった事例
(工事番号3.8) (港湾局川崎港管理センター整備課)

別表第1 監査実施状況

Summary table with 4 columns: 監査の対象, 監査の範囲 (件数, 契約金額), 監査実施工事等 (件数, 契約金額). Rows include 環境局, 建設緑政局, 港湾局, and 合計.

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者又は受託者	契約方法	当初契約金額(円) 最終契約金額(円)	契約年月日	完成年月日
31	東區島根区道路新築工事の工事	川崎市川崎区東區島根先	舗装築造工 ヘアリフトカーブ(90度)一式	東部みおみ・大木株式会社	一般競争	2,172,500,000 2,222,830,600	R1.7.2	R3.3.15
32	コンテナターミナル改良工事	川崎市川崎区東區島2号地内	コンテナ庫置場併用、RTG走行路、中央通路の整備	佐藤建設・加藤工建	一般競争	498,300,000 503,232,400	R1.10.15	R3.3.11
33	東區島一丁目5m幅道路改良工事	川崎市川崎区東區島2号地内	歩道工(舗装改良)一式 歩道幅員10～15m 付帯施設改良、等一式	東亜建設工業 東洋建設	一般競争	112,222,000 114,419,800	R3.3.9	R3.9.27
34	道路2期仮設橋立撤去工事	川崎市川崎区東區島2号地内	延長148m 幅員10～15m	順藤木工業	一般競争	25,124,000 同上	R3.12.6	R4.3.28
35	道路2期仮設橋立撤去工事	川崎市川崎区東區島2号地内	舗装工一式 区画線工一式	大東建設	一般競争	31,647,000 31,795,300	R3.4.30	R3.9.16
36	南區島田地区11号地改良工事	川崎市川崎区東區島2号地内	舗装カーブ撤去工一式 舗装カーブ撤去工一式 舗装撤去工一式	大川原建設	一般競争	40,357,000 同上	R3.9.10	R4.3.28
37	東區島根区道路新築工事	川崎市川崎区東區島2号地内	舗装工(区画内径1,000mm) 幅員10～15m N=2箇所	順ASAIDA	一般競争	60,850,000 61,276,600	R3.4.1	R3.12.15
38	千歳野渡橋撤去改良工事	川崎市川崎区千歳野渡	コンクリート舗装工 L=46.1m	吉川海神興業	一般競争	75,570,000 81,253,800	R3.5.19	R3.11.9
39	東區島小坂橋撤去改良工事	川崎市川崎区東區島2号地内	鋼管架設工一式 鋼架工一式 鋼管撤去工一式	東亜建設工業 東洋建設	一般競争	108,886,000 同上	R3.9.10	R4.3.11
40	ガストローカーン走行装置改良工事	川崎市川崎区東區島2号地内	走行装置改修	JFEテクノス	直接契約	202,400,000 同上	H30.4.1	R3.3.12
41	川崎港港底浄化改良工事	川崎市川崎区千歳野渡	排水ポンプ改修	上田動力工業	一般競争	19,940,000 同上	R2.9.18	R3.2.19
42	川崎港コンテナターミナル改良工事	川崎市川崎区東區島2号地内	コンテナクレーン更新	JFEエンジニアリング	一般競争	459,800,000 490,196,300	R2.9.16	R4.3.16
43	コンテナターミナル改良工事	川崎市川崎区東區島2号地内	排水設備更新	高橋防災機	一般競争	14,450,000 同上	R3.10.11	R4.3.4
44	コンテナターミナル改良工事	川崎市川崎区東區島2号地内	クレーン改良	JFEテクノス	直接契約	154,000,000 同上	R3.6.18	R4.3.18
45	東區島根区道路新築工事	川崎市川崎区東區島2号地内	道路新築(幅員10～12.7m) 電線沿道内路幅員改良	順セオース東京支店	一般競争	11,250,560 同上	R2.12.22	R4.3.15

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者又は受託者	契約方法	当初契約金額(円) 最終契約金額(円)	契約年月日	完成年月日
16	津島町長崎センター地区水中心センター新設工事	川崎市川崎区津島町10号地ほか	水中心更新 N=2台 水中心センター新設 N=1台	順エンジニアリング	一般競争	37,400,000 同上	R2.11.10	R3.3.19
17	道路照明設置工事	川崎市川崎区下沼瀬	道路照明設置 60基 灯柱基礎 57箇所	西野建設	一般競争	43,637,000 45,468,200	R2.6.22	R2.12.16
18	東區島根区道路改良工事	川崎市川崎区東區島2号地内	歩道照明設置 27基 歩道幅員改良 31台	順山電機	一般競争	46,026,000 48,292,200	R2.9.21	R3.5.18
19	東區島根区道路改良工事	川崎市川崎区東區島2号地内	エレベーター併用走行装置設置 設置工事	東芝エレクトロニクス 赤川支社	直接契約	19,778,000 同上	R3.10.25	R4.3.22
20	道路照明設置工事	川崎市川崎区千歳野渡	道路照明設置 27基 灯柱基礎 4箇所	順山電機	一般競争	15,433,000 同上	R2.7.6	R2.10.28
21	川崎港東區島水工町線(島上)町交差点改良工事	川崎市川崎区島上町2号地先	歩道舗装工(幅員5.77m) 歩道幅員改良(幅員5.97m) 舗装工一式他	関村建設	一般競争	165,121,000 187,482,300	R1.12.2	R2.12.23
22	市道小川町線道路改良工事	川崎市川崎区小川町18番地先	地下埋設式埋設 小=2基 排水構造物工一式他	順東栄代建	一般競争	574,580,000 583,111,400	H31.3.15	R2.5.29
23	市道小川町線道路改良工事	川崎市川崎区小川町18番地先	コンクリート舗装工一式 排水構造物工一式 縁石工一式他	小田土木	一般競争	50,490,000 54,728,400	R2.4.1	R2.11.30
24	中部区内都計道路工区道路築造(電線共同溝)工事	川崎市川崎区小川町21丁目地内	埋設管敷設(φ150埋管) L=116m 埋設管敷設(φ150埋管)L=45m	順三秀	一般競争	106,622,000 112,919,400	R2.9.29	R3.8.23
25	川崎港東區島水工町線(島上)町交差点改良工事	川崎市川崎区東區島2号地内	橋脚換一式	長栄興業	一般競争	27,181,000 27,351,800	R2.2.27	R2.6.30
26	主要地方道多摩川(都市)計画道路(2号線)道路築造(3区)工事	川崎市川崎区多摩川町4丁目1番地先	延長105m区間の道路改良工事 (舗装工、橋梁、信号機一式)	東川左野	一般競争	245,190,000 269,283,300	R2.10.7	R3.4.29
27	川崎港東區島水工町線(島上)町交差点改良工事	川崎市川崎区東區島2号地内	橋脚打換工一式 橋脚工一式	幸伸工業	一般競争	139,040,000 142,135,400	R2.8.26	R3.6.28
28	東區島根区道路改良工事	川崎市川崎区東區島2号地内	延長 L=211.2m	順重田組	一般競争	68,385,000 104,654,300	R3.7.13	R4.3.29
29	多摩川(都市)計画道路(2号線)道路築造(4区)工事	川崎市川崎区多摩川町4丁目1番地先	桁立撤去とせり階段、落石防止等の整備	長栄興業	一般競争	167,250,000 110,529,100	R3.4.1	R3.10.29
30	川崎港東區島水工町線(島上)町交差点改良工事	川崎市川崎区東區島2号地内	橋脚換工一式 歩道工一式 歩道幅員改良一式	日本アップ	一般競争	225,500,000 244,109,800	H31.4.26	R2.9.4

工事 番号	件 名	履 行 場 所	概 要	請 負 者 又は委託者	契約 方法	当初契約金額(円) 最終契約金額(円)	契約年月日	完成年月日
46	東區島田通道路改良詳細 設計委託	川崎市山崎区東區 島田内	東區島田通道路の道路構造の 検討	㈱アミンク	一般 競争	11,571,120 同上	R2.9.16	R2.12.22
47	入江崎クォーターゾーン一環設 予定地地質調査業務委託	川崎市山崎区備後3 丁目1丁目地目ほか	地質調査	㈱ソリス テム山崎支 所	一般 競争	9,639,850 9,452,300	R3.9.8	R4.1.27
48	生田緑地社会体育利用通関 詳細設計業務委託	川崎有多摩区長見2 丁目地内	道路詳細設計、重方式掘削、地 質調査業務	㈱東光コン クリンツ有限 会社	一般 競争	14,374,800 15,695,300	R3.5.21	R4.3.23
49	IR武蔵小杉駅新設改札口 への移行者カウンター詳細設計 委託	川崎市中原区第九 子東1丁目地内他	移行者カウンター詳細設計、階段工 程設計、工事計画及び関係計画と して、関係機関との調整、重 方式掘削、他	中鉄コン クリンツ有 限会社山崎 支所	一般 競争	11,721,600 同上	R3.9.3	R4.3.23
50	JR武蔵小杉駅新設改札口 構内工事詳細設計業務 委託	川崎市山崎区呑島 町地先	飲食調査等現地調査、対策工設 計業務	㈱リニエ タルコン クリンツ有 限会社山崎 支所	一般 競争	17,236,000 20,753,900	R3.2.15	R4.1.31

人事委員会規則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月21日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第17号

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の17の項中「8週間目に当たる日」を「1年を経過する日」に改め、同表備考12関係第4号、同表備考16関係第4号、同表備考17関係第3号、同表備考18関係第3号及び同表備考19関係第4号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月21日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第18号

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5の15の項中「8週間目に当たる日」を「1年を経過する日」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

職員共済組合規則

川崎市共済規則第1号

川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則をここに公告する。

令和4年9月30日

川崎市職員共済組合
理事長 伊藤弘

川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

川崎市職員共済組合貸付規則（昭和43年川崎市共済規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号本文中「給与で」を「ものとして」に、「掲げる給与」を「定めるもの」に改め、同号ウ中「第2条第5号」を「第2条第1項第6号及び第7号」に、「給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与」を「報酬（地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する報酬をいう。）」に改める。

附 則（令和4年9月30日共済規則第1号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

職員共済組合規程

川崎市共済規程第2号

川崎市職員共済組合貸付規則施行規程の一部を改正する規程をここに公告する。

令和4年9月30日

川崎市職員共済組合
理事長 伊藤弘

川崎市職員共済組合貸付規則施行規程の一部を改正する規程

川崎市職員共済組合貸付規則施行規程（昭和43年川崎市共済規程第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第2の2号を次のように改める。

附 則（令和4年9月30日共済規程第2号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号

貸付決定番号	
--------	--

押 印 欄

貸付限度額	万円
貸付日	年 月 日

貸付決定金額				0	0	0	0	円
差額貸付額								円

貸付金申込書(普通・特別)

年 月 日

(宛先)

川崎市職員共済組合理事長

下記のとおり川崎市職員共済組合貸付規則に基づいて借り受けたいので次のとおり申込みます。

申 込 金 額				万円	償還回数	回	一回の償還額※	円	
	* 「償還回数」又は「一回の償還額」のどちらかを選択してください。								
申 込 理 由	普通貸付	11 出 産(本人・被扶養者) 12 自動車(本人)					団体信用生命保険		
	特別貸付	51 医 療 52 入 学 53 結 婚					1 加入する		
		54 葬 祭 71 修 学					2 加入しない		
	対象者氏名				年齢		続柄		
申 込 者	支払コード	職 員 コード	職 名	氏 名	フリガナ				
				名	印 ※申込人自ら署名する場合は押印不要です				
				生年月日	年	月	日		
	所属	局	部	課(係)	所属電話	(内線)			
現住所	〒 - 電話番号 - -								
	採用年月日	組合員期間	給料月額						
	年 月 日	年 月	表 級 号 円						
貸付金振込先	金融機関名	支 店 名	普通預金口座番号			口 座 名 義 人 (カタカナ)			
	銀行	支店							

(注) 太枠線内を記入してください。

※ 貸付申込時の適用利率で計算しているため、今後適用利率が変われば償還額も変わります。

※ 「給料月額」について、令和4年10月1日以降組合員適用となった短時間勤務職員においては、「報酬月額」と読み替えて記入してください((表 級 号)の記入は不要です。)

様式第2号

(表)

貸付決定番号	
--------	--

押 印 欄

貸付限度額	万円
貸付日	年 月 日

貸付決定金額				0	0	0	0	0	円
差額貸付額									円

貸付金申込書(住宅・介護・災害)

年 月 日

(宛先)

川崎市職員共済組合理事長

下記のとおり川崎市職員共済組合貸付規則に基づいて借り受けたいので次のとおり申込みます。

申 込 内 容	申込金額				万円	償還回数	一回の償還額※
	定期償還分				万円	回	円
	期末手当等償還分				万円	回	円
申込理由	1 新築 2 増築 3 改築 4 住宅購入 5 土地購入 6 敷地購入 7 介護					団体信用生命保険 1 加入する 2 加入しない	
申 込 者	支払コード	職員コード	職名	氏名	フリガナ	印	
						※申込人自ら署名する場合は押印不要です	
				生年月日	年 月 日		
	所属	局 部 課(係)			所属電話	(内線)	
現住所	〒 - 電話番号 - -						
	採用年月日		組合員期間	給料月額			
	年 月 日		年 月	表 級 号 円			
貸付金 振込先	金融機関名	支店名	普通預金口座番号		口座名義人(カタカナ)		
	銀行	支店					

(注) 太枠線内を記入してください。裏面にも記載事項がありますので続けてご記入下さい。
「給料月額」について、令和4年10月1日以降組合員適用となった短時間勤務職員においては、「報酬月額」と読み替えて記入してください((表級号)の記入は不要です。)

(裏)

新居に同居予定の 家 族 構 成	本人・配偶者・子・父 母・兄弟姉妹・() 計 人	現 在 の 住 宅 の 状 況	1 持家 2 賃貸住宅(民間) 3 給与住宅 4 公営住宅 5 親所有の家に同居 6 その他()		
貸付 対 象 物 件 の 状 況	登記表示				
	住居表示				
	建物の構造	主 柱	屋 根	階 数 構 成	間 取 り
		1 鉄筋コンクリート	1 瓦 葺	1 平 屋	L・D・K・S 建物 延床 m ² マンション 専有面積 m ²
		2 鉄骨鉄筋コンクリート	2 スレート葺	2 地上 階	
3 軽量鉄骨		3 陸屋根	3 地上 階		
4 木造	4 カラーベスト	地下 階			
5 その他	5 その他	マンションの場合 階 号室			
敷 地	1 所 有 地 2 借 地 3 購入予定地	地積 _____m ²	地目 _____		
物件の種類	1 専用住宅(戸建) 2 二世帯住宅 3 共同住宅(マンション) 4 店舗・事務所併用住宅(同居の親族が使用するもの)				

資 金 計 画	共 済 借 入 金	本人							円
		共有者							円
	住 宅 金 融 公 庫	本人							円
		共有者							円
	そ の 他 借 入 金	本人							円
		共有者							円
	自 己 資 金							円	
								円	
								円	
	合 計							円	

* 共済組合記入欄

差 額 貸 付	貸 付 額								円
	返 済 元 金								円
	利 息								円
	返 済 元 利 金								円
既 貸 付	差 額 貸 付 額								円
	貸付決定番号								
	貸 付 日								
	貸 付 額								

様式第2の2号

借入状況等申告書

_____年 月 日

(宛先) 川崎市職員共済組合理事長

貸付申込日現在、私の債務整理の状況、借入金の状況、給料に占める返済割合は、下記のとおり相違ありません。なお、事実確認のために関係書類等の提出を求められた場合は、これに応じます。

また、私が川崎市職員共済組合の債務について破産手続又は再生手続を開始し、川崎市職員共済組合がその事実を確認した場合若しくは貸付規則又は施行規程に違反した場合は、任命権者及び所属長へ当該事実を連絡することについて同意します。

所 属	職員コード	職 名	氏 名(必ず自署してください。)

過去に債務整理(自己破産・個人民事再生・任意整理) ある ・ ない
 の手続きをしたこと又は今後する予定がありますか。(該当する方に○をつけてください。)

あるに該当する場合は貸付できません。

借 入 金 明 細 (下記の「記入上の注意」をお読みのうえ御記入ください。)				
借 入 先	借 入 額	現在の残高	返済額(給料)	返済額(期末手当等)
共済組合(今回分除く)	万円	円	円	円
職員厚生会	万円	円	円	円
住宅金融支援機構	万円	円	円	円
銀 行	万円	円	円	円
その他()	万円	円	円	円
今回の共済組合の貸付	万円	円	円	円
今回の共済組合以外の貸付	万円	円	円	円
合 計	万円	円	(B) 円	(E) 円

貸付申込時の給料(本俸)に占める毎月返済金額の返済割合(30%を超える場合は貸付できません。)

A. 給料月額(本俸)	B. 返済額(給料)	返済割合(B/A×100)
円	円	%

(小数点以下切り捨て)

※令和4年10月1日以降組合員適用となった短時間勤務職員については、給料を「報酬」と読み替えて記入してください。

貸付申込時の年収に占める年間返済金額の返済割合(30%を超える場合は貸付できません。)

C. 年収額{A×12+A×4}	D. 返済額{B×12+E×2}	返済割合(D/C×100)
円	円	%

(小数点以下切り捨て)

・虚偽の申告をした場合には、原則として貸付金を即時償還していただきます。

*「借入金明細」記入上の注意

- 今回の共済貸付申込時に借受されている全ての借入金について、正確に、漏れなく記入してください。また、借入金がある場合は償還予定表等返済状況のわかる資料を添付してください。
- 共済修学貸付の返済額は、在学中で利息のみ支払っている場合でも卒業後の元金償還額を記入してください。
- その他の()には借入先を記入し、複数ある場合は額を合算し、主な借入先を()に記入してください。
- 返済額が一定でないものは、今回申込時現在の返済額を記入してください。
- 今回の共済組合以外の貸付には、今回の共済貸付と同じ事由で借り入れる(予定)額を記入してください。

職員共済組合告示

川崎市共済告示第2号

川崎市職員共済組合定款（昭和37年12月1日共済告示第4号）の一部を変更したのでここに告示する。

令和4年9月30日

川崎市職員共済組合
理事長 伊藤 弘

川崎市職員共済組合定款（昭和37年12月1日川崎市共済告示第4号）の一部を次のように変更する。

第9条第2項の表中「危機管理本部」の次に「川崎市職員共済組合事務局」を加える。

第12条第2項の表中「危機管理本部」の次に「川崎市職員共済組合事務局」を加える。

附 則（令和4年9月30日共済告示第2号）

1 この変更は、令和4年10月1日から施行する。

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第140号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第141号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第142号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年度	科目	期別	この公告により 滞納処分に着手しうる日	件数・ 備考
令和 4年度	国民健康 保険料	1期	令和4年10月1日（1期）	計23 件
令和 4年度	国民健康 保険料	2期	令和4年10月1日（2期）	計35 件
令和 4年度	国民健康 保険料	3期	令和4年10月1日（3期）	計1 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第143号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之
(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第49号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年9月15日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ

た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市幸区公告第50号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年9月15日

川崎市幸区長 赤坂慎一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市幸区公告第51号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月20日

川崎市幸区長 赤坂慎一

（別紙省略）

川崎市幸区公告第52号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月20日

川崎市幸区長 赤坂慎一

（別紙省略）

川崎市幸区公告第53号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月29日

川崎市幸区長 赤坂慎一

（別紙省略）

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第47号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

（別紙省略）

川崎市中原区公告第48号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第3期	令和4年10月1日	3件
令和4年度	介護保険料	第4期	令和4年10月1日	3件

（別紙省略）

川崎市中原区公告第49号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第1期	令和4年10月1日	計2件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第50号

次の保険料等に係る滞納処分書類を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

保険料等に係る滞納処分書類

差押調書（謄本） 1件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第51号

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

(別紙省略)

川崎市中原区公告第52号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第

1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和4年9月21日

川崎市中原区長 板橋茂夫

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市中原区公告第53号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和4年9月21日

川崎市中原区長 板橋茂夫

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

高津区公告

川崎市高津区公告第62号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について、住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和4年9月15日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎

市長に対して審査請求をすることができます。この処分
の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ
た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に
ついての決裁があったことを知った日）の翌日から起算
して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の
代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市高津区公告第63号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条
第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、
印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定によ
り、その者に通知しなければならないところ住所及び居
所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和4年9月15日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

この処分について不服がある場合は、この処分があつ
たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎
市長に対して審査請求をすることができます。この処分
の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ
た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に
ついての裁決があったことを知った日）の翌日から起算
して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告
の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市高津区公告第64号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す
べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が
不明のため送達することができないので、国民健康保険
法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭
和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告しま
す。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和4年9月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

（別紙省略）

川崎市高津区公告第65号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す
べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が
不明のため送達することができないので、介護保険法
（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地
方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定によ
り公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和4年9月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第1期分	令和4年10月1日 (第1期分)	計1件
令和4年度	介護保険料	第3期分	令和4年10月1日 (第3期分)	計1件
令和4年度	介護保険料	第4期分	令和4年10月1日 (第4期分)	計2件
令和4年度	介護保険料	第5期分	令和4年10月1日 (第5期分)	計9件

（別紙省略）

川崎市高津区公告第66号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の
者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及
び事業所が不明のため送達することができないので、高
齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第
20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和4年9月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第1期分	令和4年10月1日 (第1期分)	計2件
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第2期分	令和4年10月1日 (第2期分)	計2件

（別紙省略）

川崎市高津区公告第67号

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達
すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所
が不明のため送達することができないので、国民健康保
険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法
（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告
します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和4年9月30日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

（別紙省略）

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第32号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の

者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月20日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第42号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第43号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和4年9月30日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第44号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条

第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年9月30日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第44号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月20日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第45号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月20日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

正 誤

川崎市公報第1,851号(令和4年9月26日発行)3,479ページ中「川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(第56号)」は「川崎市健康増進法施行細則の一部を改正する規則(第56号)」の誤り。